environment Update　第16号

－海外環境関連情報誌－　Vol.3　No.4　(2001.11)

CONTENTS

EEE，WEEE及びRoHSの最新動向

EEE指令案の動向　2

WEEE　&　RoHS指令案の動向　7

環境セミナー「WEEE　&　RoHS指令法制化を巡る審議動向と産業界の対応」におけるQ　&　A
Hunton　&　Williams法律事務所　Mr.Gandido　Tomas　及びGAIA　MOLYNEUX
日機輸ブラッセル事務所　藤井　敏彦　9

RoHS指令案　new　product　placing　on　the　market　の法的解釈　16

WEEE　&　RoHS、日欧米共同ポジションペーパー　～欧州議会機関誌に掲載～　18

ブリュッセル短信

欧州の団体以外は排除　－　欧州団体の古めかしい体質　－
NEC Europe Ltd.　Brussel　Ofice　杉山　隆　20

EUの環境政策

欧州グリーン調達ガイドライン　8

モニタリング

欧州　・連載　欧州環境規制動向
～在ブラッセル弁護士モニタリング情報　⑰　45

米国　・連載　米国における環境関連動向
～在ワシントンコンサルタントによるモニタリング情報　⑫　65

環境・安全グループニュース

環境･安全グループ担当委員会活動状況　71

事務局便り　73

EEE 指令案の動向

環境・安全グループ

欧州委員会企業総局が本年 2 月に新 1.0 次作業ペーパーを発表した EEE 指令案（本誌 Vol.2、No.6 に掲載）は、最近では動きが止まっていて、当分の間その改訂版は提示されないようである。

以下は、当組合ブラッセル事務所からの情報を基に最近の EEE 指令案の情報を整理したものである。

1. EEE 指令案の最近の動き

(1) 現在の位置づけ

欧州委員会企業総局が進めようとしている EEE 指令案は、今や suspended 状態にある。その主な理由は次の 3 つである。

① 現在、外部コンサルタントにビジネスインパクトを委託調査中で、この完成が来年春以降であること
② 企業総局の EEE のドラフト作成担当官が人事異動となり、後任人事が遅れていたこと。（最近ようやく後任者が決まった）
③ 米系および一部欧系産業界のポジションに変化が見られ、これまでの賛成・支持派から指令案の撤回という法制化に真っ向から反対する立場に変わったこと

このため、年内もしくは来年春まで EEE 指令案の改訂版作業ペーパーは発表されそうもないというのが現地の見方である。

(2) ドラフト提示の経緯

欧州委員会企業総局は、2000 年 4 月に第 1 次ドラフトを提示し、同年秋には第 2 次ドラフトをもって産業界との会合やワークショップ開催した。そこで NGO や一部産業界からの批判を受けて、企業総局は、これまでのドラフトを単なる検討のたたき台と意味付け、翌年に新たなドラフトを提示すると約束した。

2001 年 2 月に、企業総局は新 1.0 次バージョンとして作業ペーパーを発表し、これをもって翌 3 月にはステークホールダーとの会合を開催した。

(3) 指令案の考え方（前述のとおり本誌既刊号参照）

～ニューアプローチ手法～

- 必須要求事項 --- LCA による環境配慮を求める「必須要求事項」を適用して設計
- 適合性評価 ---（上市前に）内部設計管理、または環境保証システムによる適合性評価手続きの実行
- CE マーキング表示／適合宣言書
- 見做し適合 --- 整合規格、エコラベル、EMAS･監査、環境協定規定の適用
- 上市

注 i) WEEE 指令案の前文で、欧州委員会提案と欧州議会修正意見の中で、「環境影響を最小化にする設計・製造の規定」の必要性を言及（特に、委員会はニューアプローチによる手法を主張）している。

ii) ニューアプローチ指令とは、指令上は抽象的に必須要求事項を規定し、それに適合するよ

う製品を設計しなければならず、適合しない場合は上市・販売できない。実際は欧州標準規格が整合規格となり、整合規格に適合しなくても法律的には上市可能だが、整合規格と同等ぐらいの厳しさのものであるかチェックできる（整合規格が事実上の強制規格となる）。

(4) 産業界が指摘する主な問題点

これまで産業界などが指摘してきた問題点は次のとおりである。

- 必須要求事項の LCA は実用的でなく、判断基準などが意図的になり易い。
- 新しい技術の進歩を抑制する可能性。
- 部品メーカーへの情報提出義務（過大な負担、調達先がグローバルなど）。
- 欧州規格のみ見做し適合される。
- 欧州標準の押付けはグローバルな製品設計に支障をきたす。
- メーカーの費用負担、ひいては消費者の負担に影響。
- 法的確実性（実行可能性）。

2. 産業界のポジション

企業総局が 2000 年 10 月に開催した産業界との会合では、欧米産業界はこぞって賛成、JBCE は法案の必要性に疑問を投げかけた。しかし、前述のとおり、最近の動きでは賛成派の一部欧州系業界も反対に回り、米系関係 4 団体も指令案の撤回を求めている。

産業界のポジションを整理すると概ね次のとおりである。

		以前のポジション	現在のポジション
欧系	機械/電機（ORGALIME）	大賛成	不明
	電　子　/　通　信 (EICTA、EACEM)	総論賛成、各論反対	改善されれば推進派は受け容れ（米系企業も主要メンバー）
	白物（CECED）	基本的に賛成	総論賛成各論反対を経て、指令案の提出に反対
米系	(AEA、EIA、NEMA、SIA)	反対と賛成両派	指令案の提出に反対
日系	(JBCE*)	指令案の必要性なし（孤立）	検討中**
NGO	**欧州環境ﾋﾞｭｰﾛｰ**（EEB)	強硬に反対	（未確認）

（注） * JBCE:在欧日系企業ビジネス協議会（事務局は日本機械輸出組合ブラッセル事務所内）
** JBCE は EEE についての質問を作り直す作業に着手予定。

なお、米系産業界のポジションとして、去る 8 月に AeA （前 American Electronics Association)、EIA (Electronic Industries Alliance)、NEMA (National Electrical Manufacturers Association)、SIA (Semiconductor Industry Association)の 4 団体が作成したポジションペーパーの 7 つの柱は次のとおりである。また参考にその要約も紹介する。

- 提案の撤回 → 自主的なイニシアティブで対応できる
- 他の法規と整合性をもった包括横断的な法的アプローチが必要
- 必須要求事項、関連規格は設計の柔軟性を阻害し、製品の技術革新を拘束
- 要求事項のスコープが広範、域外に環境的・経済的に影響
- 製品設計の執行上問題あり
- DfE は国際的ガイドラインであるべき
- LCA ツールであって強制されるべきでない

参 考 ＜EEE に関する AeA, EIA, NEMA, SIA のポジション・ペーパーの要約＞

本ペーパーは、「電気電子機器（EEE）の環境に与えるインパクト」に関する欧州委員会指令案に対する 4 つの主要な電気電子工業会 － AeA（前 American Electronics Association）、EIA (Electronic Industries Alliance)、NEMA (National Electrical Manufacturers Association)、SIA (Semiconductor Industry Association) － の見解をまとめたものである（これら見解のより完璧な議論のためには付属書 1 を、各団体の詳細説明については付属書 2 を参照←付属書は割愛）。

2001 年 2 月に、欧州委員会企業総局は EEE 指令案のドラフトを発表したが、このドラフト提案に先立って、2 つの内部的な企業総局作業ペーパーに関して選抜された産業界のステークホールダーとの非公式な協議が行われた。これらの協議にもかかわらず、この提案内容は、手続面ならびにラベリングの規定における若干の変更を除いては、当初の内容にほとんど変更がなかった。ドラフト提案は、EU で製品を販売できる条件として、製品または構成部品のライフサイクルにおけるあらゆる環境特性（attribute）を査定（assess）し、配慮する方法で、電気電子機器を設計することを製造者に求めているものと解釈できる。本ポジション・ペーパーは、何故これらの要求事項が電気電子技術ならびに潜在的に消費者と環境の両方の観点から、実行不可能で、著しく否定的な結果をもたらすかを説明している。

我々は、電気電子機器が環境に与える全体的なインパクトを少なくする上で、電気電子製品の開発、製造、使用、および処分が果たす役割を調べようという欧州委員会の希望を共有している。しかしながら、我々はどのようにこれらのゴールをうまく達成させるかについては欧州委員会と意見を異にしている。産業界は、製品がいかに製造され使用されるかについての現在の実務と詳しい知識に基づいて、消費者のニーズに応えつつ、明確な環境適合設計（design-for-environment）への挑戦を---将来への自主的なコミットメントにより---行うことができると我々は確信する。自主的なアプローチは、消費者への不要なコスト、将来の技術革新への障害、貿易障壁、意図せざる負の環境インパクトという強制的指令がもたらす負の効果を伴わずに、明確なニーズに科学的に応えることができると我々は確信する。

米国 4 団体の勧告の概要

4 団体は、企業総局が指令案を撤回することを勧告する。規制によるイニシアティブに依存するのではなく、明確な環境適合設計に向けた産業界の策定による、自主的な、国際的ガイドラインのような代わりのものを見出す方がより適切である。さらに、懸案の廃電気電子機器（WEEE）に関する EU 指令および電気電子機器における有害物質の使用制限（RoHS）の採択、ならびにまとめられようとしている包括的製品政策と持続可能な開発のための戦略に照らして、我々は欧州委員会が立法の重複が無いように、かつ手始めに自主的イニシアティブを採用することによって環境政策立案に首尾一貫したアプローチを取るよう強く主張したい。このようなアプローチは、自主的なアプローチを推奨した欧州委員会高官達の最近のスピーチと整合する[1]。

[1] 例えば、企業および情報社会担当の欧州委員会委員エルッキ・リーカネン（Erkki Liikanen）が行った SPEECH/01/57「より良い規制：原則から実行へ」ブラッセル、2001 年 2 月 6 日を参照

現在の EEE 案に対する見解

4 団体は次のとおり確信する：

1. 電気電子製品をカバーする規範的、規制的な環境適合設計指令は不必要である。現存する産業界の自主的イニシアティブおよび法規は、電気電子製品の使用によって生じる可能性のある多様な環境懸念（concerns）に対応している。もし別の環境上のニーズや問題点（issues）が明確になり、かつ科学的に正当化されたら、電気電子産業は将来の自主的イニシアティブによって対応することができる。

2. 欧州委員会は、環境上の懸念に対応するために、整合性をもった包括・横断する（over-arching）法的／規制的アプローチを採択する必要がある。EEE のドラフトは真空の中で作成されるわけではない。WEEE と RoHS 指令は欧州議会と理事会における法制化プロセスによって出来上がりつつある。両指令は共に、引き取りコストならびに特定の有害物質を除去した新製品の設計という形で、電子産業に莫大な負担を課すことになる。同時に欧州委員会は、包括的製品政策（IPP）と持続可能な開発の推進戦略の創案作りに選抜されたステークホールダーを参画させている。欧州委員会は、これら様々なイニシアティブの整合した包括・横断的な枠組みが出来上がるまで、企業総局における EEE 指令案にかかわるこれ以上の作業は延期すべきである。このような枠組みができれば、電気電子製品に関係した環境上の懸念事項が、技術革新や消費者へのコストに対する負の効果のような、他の重要な公共的な考慮事項との関連で評価されるようになるであろう。

3. 提案の基本的要求事項とそれに続く実施規格は、設計の柔軟性を阻害することによって製品の技術革新の妨げになる可能性がある。EEE のドラフトは、製品の設計者に多数の手続上と管理上の負担を課す恐れがある。これらの負担と、それに伴う不確かな設計上のトレードオフが、製品の機能性と製品の選択の幅を制限し、製品の価格を上昇させることにより、消費者に損害を与えることになる。

4. 対象範囲が広すぎて、かつそのインパクトは域外に及ぶであろう。要求事項が製品設計上の考えられるあらゆる局面についての環境に与えるインパクトを広範なリストに取り上げているので、指令要求事項への適合決定のためのベースの確立は困難であろう。EEE 指令案に適合した設計の選択は、EEE 指令の要求事項の背後にある判断に影響を与えることができない EU 域外の国に、環境上そして経済上のインパクトを与えるであろう。

5. EEE 指令の執行は問題含みであろう。設計者に強いられる広範な対象範囲と多くのトレードオフは、極めて困難な執行上の問題を引き起こすであろう。設計上の選択が細かく決められない場合（それは技術革新に対して著しい障壁をもたらす）、製品設計者と製造者はライフサイクル分析における固有のトレードオフをバランスさせるためにいくつものオプションをもつことになろう。この不明瞭さは EU 加盟国に対して、および競合企業に対してさえ、製造者による最終的選択に挑戦する道を広げることになる。このことは、法律的な問題でもあるし、高価格と製品の入手困難という形で消費者を害する市場の不確実さに繋がる。一つの可能性のある結果としては、加盟国間での受入れ可能な製品についての異なった決定がなされることである。環境配慮設計製品は、製品安全設計の要求事項と同等ではない。これまで示唆されているように、後者は製品設計者と執行当局の双方によって同じように解釈できる客観的基準を与えている。

6. 環境適合設計の標準は、地域的な標準でなく国際的なガイドラインで決められるべきである。ドラフト提案は、不適切なステークホールダーのインプットのせいで貿易上の歪曲と反競争的なインパクトを与える可能性がある。すべてのステークホールダーがかかわらない場合、そして企業が求められる規制的な遵守細目を決定する標準化プロセスへのインプットを行

う際に有意義な機会が得られない場合、このようなインパクトはいつでも与えられ得る。我々は、見做し適合を与えるために地域の標準を使用することが、EU の製品と環境適合設計アプローチを暗黙の内に有利にするという貿易上の歪曲効果を生じさせ、競争を制限する効果をもたらすものと確信する。

7. ライフサイクル・アセスメントは明示的にも暗示的にも強制されるべきでない。「ライフサイクル・アセスメント」（LCA）という言葉は提案のテキストには現れていないが、LCA の要素は基本的要求事項に含まれている。しかも、基準の詳細が正式な LCA のすべてではないにしても、大部分の局面を求めることによってデ・ファクト（de facto）の LCA 要求事項を創りだすことになる可能性が極めて高い。LCA は科学というよりもむしろ技法であって、ある状況においては有用なツールであっても、EEE 指令案で目論まれた目的に対しては不適切である。

□

WEEE & RoHS指令法制化の審議動向

環境・安全グループ

WEEE/ RoHS 両指令案は、既報のとおりメーカーの費用負担、消耗品の扱い、分離処理などや、物質使用禁止の時期、適用除外の拡大、部品・消耗品の除外扱いなどを主な論点として、欧州議会と理事会による共同決定手続きの第 2 ラウンドを迎えようとしていますが、今後の審議スケジュールについて当組合ブラッセル事務所などからの情報を基に次のとおり見通してみました。

また、本誌前号に掲載の現時点における指令内容の解説記事「環境セミナー録」に引き続き、本号では同セミナー会場における Q & A を掲載します（4〜11 ページ）。

＜WEEE/ RoHS 指令案の今後の審議プロセス・スケジュール＞

1. 理事会

理事会が採択した common position（共通の立場）の欧州議会への伝達は、当初予想されていた時期より遅れて 11 月中に行われるようである。

2. 欧州議会

欧州議会（第二読会）は、理事会が伝達した「共通の立場」について採決することになる。採決は伝達から 3 ヶ月以内（最大 1 ヶ月延長可能）に行うこととなっているため、11 月中に伝達があれば、来年 2 月中には採決が行われると見られている。欧州議会の採決は、理事会の「共通の立場」を、①すべて承認する、または決定を行わない、②絶対多数により拒否する、③絶対多数により修正提案する、の 3 つに分かれるが、伝えられるところ、③の修正提案にする可能性が最も高いようである。なお、①の場合なら理事会の「共通の立場」に従った指令案が採択され、成立するが、②の場合は廃案となる。

3. 欧州委員会、理事会

欧州議会が、③の修正提案を採択した場合は、修正案は理事会と欧州委員会に送付され、**欧州委員会**はこの修正について意見を述べる。

一方、理事会は 3 ヶ月以内に採決を行い、①欧州議会の修正提案をすべて承認、または②一つでも修正を承認しない、という行動をとる。この行動は特定多数決により決定するが、欧州委員会が否定的な意見を出した場合は全会一致の議決となる。全会一致の議決は、加盟国によって環境政策の差異があるので、かなりの制約がかかるものと思われる。

理事会が、①の欧州議会の修正提案をすべて承認という行動をとれば、修正された「共通の立場」に従った指令案が採択され、成立する。しかし、ここで可能性が高いのは、②の一つでも修正を承認しない、という結果となると見られている。その採決時期は、議会の採決が 2 月に行われるとすると 3 ヶ月後の 2002 年 5 月となるが、それぞれの機関で 1 ヶ月の延長があれば 6〜7 月となりうる。この年央というタイミングとなると、EU 議長国が上半期のスペインから下半期のデンマークに移行すると時期と丁度重なり、微妙な政治的判断に左右されることがありうると伝えられる。

4. 調停委員会

第 2 ラウンドを終え、依然として理事会と欧州議会の意見がすべてについて合意に至らない場合は、調停委員会の場に持ち越される。即ち、理事会議長は欧州議会議長との合意のもとに 6 週間以内（最大 2 週間延長可能）に調停委員会を開催する。調停委員会は理事会メンバーと同数の欧州議会代表で構成され、共同草案の合意をめざす。なお、欧州委員会は手続きへの参加と必要な発議を行う。

調停委員会が、「共同草案」を開催から 6 週間以内（最大 2 週間延長可能）に承認した場合には、欧州議会と理事会は、その承認から 6 週間以内（最大 2 週間延長可能）に、それぞれにおいて共同草案を採択するか否かを決定する（欧州議会は絶対多数決、理事会は特定多数決）。

5. 指令の成立

欧州議会と理事会の両機関がそれぞれ共同草案を採択すれば指令は成立する。

片や、調停委員会が共同草案を承認しない場合と、承認された共同草案を欧州議会または理事会のいずれか一方が承認しなかった場合は、指令案は不成立となって廃案になる。

6. 指令の発効と加盟国の国内法整備

両機関による共同草案の承認後、指令は EU 官報に告示されるが、現在の案ではこの官報告示日をもって発効することとなっている。さらに、加盟国は指令発効日から 18 ヶ月以内に指令に基づき国内法を整備しなければならない。

7. 指令発効日

最も可能性の高いプロセスを経て、最後の調停委員会の共同草案を欧州議会と理事会が承認してやっと指令が成立に至ったとして、官報告示の指令発効時期はいつ頃になるのであろうか？この予想は現地の専門家でもなかなか難しいようだ。早くて 2002 年年末かという見通しもあるが、遅れることが常である EU の審議プロセスを考慮するともっと遅れる可能性もある。

因みに、ELV（使用済み自動車）指令の成立過程では、2000 年 5 月 23 日に調停委員会が共同草案を合意してから、理事会、欧州議会の承認を経て、官報告示は 2000 年 10 月 20 日であった。この間約 5 ヶ月を要した。

したがって、2002 年年央に理事会の採決が行われるとすると、夏休みを挟んでいつ調停委員会が開催され、いつ共同草案が合意されるかが最後のポイントとなろう。ここからは ELV に要した最後の約 5 ヶ月を加算することになるのであろうか？

□

環境セミナー
「WEEE ＆ RoHS 指令法制化を巡る審議動向と産業界の対応」におけるＱ＆Ａ

本稿は前号に掲載した環境セミナー（9 月 3/4 日、東京/大阪）の記録の続きで、両会場における質疑応答について環境安全グループで編集したものです。

1. WEEE 関連

Q：ケーブル、部品等の廃棄について

― WEEE の中で鍵となる言葉は、廃棄時に本体と一緒になっているかということです。ケーブル、部品、ビデオテープ等が本体と一緒に廃棄されたならばメーカーに責任があります。しかし、例えば、ビデオカメラとは別にケーブルだけが捨てられた場合には、WEEE の対象にはなりません。ただ実際にはこういった形で実施していくことは難しいと思います。何故なら、ケーブルだけを捨ててビデオカメラは捨てないといった状況を考えることは難しいと思います。ケーブルにしても、消耗品にしても、部品にしても、本体に接続されていない限り WEEE の対象とはなりません。つまり、メーカーには責任がないということです。

Q：引き取った医療機器のリユースができないとの根拠について

― 医療機器の再利用をしてはならないと WEEE でいっているわけではありません。ただ WEEE の規定には職業的なユーザーからの引き取り、いわゆる B2B についても規定しています。このため WEEE が適用されますと、B2B の医療機器は一義的には廃棄物として認識されることになりますので、他の欧州指令、例えば廃棄物の出荷（shipment）あるいは、廃棄物の処理といった指令の対象にもなってしまいます。そして引き取った生産者が自分のところに持ち帰った上で、再利用に付すことはもちろんできるし、現に WEEE の法制化の趣旨においても再利用を奨励しているわけです。これまではそもそも最初から廃棄物ではないと、即ち廃棄物の出荷あるいは廃棄物処理指令の対象にならないという主張ができたのですが、これからは、その主張ができなくなってしまうわけです。既存の 2 つの廃棄物についての指令も適用されてくるという新しい事態が生ずるということになります。そういう意味でその影響が出てくるということを申し上げたのです。

Q：回収目標について

― 1 人当たり 4 ㎏と 1 人当たり 6 ㎏と、審議機関により回収目標は数字に相異がありますが、要するに加盟国に対して、1 人当たりしかるべき量を回収しなければいけないということを責務として課しています。即ち加盟国は、国内法を作る際にどれだけ回収しなければいけないかという責務を課すわけですが、実際にこれがどのように機能するのかということです。メーカーに対して「お宅の自前のテークバック・システムを作りなさい。一定量の廃棄物を集めなさい」もしくは「共同の回収システムに加盟しなさい」といいます。このことは、ある一定量の使用済み電子機器を回収しなければいけないということが責務とされるわけですから、当然メーカー側に対しても影響が出てきます。

この回収目標は、加盟国に課されたものであって、過去の包装また電池指令からみてみると、欧州委員会は、加盟国が目標値に達成しなくてもそれに対してはそれほど厳しい態度では臨んでいません。要するに目標を達成しようという努力さえ明らかに見られれば良い、目標を達成しないからといって、委員会が介入するわけではありません。

更に 2 つ説明したいと思います。理事会や議会において、回収・再生リサイクルの目標数値等を提案する際に、提案者自身は特に高い専門知識があって提案しているわけではありませ

ん。1 人当たり 4 ㎏、6 ㎏あるいは 75%、85%のリサイクル率といった数字を提案しても、数字そのものには余り意味があるわけではありません。数字そのものは熟慮して算出された数字でもないし、また、ある数字を出すことによって、どのような意味合いがあるのかも充分に考えていないのです。

次に、この指令は、加盟国に対してある目標を達成するということで責務を課すものですが、欧州においては指令が採択されたからといっても、加盟国でその通りになるとは限りません。実際は違反する頻度、割合は結構高いのです。指令を採用しても必ずしも各国レベルでその通りに実施されているわけではありません。包装指令等の場合もリサイクル目標がありますが、加盟国は必ずしも言われた目標を達成しているわけではありません。業界側は、回収、再生、リサイクル目標を設定して、それを達成しようと努力するわけです。しかも、その指令が採用されて直ぐ指令が実施されなければいけないというわけでもありません。徐々にある程度段階的に傾向としてそういう方向に向かっていればいいということなのです。

Q：製品を上市する時の再生率やリサイクル率の証明方法に基準があるか

― 前述のとおり、WEEE 指令という法律はあくまでも加盟国に対していろいろなことをしなさいというもので、加盟国は一定の目標をクリアするように国の法を整備しなければならないということが書かれているわけです。実際にその目標をどのようにクリアするかということについては加盟国に相当の裁量を与えています。ですから、加盟国のレベルで、例えばメーカーに対してリサイクルは75%、再生は85%と数字を義務付けることもできれば、あるいは他の形を求めることも、その国によって決められるということになります。これまでの例として、包装廃棄物あるいは電池指令の実務で、実際どのようになされていたかを見ることが必要だろうと思います。

多くの場合は全体として共同スキーム、即ち何か仕組みを作ってみんながそれに参加して、そこで一定の敷居値を決めて、それを実現するような形になっていますが、本当にそれが実現できるかどうかということについては、欧州委員会レベルとして、あるいは欧州指令として自ら設定した目標の遵守という成果まで厳しく求めるものではない、つまり一種の soft law だというふうに考えたらよろしいかと思います。おそらく同じことがWEEEでも言えると思います。国として努力して、毎年より高いところに持っていこうという努力が見られればそれで足りるのではないか。一方で、生産者側についても国によりばらつきがあります。例えばイギリスのように、実際にこれだけのものを再生、回収している、あるいはリサイクルしているということを証拠をもって証明しなければならないという国もあれば、それに代わるものとして全体としての何らかの仕組み、いわゆる共同スキームに参加して費用負担すればそれで足りるということもあります。

ですから今申し上げた 2 つのどちらかの手法を各国が使っていくことになろうと思います。１つは個々の企業レベルでどれだけ引き取り、再生したかを証拠立ててそれを説明するという手法、大手などはそういう体制があると思います。しかし、実際にはほとんどの企業は、もう１つの手法である共同スキーム組織に参加して、あとはその計画にまかせて、実際の回収、再生、再利用をすべてそこにやらせる、そして、取り扱われた自社の商品に応じてそれだけの費用負担するという手法をとる可能性が高いと思います。なお、共同スキームでは費用負担まで共同ということではありません。全体で共同してやるようなしくみを作ったとしても、費用負担についてはあくまでも実際に自分たちの商品がどれだけ回収され、どれだけ再生、再利用されたかに合わせて費用負担するということになろうと思います。ですから商品寿命のより長いもの、再生しやすいもの、取り扱いし易いものを作った企業は、共同スキームに入ったところで当然コストを安くすることができると思います。

ただし、その中で 1 つ法的な問題があります。リサイクル等の会社で電子機器に含まれていて処理、再生、再利用されるものの中に、非常に資源的に素材的に貴重なものがあります。それらの再生されたものの所有権がどこに帰属するかということが、集団的な共同スキームでは問題になってくるということです。すでに一

部の企業では全体のそういった取り決め、あるいは再生に参加はするけれども、そこで再生した結果出てきたものについては、いわゆるそのそれぞれの企業が寄与した、あるいはその再生の対象となった量に応じてその持ち分である権利を持つんだというようなことを、最初からスキームの条項に一筆入れて、所有権を確保しているというところも現にあります。

Q：使用済み機器の共同回収の加盟国の状況について

― 答えは、そういう環境が整備されるということですが、実際に共同の回収処理、再生会社も成り立っています。ドイツの例を申し上げると、ABS 社、ババリアにある PDR 社は民生用の電子機器をドイツ国内だけではなく、欧州北部の国々からも回収しています。既に、国内法により使用済み電気電子機器に関する共同回収の規定がある国もあります。たとえばオランダの法律、イタリアの法律では共同回収です。やはり個々のメーカーでは、よほど大手でない限り難しいことなのです。

Q：Visible fee と課税問題について

― Visible fee に関しては、いわば消費者に転嫁する形、つまりエキストラ・チャージという方法では不可能だということで、メーカー側ではテークバックのためにある程度の金額を保留するというか別途枠でおいておくということです。現在の指令によると、別途取っておいたお金は、いわばリサイクル等に対しての投資ということなので課税対象であって免税ではありません。しかし、各国レベルの立法手続き段階においては、別途取っておいたお金が免税になる可能性はあります。指令では免税措置なしとなっています。

Q：テレビ部門を止めてしまったシーメンス社の orphan 製品の扱いについて、また、取扱い製品のカテゴリーを変えた企業の製品について

― まず、最初の質問についてですが、シーメンスとしては orphan 製品ということで免除されたいと思うでしょうが、決してそういうことにはなりません。1993 年でテレビの生産を止めたわけですが、2001 年段階で、まだメーカーとしては存在しているので、作ったテレビに対して責任を持つということです。即ち、加盟国は orphan 製品に関しては厳密な解釈で対処したいということなのです。

2 番目の質問に関しても同じような答えです。1992 年にはある電気電子機器を生産していた。その後生産品のカテゴリーを変えたという場合ですが、それでも責任は存続します。即ち、orphan 製品というのは、会社そのものが消えてしまっているということなのです。1992 年時点にある会社が電子機器を生産し随分と儲けたので、20 年後には電子機器メーカーとしては止めてしまい、投資だけを行っている金融機関になってしまったというケースです。電子機器は作っていないけれども、会社自体は存在していますから、過去に作った機器は決して orphan 製品ではありません。親としての会社は存在し続けているので責任があるわけです。

ブラッセルの業界は、orphan 製品ということで責任が免除されることに反対しています。かつて A 社が電子機器を製造販売していて、10 年後に A 社の株主が「もう A 社は止めて、B 社を作り、B 社は別の事業をやらせよう」ということになると、今の指令の書かれ方であれば、B 社は 1992 年の電子機器に対しては責任を持たないことになります。従って orphan 製品に関しては法的にかなり曖昧性、不確実性があるということで、業界として反対しています。

Q：WEEE に関する欧州各国の施行状況は

― ドイツの WEEE 国内法は既に議会に提出されて、そこで中断されています。いつ合意に達しても不思議ではない状況なのですけれども、私は 3 ヶ月ごとにドイツの政府人に電話をして「どういう状況か」を尋ねているのですが、「頑張ってやっているが袋小路の状態だ。未だ合意に達していない」ということなのです。

各加盟国のテークバック・システムは、要するに各国が自前のものを考え、独自のシステムを採用していくことになります。実際のところ、WEEE の各国レベルにおける実施方法は、その国の経済的、社会的状況によっても充分違ってくると思います。既に、理事会では、アイルランドとギリシャに関しては除外を提案し、より低い目標を提案しています。メーカーにとって、国によってはかなり難しいところも起りうると思います。率直に言って、スウェーデン、デ

ンマーク、オランダについては、スペイン、ポルトガルよりも難しいでしょう。

また、欧州内の国境を越えた域内でのリサイクル施設も機能してきています。たとえば使用済み電気電子機器に関しては、ポルトガルからドイツに越境して輸送されるケースが既に起きています。各製品に関しては、各国で自前の処理施設を持つことが果たして経済的効率が高いのかどうかという問題もあります。欧州では、将来一番儲かる仕事の一つが自動車、電気電子機器のリサイクル事業であるといわれています。

Q：計量機器は対象か

― 計量機器は RoHS の指令では除外されていますが、WEEE からは除外されません。いわゆるラボ等で使用するということで正当化出来るもの、測定するもの、他の機器を制御する機器といったものは、RoHS の下で除外と主張できます。コントロール機器類は WEEE の対象ですが、RoHS では対象ではありません。

Q：産業用ロボットや大型産業機械の中の組み込まれた制御機器は対象か

― 今の指令案はどういう意図で起草されたのか、質問のような種類の機器は含まれないという想定の下に書かれていると思いますが、その辺は多少曖昧なところがあります。ロボットとか、大型の産業機械には制御機器等が入っているけれども、制御機器のところは独立したものではなくて、一部もしくは一体化しているところであって、いわばコンポーネントであるとなると、ロボットや大型産業機械そのものを電気電子機器と考えられるかということになります。

この指令が起草された意図としては、それ自体が電気電子機器である、そういったものを対象にするということで、そもそも、メカニカルな機械、部品のところ、コンポーネントのところまで含み入れるという意図はなかったわけです。曖昧さが残されているわけですから、結局のところは各加盟国レベルで、どのように実施するかで決着を見ると思いますが、メカニカルな機械、その中の一部としての電子機器であって、取り外すことが出来ないといった形で主張していくべきでしょう。

2. RoHS 関連

Q：有害物質の追加について

― 欧州議会は、将来欧州委員会は HFCs や PVC の禁止を検討しなければならないと提案しています。理事会はその修正案を採択することに賛成していません。また、臭素系難燃剤も見直しに含まれることなっていますが、有効な他の火災防止の代替案がある場合にはということです。

EU では、全体的に消費者団体、環境保護団体からこれら物質に対する政治的圧力が非常に高く、遅かれ早かれこの物質は禁止の方向にあります。

Q：ハロゲン系難燃剤について

― 議会提案では、将来はすべてのハロゲン系難燃剤は禁止です。委員会では、他の有効な代替案があれば禁止という形で条件を付けていますが、この際対象はすべてのハロゲン系難燃剤ということになります。いずれにしても、こういった物質はすべて政治的圧力が高いがために遅かれ早かれ禁止の方向です。

Q：対象有害物質のリスクアセスメントについて

― 鉛については真剣なリスクアセスメントを欧州委員会として今までやってこなかったということです。ちょうど 1 年前にデンマークがすべての鉛を禁止いたしました。当然のことながら欧州委員会企業総局はこれに反対しました。そして欧州委員会の化学委員会もやはり検討の上、反対しています。鉛以外の物質については事細かに今すぐここではわかりませんが、例えば水銀についてはリスクアセスメントがなされている最中だと思います。それから、カドミウムについてもリスクアセスメントが今なされているはずです。ただ、鉛についてはスタートしたばかりということで、そのたたき台となっているのが、先程も申しましたオランダの TNO がまとめた報告ということです。それを受けて今後欧州委員会はリスクアセスメントを押していくことになろうと思います。従って、産業界は TNO レポートに対してそれぞれの立場でコメントを行い、自分たちの意見が投影されるようなレポートにすることが良いのではと助言しています。

Q：鉛のリスクマネジメント調査は EU リスク指令に基づいているのか

― EU としてのリスクアセスメント指令というのがあって、リスクアセスメントをすべきかということが規定されております。鉛についてはそれによるリスクアセスメントがなされていません。デンマークが全面的に禁止した時に、欧州委員会のみならず加盟国も反対しました。そして欧州委員会の化学委員会もこの全面的な禁止は正当化されるものではないという見解を出しているわけです。それにより各国に対して鉛についてのリスクアセスメントをやって欲しいと欧州委員会は求めたわけですが、問題の性格上、どの国もそれをやろうとしなかった。この事情を受けて欧州委員会としては民間の調査機関である TNO に委託し、あくまでも予備的な、それも鉛の主要な問題、あるいは環境に与えるかもしれないその主要なところだけという基本的なリスクアセスメントを委託したわけです。そして、そのレポートが引いてくる結論にのっとって、将来どのようにリスクアセスメントを発展させたらいいかを欧州委員会として考えていこうということです。この鉛のリスクアセスメントが他と異なるのは、先程申し上げたように加盟国が国としてやろうとしていないということで、あくまでも自主的な産業界の行うリスクアセスメントになるということです。

Q：理事会案のサーバーとネットワーク機器の除外の関係について

― ロビーイング活動を通じて得た情報では、アメリカ勢は基本的にサーバーとネットワークインフラの 2 つの除外を、理事会意見に影響を持つ欧州委員会に持ち掛けたが、欧州委員会が受け入れを暗示したのは 2010 年の期限付きサーバーについてであって、ネットワークインフラについては彼らは受け入れなかった。しかし、一方でアメリカ勢はで欧州議会議員を動かしてネットワークインフラを土壇場になって追加することに成功したということのようです。

Q：ELV 指令の物質使用禁止と RoHS との整合性について

― ご指摘のように ELV 指令では、ハンダに使う鉛については例外規定があって一定の量を認めています。私ども法律事務所は今回の RoHS に関するドラフトの過程で自動車指令と整合性を保つべきであって、ハンダに使う鉛について除外として認めるべきだと主張してきましたが、欧州委員会は最初からそうした意見に真っ向反対をしています。車の場合、夜になって非常に温度が下がったような時に車が耐えるためにはやはりどうしても鉛を使ったハンダ付けが必要との判断もあるようで、化学的に実証された合理的な意見かどうか分かりません。とにかく欧州委員会の主張は、車はそうだとしても電子機器については別ということであって、鉛については最初から一切認めないという大変強い姿勢で今日まできています。欧州委員会が鉛については真っ向から反対しているという事実は大変重要な点でして、委員会案に反して議会が議会案を通すには全会一致でなければならないので、非常に難しいと思われます。

ここで 1 つ影響が出てくるのは、例えば今や自動車は電子機器をたくさん搭載しています。自動車に組み込まれたラジオは電子機器であって、その電子機器に鉛を使えないということになりますと、当然車にも事実上それは搭載されないということになります。また、車に搭載される部品についても RoHS で対象であれば、自動車にも使えなくなってしまうということも考えられます。ただ、これにつきましては、例えばラジオについて ELV を適用するのか、RoHS を適用するのかまだ決められてはいませんが、そのような問題が生じてくることがあり得るということです。ただし、これはあくまでも法律の実務者としての想像の域を出ていないということをご理解いただきたいと思います。

もう一つの視点としては、例えば先程のラジオを例にとりますと、ラジオは自動車にとっても固有のというか、本源的なものなのか、あるいはそうではなくて、外してもかまわないようなものなのかという線引きで判断することもあり得ると思います。

また、ELV 関連のことを手短に申し上げますと、ELV の除外リストは議会ではかなり大きな影響をもっていましてピエゾエレクトリックが掲げられましたが、その理由は ELV 指令で除外されているではないかと指摘されたと記憶

してます。他方、高温度ハンダの中の鉛の含有率を 85%とする理事会案も、業界でのうわさの域を出ないのですが、欧州委員会の担当官が ELV も担当していて、自動車業界で使われているハンダの定義を持ち出したのではないかという説がります。要するに彼の情報源は自動車業界ではないかという話しもあります。

Q：PVC の中に微量の鉛を含有するが対象か

― RoHS の 5 条に、電気電子機器の材料と構成物質の中に「禁止対象になっている物質の許容される最大濃度を規定する」という規定があります。要するに、水銀等も含めて自然界にも存在するのです。自然な状態でも一定数値が存在する、あるいは全く存在していないわけではない。従って、水銀とか、鉛とかという時に定義はゼロではなく、何 ppm かの許容範囲がそれぞれに設定されるわけです。その含有率がここに規定される最大濃度を超えてしまえば、その PVC は恐らく使えないという法律的な解釈になってしまうのでしょう。

Q：95 条を根拠とする RoHS は加盟国で追加的な規定はありうるか

― 95 条では、指令に明記されているものについてはほとんど加盟国に裁量を与えていません。ですからこれは仮の話ですが、例えば電子機器に含まれる他の物質を加盟国は禁止してはならないと指令に明記されている場合は、加盟国はそれ以上何もできないわけです。ですから 95 条というのは明文規程があった場合にはそれが非常に生きてくるといいますか、制約をかけるわけですが、書かれてないものについてが問題になってくるわけです。繰り返しますが、95 条は固有的に、あるいはその明文規程をもって規定されているものについては、加盟国がそれ以上の裁量を加える余地を与えていないといいますか、裁量を制限しているという効果があります。それゆえに、95 条が根拠法になると産業界としてはよかったと安心をするわけですが、決してそんなことはありません。例えば 95 条に基づいた指令であれば加盟国は一定の電子機器について、一定の有害物質を、ある一定の日までに禁止することを担保しなければならないと書いてあるとすると、そうすると、そこに明記された一定の期日、一定の機器あるいは有害物質についてはその通りにするしかないわけですけれども、逆に書かれてないその他の機器であったり、その他の有害物質については相当な裁量の余地で各加盟国の独自の規制をすることが十分考えられるわけです。ただし、これはあくまでも法律家としての想像であって、そういう裁量が認められるかもしれないから自由度を完全に持った加盟国がいろいろ新しいものを付け加えてくるということをいっているわけではありません。ただ業界としてはそういう可能性についても心づもりをしておくことも必要だということを申し上げているわけです。

3. 共通

Q：指令は各加盟国に対して拘束力があるのですか。

― 答えはノーです。即ち、指令は、大半のことに関して規定や定義付けをしたりはしていません。加盟国に対して実施の責任があるということで、加盟国が細かい定義等の作業を行っていくということです。指令はあくまでも指令ということで、加盟国が実施をするための全体的な法律なのです。従って、理事会は多くの問題点に関してオープンな状態で答えを出さないでおくのです。即ち、加盟国がそれぞれ細かい答えを出していく方向を採っているわけです。業界としては、WEEE とか RoHS のような指令が採択されたら、「これで法的な手続きが終わった」と考えるべきではなく、「これで法的手続きが、今やっと始まった」と考えるべきです。即ち、指令が出てから、今度は各加盟国 15 ヶ国で立法手続きが始まり、将来には 15 ヶ国の周りにある他の国々も EU に加わるということになるわけです。

Q：電池について

― 電池に関しては、委員会で、2000 年 3 月に内部での見直しのために、電池に関する指令を修正するためのドラフトが出ました。カドミウムを含む電池は総べて禁止です。一方、欧州委員会においては、貿易総局、通商総局、企業総局において、この動きがブロックされ、中断されました。ノルディック諸国（デンマーク、フィンランド、スウェーデン）は、カドミウム禁止への動きが中断されたことで、委員会に対して非常に失望し、怒っています。今後、6 ヶ月か

ら 10 ヶ月ぐらいの間に、電池に関するドラフトが再度息を吹き返し、禁止への動きが出てくることになると思います。既に、2001 年 3 月にはドラフトが出ていいます。

電池に関する指令と RoHS の指令の間で、法的な関係で興味深い点が 1 つあります。RoHS を起草した者は、RoHS が電池に適用されることは意図していませんでした。しかし、法的な観点からいうと、各国当局において RoHS を電池に対して適用することが出来るわけです。RoHS と電池指令の関係は、それぞれがお互い明らかに対立していない限り両方が当てはまります。RoHS に書かれていることと、電池の指令に書かれていることが矛盾しない限りにおいては、両方が電池に対して適用され得ます。

Q：Industry position（environment Update Vol. 3 No. 3, p.15 参照）について

― Industry position とはブラッセルに来ている各国業界の代表ということで、決して日本の業界を特定しているわけではありません。アメリカ、ヨーロッパ、そして時には日本の業界代表の意見ということです。決して日本のみということではありません。問題によっては、JBCE の立場というのは、他の国々の立場とは食い違うこともあります。

Q：立法手続きについて

― この法律立法手続きですが、委員会は 3 つの文書を提示します。まず 1 番目には、当初の提案です。これは 2000 年 6 月。2 番目には、議会のものに対して第 1 回目に委員会が修正したものです。これが 2001 年 6 月です。この第 1 と第 2 で、今の委員会の考え方、また将来に向けての考え方が判ります。3 番目には、議会において第二読会が済んだ後で、2 回目の委員会の修正ということです。この 2 回目の委員会の修正というのは、最初の提案と同じぐらい大事で、仮に、委員会が 2 回目の修正をして、議会の内容のものを拒否したことになると、理事会においては、2 回目の委員会の修正分のみについては全会一致でしか採択することができません。しかし、全会一致での採択は極めて難しいものなのです。

Q：EEE について

― 今日のテーマそのものではなかったので、あまり詳しくお話しいたしませんでしたが、大変に興味深いもので、特に域外の産業界にとっては大変大きな影響を与えるものになろうかと思います。現在ではまだドラフトプロポーザルという形で、今年 2 月に欧州委員会が新ドラフトプロポーザル、実際には第 3 版を公にしました。現在は欧州委員会の内部、あるいは欧州委員会と産業界の間でいろいろと協議が進められている段階です、ただこの担当者が交替したことによって若干の遅れが生じていて、欧州の産業界もポジションペーパーを提出している、あるいはまとめている段階です。この環境設計標準のドラフトですが、まず基本的には電子機器の生産者は環境に対するインパクトを最小限にする設計を行わなければならないことが主旨になっています。その how の部分については、これからどのように展開していくかまだ分かりません。ただ 2 つの可能性が現時点では考えられます。1 つは ISO の標準化機構にまかせてその how の部分を決めてもらうということ、それから 2 つ目は、現時点ではこの方が私は非常に可能性が高いと思っておりますが、欧州委員会は、生産者は環境に対するインパクトを低く、いわゆる low という表現に義務をとどめて規定して、そしていかに行うかは規格にまかせようとする、その規格の採択については、いわゆる欧州の標準化機関、例えば CEN とか CENELEC に任せて、その how の部分を規定させようという、そういう考え方があるのではないかと思います。この CENELEC というのは欧州の産業界が中心となった欧州の標準化機構であるわけで、たとえば安全基準などについても本当に詳細な規格作りを行っているところですが、外国の生産者はあまり積極的に関与しておりません。ということで、もしそれがそういう方向で進むとすれば、CENELEC に積極的に関与している一部委員／企業は外国の企業を排除して、むしろ欧州の企業に有利となるような規格作りを行っていこうという気持ちが働かないでもないのではないか、そういう可能性もあるのではないかということが一つの心配です。

□

RoHS 指令案
new product と placing on the market の法的解釈

去る9月3/ 4日の環境セミナーでの Garcia Molyneux 弁護士による RoHS指令案の解説の中で、指令発効に関連する " new products, placing on the market " の定義の問題が提起されました（本誌前号のセミナー録 p.10、特に挿入図を参照。ただし、同記述の中で一部誤りがありました。同ページ・右段・3段落目・上から8行目：「2007年以降に作られた場合…」は、2002年の誤りです。お詫びして訂正いたします。）

この点について、氏の指摘するポイントがより明確になるかと思いますので、ブラッセルで広く出まわっている一つの解釈（legal speculation）を次のとおり紹介します。なお、この解釈は本年2月の時点であるため、文中ではRoHS指令の物質禁止時期を「2008年1月」としています。これはその時にブラッセルで流布されていた理事会のテキスト案に基づくものと推察されますので、ご留意下さい（その後の理事会では「遅くとも2007年1月」とした）。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＜2001 年 2 月＞

RoHS指令案の第4条(1)に対する理事会修正テキスト案の中の「put on the market[1]（上市された）」という言葉の意味についての問い合わせに対する（ある弁護士の）見解は次のとおり。

この修正内容に従えば、第 4 条(1)に掲げられた物質の禁止は、2008 年 1 月 1 日以後に「placed on the market（上市された）」「new（新たな）」equipment（機器）のみに適用される。これを欧州委員会提案と比較すると、この新しい言葉は物質禁止の範囲を著しく、かつ有効に限定するものと我々は結論付けた。最もありうることとして、この禁止は（1）指令の発効日以後に製造され、かつ、（2）2008 年 1 月 1 日以降に上市された機器のみに適用されることになる。

EC 域内市場法では、製品が流通（distribution）または使用（use）の観点で EC 内の第三者に対し初めて入手可能にさせる（made available）場合に上市される（placed on the market）ということになる[2]。「入手可能になる（making available）」とは、EC 内の製造者またはその認定代理人により、共同体内に設立された輸入業者または EC 市場に製品を流通させることに責任のある人に対する製品の所有権の譲渡、または物理的な受け渡しのことである。この譲渡は、製造者から直接に最終消費者または使用者に対しても起り得る。この譲渡は有償取り引きの場合も、無償取り引きの場合もあり得るし、いかなる法的手段にかかわらず該当する。要するに、製品は流通や使用の目的で、*EC 域内で所有権または管理（control）の譲渡*（例えば、販売、ローン、賃貸借、リース、またはギフト）があれば、「上市される（placed on the market）」ということになる。これは提案された物質

[1] このメモの中では、我々は「placed on the market / placing on the market」という表現を使っているが、この方が EC 法による普通の用語であって、「put on the market」よりも好ましい旨留意されたい。

[2] 「上市する」は僅かの指令で定義されているだけである。一例えば、玩具に関する指令、民間爆発物に関する指令、および昇降機に関する指令である。これら指令をベースに、またそれらの慣行に基づいて欧州委員会はこの概念の一般的な定義を以下の 2 つの文書により作成した。即ち、（1）危険物質に関する指令 67/58 の第 6 次および第 7 次修正を施行するための決定のマニュアル（以下「マニュアル」と称す）、これは欧州委員会と危険物質指令委員会によってとられた諸決定の統合である。（2）ニュー・アプローチとグローバル・アプローチに基づく指令施行のガイド（以下「ガイド」と称す）。これらの文書は非拘束的な参考文書であるが、EC の諸機関と加盟国がこれらガイドラインに従うことは大いにあり得ることである。

禁止の対象範囲にいくつかの制限を課すことになる。特に以下のような製品には禁止は適用されない：

（ｉ）EC 域外の第三国に製品を輸出するために加盟国で製造されるもの；
（ii）EC 域内の製造者またはその認定代理人によってストックされているもの；
（iii）さらなる措置（measures）のため（例えば、組み立て、包装、加工、またはラベリング）にある製造者に譲渡されるもの；
（iv）税関により自由流通がまだ許されていないか、または別の税関手続に付されているもの（例えば、トランジット、保税倉庫扱い、一時的輸入）、あるいはフリー・ゾーン域内のもの；
（ｖ）見本市、展示会、またはデモ用に展示されるもの[3]。

「第三者」とは独立した法的主体と定義される[4]。従って、一つの会社から別の会社への譲渡は、例えそれらの会社が同じグループに属していても placement on the market とみなさる。一方、同一の会社に管理され、運営されている 2 つの施設間の譲渡は、管理が同一会社内に留まっているので placing on the market として考えられない。

さらに、理事会による修正案の主な優位点は、物質の禁止範囲の定義に明瞭さが加わったことである。欧州委員会原案の第 4 条(1)の「use（使用）」という言葉は漠然としていた（例えば、「使用」は指令の発効よりはるか前に購入された製品の消費者による使用を含むのか？）。対照的に、前述のように「put/placed on the market」という言葉は具体的な意味をもって作成された法的概念をいっている。

しかも、「put on the market」という言葉は、理事会のテキスト案の中の物質禁止の対象範囲をさらに限定する「new（新たな）」という形容詞と一緒に読まれなければない。欧州委員会の原案では「使用」という言葉は、機器が*いつ*生産されたかに関係なく、好まざる物質を含む*すべての*EEE（電気電子機器）について 2008 年 1 月 1 日以後の EC 市場に上市することは明確に禁止ということになってしまう。例えば、法の発効日以前のものであるメーンフレーム・コンピューター用であって、2008 年以前に生産されたスペア・パーツは禁止になってしまう。対照的に、「新たな」という形容詞は、追加的な時間的限定を加えてくれる。（もちろん、法の施行日以前に販売した製品に対する新たに製造されたスペア・パーツは、特別な除外対象にならない限り禁止対象である。）

しかしながら、RoHS 指令の中で「新たな」については定義されていない。解釈についての一般的原則に従えば、この形容詞は指令の発効日（即ち、委員会原案では指令の官報告示から 20 日後、理事会案では官報告示日）以降に生産されたすべての機器に言及しているものと解釈すべきであろう。これにより、指令の発効後に生産された機器だけが第 4 条(1)の範囲に該当するであろう。言い換えれば、鉛を含む製品が禁止されるには、2 つの条件が同時に満たされていなければない：即ち、（1）指令の発効後に製造されたこと、および（2）2008 年 1 月 1 日以降に上市されたことである。反対に、指令の発効前に生産された EEE は、それが 2008 年 1 月 1 日以降に上市されても禁止の範囲には入れるべきでない。「新たな」という言葉が「上市する」と同じ日----即ち、2008 年 1 月 1 日のことをいっているということはない。ゆえに、禁止はこの日以降に製造され、上市された機器にのみ適用されるということになるであろう。

□

[3] ガイドの 18 ページ。
[4] マニュアルの 107 ページ。

WEEE & RoHS、日欧米共同ポジションペーパー

～欧州議会機関誌に掲載～

JBCE、EICTA、AeA の日欧米 3 団体は、欧州議会第二読会を前に「WEEE & RoHS 指令案に関する共同ポジションペーパー」を作成し、11 月 19 日発行の欧州議会の機関誌「The European Parliament Magazine」に記事広告を掲載予定です。同ポジションペーパー原文を次のとおり転載します。なお、これの基となった詳細ポジションペーパー（11 月末発表、次号掲載）の作成の経緯については、杉山隆・JBCE 環境委員会委員長のブラッセル短信（20 ページ）をご一読下さい。

PROPOSED DIRECTIVES ON WEEE AND ROHS : POSITION OF THE EUROPEAN, US AND JAPANESE TECHNOLOGY INDUSTRIES

At its first reading of the proposed directives on waste electrical and electronic equipment (WEEE) and the restriction of certain substances in electrical and electronic equipment (RoHS), Parliament made valuable improvements to the Commission's original texts. Many have not been takenup by the Council. We look to the EP to amend the Council text on the following points at 2nd reading:

On RoHS,

1. The Commission's **original phase-out date of 2008** must be restored to enable companies to meet the ambitious environmental objective of eliminating the listed substances.
2. EP first-reading amendments **excluding spare parts and consumables for products put on the market before phase-out** from the scope of the substance ban should be re-tabled in order to avoid unnecessary waste creation.
3. A first-reading amendment **making the addition of new substances subject to EP and Council approval under co-decision** should be re-tabled.
4. A first-reading adding four new exemptions should be re-tabled.

On WEEE,

1. **Cables and spare and replacement parts** and **consumables that are not part of the product at the time of discarding**, should remain **outside the scope**.
2. On the **financing of waste collected from private households** (Article 7), the Council has departed dramatically from the conceptual approach supported by the Parliament. **A logical application of the producer responsibility concept would exclude making producers finance collection from private households and « future orphans »**. We support Parliament's Amendment 93 to Article 7 on the understanding that the reference to "financing" being provided "on an individual basis" refers to the producer's financial or legal responsibility, and not to how he discharges that responsibilityn (which can be individual or collective). For **historical waste**, producers must have the option of financing end-of-life costs through a visible fee paid on new products for a limited period. To this end, good Council wording in Recital 17 (on the option of a visible fee) should be supported by Parliament.
3. On the **financing of waste from other than private households (Article 8)**, the Directive should only cover future waste, and not historical products as proposed by the Council. We support the EP's first-reading approach (no amendments necessary).
4. On selective treatment, first-reading amendments to ensure that **selective treatment is not obligatory where other methods would have less environmental impact**, should be re-tabled.
5. The first-reading approach on selective treatment for **printed circuit boards** was the correct one -- they should be deleted from Annex II (1).
6. New Council wording in Category 9 of Annex IB to Annex A (the list of products that fall under the scope of the directive) concerning **« monitoring and control instruments used in industrial installations (e.g. in control panels) »** should be deleted.

We look forward to working with the Parliament to ensure that these two proposed directives **yield environmental benefits while helping to keep EU companies competitive.**

For more information, please contact :
The European Information, Communications and Consumer Electronics Technology Industry Association (EICTA), Townsend Feehan, on +32 (0)2 706 84 72
The American Electronics Association Europe (AeA), James Lovegrove, on +32 (0)2 502 7015
The Japan Business Council in Europe (JBCE), Toshihiko Fujii, on +32 (0)2 286 5330

ブリュッセル短信

欧州の団体以外は排除
― 欧州団体の古めかしい体質 ―

JBCE 環境委員会委員長
NEC Europe Ltd. Brussels Office
杉山　隆

ORGALIME という欧州の業界団体がある。この団体は、欧州各国にあるいろいろな工業会の上に傘を広げたような形で出来た団体で、個々の企業はメンバーになれない。もちろん、その活動を支えているのは各工業会の代表という名目で出てくる個々の企業で、コアメンバーなる会合を持っているようである。電気、機械、中小企業の団体などをメンバーに持っていて、かなり幅広い範囲でロビー活動を展開してきた。WEEE や RoHS の環境指令案でも、当初は業界を一本にまとめて、欧州委員会や欧州議会へのロビーイングを一手に引き受けるようなことを言ってきた。ところが、欧州委員会が指令の最終案をまとめ始めた 1999 年になっても、ORGALIME はまともなポジションペーパー一つ出せない状態で、業界の中にもぽつぽつと独自の行動をとる所が出始めた。JBCE も 1998 年 7 月に結成した後、独自のポジションペーパーを作り、欧州委員会に働きかけをはじめている。結局は ORGALIME は内部に異なる意見を持つ団体を抱えていることもあって、焦点が定まらないまま、環境指令案のロビーイング表舞台から脱落していった。更に失地挽回とばかりに、欧州委員会・産業総局が自分たちの覇権争いのためごり押しで作ろうとしている環境デザイン指令案（EEE）に飛びついて、産業総局の御用団体となり、外聞も憚らずに EEE を強力にサポートした。これが完全に裏目に出て、ORGALIME はますます業界から信用されなくなってきた。実際、EEE にはほとんどの業界団体が反対をし、御用団体化した ORGALIME ですら、すっかり腰が引けてしまっている。このような醜態をさらけ出してはいるものの、ORGALIME は欧州では最大規模のロビー団体であり、いろいろなところにしゃしゃり出てくるし、自分たちがロビー活動の盟主であるとの驕りから、主導権を握ろうとしてくる。

9 月の 17 日、突然 ORGALIME から、JBCE と AeA に招待が入った。リサイクル法案について打ち合わせをしたいという。AeA の事務局長、インテルのジュリアンなどと一緒に ORGALIME のオフィスに行った。そこにはコアグループの人間がいて、AeA と JBCE の意見を聞きたいという。AeA とは事前に打ち合わせをして、もし ORGALIME が主導権を握った形のポジションペーパーへの誘いであったら拒否しようと身構えていた。欧州議会の第一読会が終了し、ORGALIME はほとんど存在感を示せなかったので、巻き返しに出ようとしているのではないかと警戒したのである。しかし会議は AeA と JBCE の意見を聞いただけでおしまい。コアグループの参考にしたいからということだけで、拍子抜けであった。

10 日後の 9 月 27 日、EICTA（欧州情報通信機器工業会）の環境サブグループの会議が開催され、EICTA、AeA、JBCE の欧米日三者統一のポジションペーパーを作ろうということが決定した。EICTA の環境サブグループのリーダーは HP のミッシェルで、AeA のメンバーでもある。小職も JBCE とのパイプ役を務めており、話はスムースに決まった。欧州議会の第二読会は期間も短く、業界団体がばらばらにロビーイングをやったのでは効果が出ない。日米欧の共通のポジションペーパーが必要である。ところでこの会議上、ミッシェルが ORGALIME から共通ポジションペーパー作りの話が舞い込んできていると伝えた。AeA と JBCE も参加してほしいという。小職は ORGALIME が出席を認めるならば出席していいと伝えた。いずれにせよ、ORGALIME はこれまでまともなロビー活動も出来ていないのに、EICTA、AeA、JBCE の上に立つような形でのポジション作りはごめんなので、みんな並列ならば認め

ようといっておいた。次の日 e-mail が回ってきて、「ORGALIME は欧州の団体でないところとは基本的に共闘はしない」という。何だこれはと思って会合には出なかった。

その夜、ミッシェルから ORGALIME との会合の報告が入ってきた。

「EICTA は、ORGALIME と CECED（白物家電工業会）とコモンポジション作りを準備する作業に入ることを確認した。このペーパーでは、RoHS（有害物質禁止指令）のポジションは JBCE と AeA の作ったポジションをそのまま踏襲し、WEEE（リサイクル指令）は 3 者で共通点を搾り出す。しかし、JBCE と AeA は“ 欧州の団体ではない ”からこのペーパーに名を連ねることは ORGALIME が認めない。ORGALIME は欧州というアイデンティティを保つことを優先する。JBCE と AeA は、このコモンポジションペーパーを自由に使っていい。それは許す。」

という物であった。何だこれはと思ったが、それに引き続いて AeA の事務局から e-mail で「よくやった。ご苦労さん」というような物が入ってきた。冗談ではない。RoHS に関してはほとんど JBCE が主導権を握って作った物であり、何で ORGALIME の“ 許可を得て ”、使わなければならないのだ。怒りがふつふつと湧いてきた。もうほとんど怒りに任せたままのメールを、EICTA の環境サブグループ全員に送り込んだ。

「親愛なるミッシェル
あなたのレポートを見て大変驚いている。私は会議に出なかったが、それは ORGALIME の態度に嫌悪感を覚えたからだ。EICTA が“ 非欧州団体 ”と手を組むより、欧州リーグを選ぶとしたら非常に悲しいことだ。ORGALIME は JBCE－AeA－EICTA がこれまで作り上げてきた RoHS のポジションを使う権利なんかない。日欧米の 3 社のポジションペーパーを作って欧州議員を回るほうがよっぽどロビーイングの効果があるはずだ。」

その日は朝 4 時ごろ目が醒めてしまったが、頭にきて眠れない。6 時には犬の散歩に出かけ、少し朦朧としながら会社に出かけていった。メールを開けてみたら、うれしいことにソニーのキーレン、パナソニックのブライアンなどから支援のメールが届いていた。その内、インテルのジュリアンやサン・マイクロシステムのアンヌからも ORGALIME の態度を非難するメールが舞い込んでくる。そして、HP のミッシェルからも届いた。

「Sugiyama-san
メールを本当にありがとう。実は自分としては腹立たしくて会議を中座しようと考えたぐらいだった。しかし、EICTA の環境サブグループの委員長として話をまとめなければいけないという義務感で、一応話だけはつけてきた。しかしながら最終合意に達したわけではない。自分は HP なので、自分から切り出すわけには行かなかった。Sugiyama-san が言い出してくれたので助かった。EICTA の多くのメンバーが反対をしている。今週末の、EICTA の環境委員会の本会で話を出して皆の意見を聞くつもりである」

その週の最後、11 月 4、5 日に、EICTA の環境委員会の本会があり、この話がミッシェルから出された。環境委員会の委員長をやっているのは IBM の Mr. Hoehn であり、「ORGALIME は馬鹿なことをいっているらしいな」と一言。EICTA は EACEM と合併してから、メンバー企業は米系、日系が 3 分の 2 を占めるような状態になっており、ORGALIME の言うような「欧州純血主義」とはもう相容れない。ICT 産業界はグローバル化が最も進んだ産業界であり、古めかしい体質の ORGALIME の事務局長は、そこを判断できなかったのである。

JBCE－AeA－EICA の日米欧合作のポジションペーパーは、その後着々と準備され、11 月 10 日には修正を加えて完成した。現在、これを関係する欧州議員に配布する予定である。

欧州閣僚理事会の全会一致の共通意見には、欧州委員会は異論なし?！

9 月 26 日、欧州委員会環境総局のオニーダおよびパコが、WEEE & RoHS 指令案のインフォメーションミーティングなる物を開催した。オニーダは WEEE 指令案を、パコは RoHS 指令案を担当している。欧州議会に提出された時点では、この二つの法案はエルマコーラという人間が実質上の執筆者であったがどこかの大学に転出したため、急遽この二人が担当者になった。オニーダは、1 年程前に成立した廃自動車のリサイクル法案（ELV）を担当していたため、スムースにこの仕事を受け継ぐことが出来たようである。

このミーティングがあることは、7 月の時点で EICTA の情報網から流れていた。しかし、9 月の 10 日を過ぎても何の情報もない。その内、すでに開催通知が業界内に流れていることをキャッチ。JBCE には案内状すらこないので、彼らの上司にクレームレターを出そうかとも考えたが、JBCE の事務局長のほうから、まずは正攻法で攻めてみたらどうかとの示唆もあったので、オニーダに直接 e-mail を出して、出席の希望を伝えた。驚いたことに、メールを出したその午後には受諾のメールが届いた。特に排他的な通知をしたのではなかったようである。その後、20 日ごろになって、応募者が予定よりはるかに膨張し始めたので、その時点で承諾をもらっている人以外は参加不可能という連絡が届いた。EICTA のメンバーの中には、参加できなかったことに不満を漏らすものも結構居て、どのような基準で案内を出したのか問いただそうと言っている者までいた。どうも、オニーダにそれまで接触した人間だけに案内状を出したようで、とくに正式な会議ではないので良しとしたようである。

さてこの会議に備えて、JBCE、AeA、EICTA－EACEM で質問の擦り合わせをした。質問事項に漏れがないかチェックすることと、質問者を割り当てること、そして何を主張するかを 2 時間かけて電話会議を行ったのである。当然日本人は小職だけ。JBCE のこれまで追及してきた主張を中心に、いくつかのポイントを指摘した。結局、RoHS に関して 1 項目、質問を担当することになった。3 時から 5 時までの電話会議は流石に疲れた。

当日、欧州委員会が用意した会議室は 60 名以上の参加者で膨れ上がり、追加の椅子の搬入が必要なぐらいであった。いつも付き合っている業界のロビーストが 15 名ぐらい。あとはリサイクル業者、各国の工業会、個々の企業、はては環境 NGO まで入り混じっており、大部分はせっせと紙の上にペンを滑らせるだけ。質問に立ったのは 20 名にも満たなかった。中には、自分の会社の製品がこのリストの中のどれに分類するかを確かめるためだけにきて、その後そそくさと帰っていく人間もいた。冒頭、オニーダが挨拶。この会議は、利害関係者との正式な意見交換の場ではなく、あくまで情報交換を主目的としていること、しかし意見は今後の参考にするというような発言。その後、WEEE について簡単な説明を行った。

WEEE で業界がもっとも気になるのは、誰がリサイクル費用を払うかという費用負担の問題である。欧州委員会の原案では責任の所在をあいまいにしたまま、各国が費用負担のシステムを構築するとなっている。これに対して欧州議会の第一読会では、ロビーイングが効を奏して、自分の販売した製品のみについて企業が責任をとればいいという修正案がとおった。各家庭からの廃棄物の回収も地方公共団体の責任となった。ところが欧州閣僚会議の共通意見では、ブランドのわからない製品のリサイクル費用を業界全体で負担するなど、業界全体の負担が増え、家庭からの廃棄物の回収費用も各国に下駄を預ける形となっている。欧州委員会としてはどういう態度をとるのかと聞かれて、

> 「欧州閣僚会議は各国の閣僚が全会一致で通した物で、欧州委員会としては特に異論はない。しかし、欧州議会の意見に対しても欧州委員会は全面的に受け入れる用意があり、両者の調停案がどのような形になっても特に問題はない。」

という。

「自分が販売していない “ みなしご製品 ” のリサイクル責任まで負わせるのはおかしいのではないか。」という質問に対しても、

「それが欧州連合の法律上問題があるのであれば別だが、各国でそのような形で廃棄物を処理したいというのであれば反対する理由はない」

ところが、法律施行以前に販売された製品の処理費用に関し、費用を新しい製品に上乗せして徴収する方法（ビジブルフィー）は、

「ビジブルフィーは競争法上の問題が指摘されている。法律面での問題を持っている物は導入できない。」

という。現在既にオランダやベルギーではビジブルフィーが施行されているが、家電メーカーにとっては死活問題である。このようなやり取りの後、個々の企業が自分たちの製品はスコープに入っているかどうかとか、照明器具をスコープに入れるのはおかしいなど、つまらない質問が飛び交い始めた。そこでちょうどいい機会だと思ってリサイクル処理前の取り外し処理に付いて質問をした。

「廃棄物の扱いの項で、本文に液体およびアネックスに指定されているものをリサイクル処理の前に取り外して別処理することとなっているが、アネックスに指定されている物はどのような基準で選ばれたのか。たとえばアスベスト（石綿）のように、明確に健康に害があるものが載っている一方で、LCD やプリント基板のように有害性から選ばれたとは思えないような物まである。LCD などは、再利用を促進するためにアネックスに載せられているというようなことを言う人もいる。再利用ができるかどうかはメーカーの判断に任せるべきである。また、プリント基板は無鉛半田を使用した場合は無害なのではないか。それを取り外し処理されるのは何か特別な意図があるのか。もし有害物質除去と再利用促進という 2 つの基準があるならば、アネックスを 2 つに分けるべきである」

取り外し処理のアネックスに関しては、LCD には毒性がないとして随分頑張ってみたのであるが、ロビー活動途中で断念した経緯がある。また、バンブレンプトというベルギーの社民党の欧州議員に面会した時、本件を陳情したところ、「再利用促進という観点からも LCD はアネックスから外せない。」といっていた。この場では、ともかく欧州委員の考えを明確にさせたかった。

「アネックスの基準はたった一つである。すなわち有害物質を含む物を載せているだけであって、再利用の観点から載せている物はない。奇妙な一致ではあるが、閣僚理事会でもプリント基板と LCD をアネックスから外すべきかどうかの議論があったようである。欧州委員会としては、ここに掲載されている物が有害物質を含んでいないという確かな証拠があればアネックスから外す用意がある。しかし、現在のところプリント基板はまだ有鉛半田を使用しており、規制の対象になる。」

まあ、今までもやもやしていた部分が明確になったことは確かである。

RoHS に話題が移り、パコが簡単な説明を行った。その中で面白かったのは

「欧州閣僚理事会の共通意見で、欧州委員会と意見の合わないところが一箇所だけあった。それは、RoHS の開始時期に関してである。共通意見では 2007 at the latest となっており、加盟国が 2007 年以前にも有害物質使用禁止を導入できるようになっている。これは域内の調和を目指すという第 95 条に反したことでありこの部分の修正を求めたが、理事会が全会一致で現在の共通意見を決めた以上、欧州委員会としてはこれ以上の追求はしない。」

というものである。一説によると、スウェーデンやデンマークが、RoHS の法的基盤として第 95 条を認める代わりに、この一行を入れたとされる。この文自体が第 95 条と相矛盾する可能性もあり、それを指摘された時スウェーデンやデンマークがどのような姿勢で臨んでくるのか興味のあるところである。さて、質問の時間になって、真っ先に手を上げた。一番前の席に陣取っていたので当然最初の質問者になった。

「まず指令の開始時期であるが、JBCE は鉛半田、水銀などの代替可能性について詳しいデータを提出し、2010 年がもっともリアリスティックな時期であることを示した。欧州委員会の当初の案は 2008 年であったが、欧州議会の修正案が 2006 年になっており、欧州委員会もそれをサポートするといっている。2006 年では実現性は非常に厳しい。とくに中小企業では対応が不可能である。2008 年という当初の案をあくまで守り通してほしい。次に、欧州議会の修正案に対する欧州委員会の正式意見では、欧州議会の修正案のうち 「new electrical and electronic equipment put on the market after 1 January 2006 do not contain lead, mercury, cadmium, hexavalent chromium, polybrominated biphenyls (PBB) and polybrominated diphenyl ether (PBDE)」を受け入れるとなっているが、この new という言葉の解釈を教えてほしい。自分としては、実施期限以降に投入される新製品に当てはまるという意味であると考えている。実際、通信機器やコンピュータなどは一度システムとして納入してしまうと、アップグレードや交換品として顧客から繰り返してオーダーが入るため、長期にわたって供給できる体制をとらなければならない。実施時期以前に販売された製品は、実施時期以降も販売可能であると解釈していいか。」

この質問の背景には、この修正案を準備した（と思われる）ロビーストから、新しく投入された製品だけが対象になると聞かされていたからである。それならば、通信基地局やコンピュータシステムなどのシステム納入後のオーダーは問題なくなるはずである。

「欧州議会では 2006 年、欧州理事会では遅くとも 2007 年という開始時期が出ているが、欧州委員会としてはどちらになっても良いと思っている。すでにいくつかの会社では 2002 年とか 2003 年には対応可能であるといっている。そのような会社がある以上、2006 年でも 2007 年でも努力をすれば対応可能であるはずである。欧州委員会は、全員がそろうまでは実施しないというような方針はとらない。つぎに、文章の解釈の問題であるが、この new という言葉は redundant である。実施期日以降、マーケットに投入されるすべての機器はすべて対象となる。それ以前に投入されていたかどうかには関係ない。それ以前に市場に投入されていた製品でも、この期日以降は設計をやり直しない限り市場に投入することは出来ない。」

んん･？ redundant って何だったっけ。冗長性？ 要は、余分な言葉という意味である。早速弁護士事務所から出席していた人間が噛み付いていた。余分な言葉がついた文章を法律にするつもりか？？？まあ、どうでもいいことである。あのロビーストの言葉は嘘であった。

RoHS についてはあまり質問が出ない。深く突っ込んで分析しているのは JBCE ぐらいである。IBM のロビーストが、

「サーバーの猶予期間を 2010 年とし、また高温鉛半田の鉛の含有率を 85%としているのはおかしいのではないか。技術委員会で検討するといっているのだから、それまでは白紙の状態でいるべきだ。」

と、前日の電話会議での質問の割り振りに従って質問をした。

「技術委員会はこの指令案が成立した後に開催される。それでは企業がどのように対処したらいいかわからないのであらかじめ数字を入れておく必要性がある。欧州理事会で数字が出ており、欧州委員会としても異議はない。」

数字は欧州委員会からインプットしたのではないか？IBM のロビーストがそこで終わってしまいそうだったので、慌てて手を上げた。

「それでは、高温鉛半田を鉛含有率 85%以上という定義を出したのは誰か。欧州理事会には技術者がいないはずである。」

「欧州理事会では各国からの代表が集まって討議をされるが、各国の代表は夫々専門家を抱えていて、そこで決定される。だからこれらの数字は専門家たちである。欧州理事会の全会一致の結論には欧州委員会としては異議がない」

嘘をつくな！この数字はおまえが出したんじゃないか。AeA と JBCE がおまえに会って、＜高温鉛半田は 60%以上、サーバーは 2012 年を期限とする＞ことを依頼した時、自ら 85%以上しか認めないといっていたではないか。欧州理事会に数字を出したのはおまえだろう…と叫びたかったが止めた。既に 9 月の時点で、これまで 70%以上を死守してほしいと訴えてきたメーカーが、85%でも対応可能と言ってきた。他の電子部品のメーカーも既に 85%でも対応可能という回答をもらっている。70%との主張を取り下げるつもりはないが、ここでこれ以上突っ込んでも得るものはない。それでもいくつかの点がクリアになっただけでもいい会議であった。JBCE からの質問がなければクリアにならなかったところもいくつかあり、業界からも評価された。

JBCE：在欧日系ビジネス協議会

AeA：米国電気工業会

EICTA：欧州情報通信機器工業会

EACEM：欧州家電メーカー工業会（10 月から EICTA と合併）

WEEE：廃電気･電子機器リサイクル法案

RoHS：有害物質使用規制法案

欧州グリーン調達ガイドライン

先に本誌 Vol.3 No.2 でご案内した欧州委員会の「環境に優しい調達ガイドライン」の「Interpretative Communication（解釈通達書）」の仮訳をご紹介いたします。詳細については原文 http://europa.eu.int/comm/environment/gpp/ をご参照ください。

日本機械輸出組合
仮　訳

欧州共同体委員会

ブラッセル、2001 年 7 月 4 日
COM (2001) 274 final

公共調達に適用される共同体法および公共調達に環境配慮を統合する可能性に関する委員会の解釈を示す通達

目次

エグゼクティブ・サマリー

序文

I. 契約の対象案件内容の定義

II. 公共調達指令が対象とする契約

1. 契約の対象案件の技術仕様および環境パフォーマンスに関連した要件を定義する可能性
1.1. どのような基本的な材料または原材料（basic or primary materials）を使うべきかを規定する可能性
1.2. 特定の生産工程の使用を要求する可能性
1.3. エコラベルに言及する可能性
1.4. 変数（variant）を使用する可能性

2. 候補者の選択
2.1. 契約への参加排除の根拠
2.2. 候補者の技術力に関連する要件
2.2.1. 特定の（環境的）経験を必要とする可能性
2.2.2. 環境マネジメント・スキームの運用を供給者に求める可能性

3. 契約の決定
3.1. 最も経済的に利益となる入札
3.2. 製品の全ライフサイクル中に発生したすべてのコストを考慮に入れる可能性
3.3. 外部性を勘定に入れる可能性
3.4. 追加基準

4.　契約の実施

III. 公共調達指令の対象とならない契約
付属書 1：技術分野での共通ルール
付属書 2：特定の技術仕様の定義

エグゼクティブ・サマリー

- 実施上で持続可能な開発を達成するには、経済成長が社会的進歩を支援し環境を重視すること、社会政策が経済的パフォーマンスの土台となりうること、環境政策が費用対効果の高いものである必要がある。
- 2001 年 6 月にスウェーデンのイェーテボリでの欧州理事会の会合に提出されることになっている「より良き世界のための持続可能な欧州：持続可能な開発のための欧州連合戦略（A Sustainable Europe for a Better World: A European union Strategy for Sustainable Development）」に関して 2001 年 5 月の共同体通達で述べられたように、加盟国は、環境に優しい製品とサービスを支持するため公共調達をさらに活用する方法を考えるべきである。現通達はこの目的に寄与するものである。
- 本文書の目的は、公共調達に環境配慮を統合することに関して現行の共同体の法的枠組みの可能性を分析し規定することである。
- 現行の法的枠組みが提供している以上のさらなる可能性の導入は、共同体立法者からの介入を必要とする。
- 現行の環境および他の法規は、共同体法であれ共同体法に整合する国内法であれ、契約当局を拘束するものであり、行われるべき選択ならびに同局が策定する仕様と基準に影響するものとなる。
- 「グリーン購入」の主要な可能性は、公的な購入過程のスタート時点、即ち、契約の対象案件を決定する時点で明らかになるべきものである。かかる決定は、公共調達指令の規則に言及されているのではなく、モノとサービスの自由に関する EC 条約の規則および原則、特に非差別と均衡の原則によって言及されている。
- 公共調達指令自体は、公的購買に環境配慮を統合するよう様々な可能性を提供している。特に技術仕様、選別基準ならびに契約の判定基準を決める時に然りである。
- さらに、契約当局は EC 条約規則に適合する特定の追加条件を課すことができる。
- 公共調達指令で言及していない公共契約は、EC 条約の規則および原則に従う。同局に「グリーン購入」のさらなる可能性があるかどうかは国内法次第である。

序文

本文書の目的は、公共調達に環境配慮を統合することに関して、現行の共同体の法的枠組みの可能性を分析し、規定することであり、かくして公的な購買者に持続可能な開発に貢献する可能性を提供することである。

公共調達政策は、戦略的目標（特に、モノ、人、サービスの自由移動）を含む数ある「単一市場政策」の要素の一つである。公共調達政策は、提示された最善のオファー値を選択することにより、公的契約の非差別的判定、および公的資金の合理的な配分に対する必要な競争を創出することにより、「単一市場」の実現に貢献することを目指している。かかる原則の実施は、公的購買者が、契約の対象案件内容の決定方法に関する一定の規則に従い、最大の費用対効果による恩恵を得ることができ、また、価格あるいは一連の客観的基準のみに基づいて、目的とする要件や契約決定に従った候補者の選択にも恩恵を得る

ことができる。

公共調達に関する共同体指令の歴史は、公共事業契約に関して最初の指令が採択された 1971 年までにさかのぼる。それ以来、公共供給契約に関する指令、公共サービス契約に関する指令、および公益事業セクターに対する指令が採択された[1]。これらの指令は何回か修正されたが、基本的コンセプトとシステムは、本質的には何ら変っていない。

公共調達指令では、環境保護あるい配慮、もしくはその他の局面に関連することについてはコアとなる域内市場政策を超えるような言及は明白に行っていないが、同指令の採択の時期を考えれば驚くべきことではない。

そして当該指令採択以降の**環境**分野の行動は共同体および加盟国のイニシアティブで展開してきた。

アムステルダム条約では、環境要件を他の政策に統合するという原則を強化し、これが持続可能な開発を達成するための鍵であることを認識した[2]。

また、2001～2010 年を対象とする第 6 次環境行動計画に対する欧州委員会提案は、公共調達について、公的購買者が環境パフォーマンスを購買基準の一つとして使うことにより、市場を「グリーン化する」大きな可能性を持つ領域であるものと明確化した[3]。

持続可能な開発は、より一層繁栄して、より公正で、かつよりクリーンで、安全で、健康的な環境を約束する社会 ― 我々に、子供達に、孫達により質の高い生活を与えてくれる社会について、積極的な長期的ビジョンを EU に提供するものである。実際にこれを達成するには、経済成長が社会の発展を支援し、環境を尊重し、社会政策が経済的成果を支え、そして環境政策が費用対効果のあることが必要である[4]。公共調達に関連してこのこと、法的枠組みが、一義的な経済的な目的と共に、環境上の関心をも考慮に入れることを促進すべきことを意味する。

経済成長と環境品質の受け入れられるレベルの間には内在する矛盾はない。従って、問題は、経済成長対環境という対立の構図にあるのではなく、双方の相乗効果を上げるべきものと考えるべきである。欧州委員会は、単一市場と環境に関する委員会通達[5]の中で、増加する環境上の挑戦、およびより高まる環境意識と連動した増大する市場開放が相乗効果をもたらすことを明らかにしたが、同時に、単一市場の機能と環境政策の実施の間には緊張関係が避けられないことも認識している。従って、共同体は、単一市場と環境の双方に関連する条約の目的遂行のために一貫性のあるアプローチを探求する一方、国際的な責務も果たすべきであると述べている。

環境行動は世界的レベルでも、著しい進化を遂げている。その進化の一例が京都議定書の採択である。EU は、京都で合意された気候変動条約の議定書にコミットメントを行い、2008～2012 年の期限までに温室効果ガスの削減に対する意欲的な目標を定めた。

---

1 公共事業契約決定手順の調整に関連する理事会指令 71/305/EEC は、理事会指令 93/37/EEC に引継がれ、欧州議会および理事会指令 97/52/EC で修正されたもの。
公共供給契約決定手順を調整する理事会指令 77/62/EEC は、理事会指令 93/36/EEC に引継がれ、欧州議会および理事会指令 97/52/EC で修正されたもの。
公共サービス契約決定手順の調整に関連する理事会指令 92/50/EEC、ならびに欧州議会と理事会指令 97/52/EC で修正されたもの。
水、エネルギー、運輸、および遠隔通信分野でオペレーションを展開している事業体の調達を調整する 1993 年 6 月 14 日付け理事会指令 93/38/EEC、ならびに欧州議会および理事会指令 98/04/EC で修正されたもの。

2 欧州共同体を設立した条約の連結バージョンの第 6 条に、「環境保護要件は、特に持続可能な開発を奨励する観点から、第 3 条に言及する共同体政策と行動の定義と実施に、統合されなければならない」と述べている。

3 欧州共同体の第 6 次環境行動計画に関して、欧州委員会から理事会、欧州議会、経済社会評議会、ならびに地域委員会に対する通達：「環境 2010 年：私達の将来、私達の選択」。2001 年 1 月 24 日に欧州委員会が採択。COM (2001) 31 final。

4 欧州委員会からの通達：「より良い世界のための持続可能な欧州：欧州連合の持続可能な開発のための戦略」。イエーテボリ欧州理事会への欧州委員会の提案。COM (2001) 264 final。2001 年 5 月 15 日に採択。

ますます多くの科学情報が入手できるようになり、そして環境汚染の原因と結果の双方に対する国民の意識が高まるとともに、この何十年間、環境汚染防止への寄与および持続可能な開発に対する貢献への関心が高まってきた。EU の膨大な数の官民の消費者が、ますます環境に優しい製品とサービスを購入しようという傾向にある。

公共調達指令で言及する公的購買者および他の事業体は、重要な消費者グループを構成している。1 兆ユーロ以上、ないしは EU の GDP の 14%を占める彼らの購買により、公的購買者が持続可能な開発に充分に貢献ができる。持続可能な開発の実現に関する責任を意識し、国および地方レベルでの公共調達を「グリーン化する」イニシアティブが多くの加盟国で始まっている。

欧州委員会は既に 1998 年 3 月の通達の中で主な可能性のいくつかを示してはいるが[6]、公的購買者は、環境配慮が現行の公共調達に関する共同体法とどの程度整合するかがはっきりわからないことが多いという事実に直面している。

委員会は、現行の公共調達法規が提示する公的購買における環境配慮を勘案する可能性をもっと具体的に説明すると公約している。

またこの解釈を示す通達に加え、欧州委員会は共同体法に従って入札に対するグリーンな参加を求める方法に関する事例を収載したグリーンな公共調達ハンドブックを作成する意向である[7]。

1998 年 3 月 11 日付けの通達ではっきり述べているように、委員会は今回のように解釈を示す文書の中では、現行の公共調達制度を超える解決を提案することはできないことに念頭に置かなければならない。さらに、共同体法の解釈は最終的に欧州裁判所が唯一の法的権限を持つことになる。

現行制度が、環境配慮を勘案する充分な可能性を認めないと考えられるのであれば、公共調達指令の修正が必要である。委員会が 2000 年 5 月 10 日に採択した同指令の修正案では、環境特性が最も経済的優位性をもたらす入札の明確化に役立つ基準の中に、はっきりと掲載されている[8]ことに注意すべきである。

従って、本文書の目的は、公共調達において環境保護の最善の配慮ができるように、現行の公共調達制度により提供される可能性を調査し明確にすることである。また、契約決定手順の様々な段階に従い、環境への関心が如何に考慮されるかを調査することである。

I. 契約の対象案件内容の定義

最初に公的契約に関連した環境配慮を考える時というのは、公共調達指令が適用される直前の段階である。即ち、契約の対象案件内容を実際に選択、つまり簡単に言えば、「自分、即ち当局は何を建設し、購入したいのか？」を決める段階である。この局面では、購買当局は環境配慮を念頭に置き、環境に優しい製品やサービスを選ぶ「広範な」機会を持っている。これがどの程度効果的に行われるかは購買事業体の意識と知識に大きく依存している。

現行の環境法または他の法規は、それが共同体法規であろうと、もしくは共同体法規に整合する国内法であろうと、この選択の自由を制限、あるいは影響を及ぼす可能性があるということが強調されなければならない[9]。

---

5 欧州委員会が 1999 年 6 月 8 日に採択。COM (1999) 263 final, p. 4。

6 1998 年 3 月 11 日に欧州委員会が採択した委員会通達「欧州共同体における公共調達」。COM (1998) 143 final。

7 2001 年 2 月 7 日に欧州委員会によって採択された包括的製品政策における委員会通達―COM (2001) 68 final。

8 公共供給契約、公共サービス契約、公共事業契約決定手順の調整に関する欧州議会と理事会の指令への提案の第 53 条（2000 年 5 月 10 日付 COM (2000) 276 final) 及び水、エネルギー、運輸セクターで営業している事業体の調達手順を調整している欧州議会と理事会指令への提案の第 54 条（2000 年 5 月 10 日付 COM (2000) 276 final)。

9 例えば、一定のカテゴリーの事業に関して環境影響評価を実施する義務のような。脚注 11 参照。

環境配慮を考える可能性は契約のタイプによって異なる。

事業契約（work contracts）は、最終製品や事業だけを対象とするのではなく、事業の設計および施工をも対象としている。契約当局にとって環境への関心を考慮に入れる最良の機会は、設計およびコンセプトづくり（conceptual work）の局面である。契約当局は、例えば、暖房のために遮蔽や特定の建設資材の使用を考慮に入れることのみならず、太陽電池の設置も考慮に入れた低エネルギー消費の行政ビルを設計するよう、建築家および／または技術者にはっきりした指示を与えることができる。また同様に、エレベーター使用が限定されるよう、そして事務所や会議室での人口照明使用を限定するようなビルを設計するように要求することもできる[10]。

契約当局は、事業あるいはコンセプト／設計そのものの選択に責任があるのみならず、事業の全体的な遂行、および建設現場やその付近で生じるすべての事柄にも責任がある。従って、購買事業体は事業遂行のための要件を決める権利がある。このことは環境配慮、例えば、建設現場やその近辺のエネルギー・水の使用および廃棄物管理に関する要件などを勘定に入れる多くの可能性を提示している。ここで考えられるのは、自然保護区や、事業実施予定の場所が特別の立地状況のため、海の潮流を妨げてはいけない地域の川に架ける橋建設などである[11]。

事業契約の特定のカテゴリーに対して、共同体法は、事業実施の決定前に環境影響評価を行う義務を課している[12]。この義務は、公共調達指令からではなく環境法規に由来し、購買事業体の選択に影響を与えている。所管当局にとって、開発に対して承認または同意を与えるか否かの決定に環境影響評価の結果を考慮に入れなければならないという義務は、事業実施に対してより一層環境に優しい要件をもたらすことになる。

サービス契約（service contracts）に関しては、これらの契約の性質上、業務遂行方法を規定する可能性をも暗示している。例えば、契約当局は、ビル清掃の特定の方法を規定し、環境に対する有害性を最小限に押さえる製品だけを使用するよう定めることができる。同様に、公共輸送サービスを電気バスで実施すべきであると決めることもできる。さらに、一般家庭ゴミの回収の方法も規定できる。

供給契約（supply contracts）は、一般的に最終製品の購買に関連している。従って、契約の対象案件の基本的選択権（「何を購入しようか？」）とは別に、本選択権に加え環境配慮を斟酌する可能性は、事業契約やサービス契約ほど広範なものではない。環境意識は本選択権に影響を与えるものである。

公共調達指令は、契約当局が何を買うべきかは何の規定もしていないので、契約の対象案件に関する限り中立である。

自らの必要を満たすのに様々な可能性があるならば、契約当局は、たとえ変数を利用したとしても、最も環境に優しいと考える方法で契約の対象案件を自由に定義できる[13]（パラグラフ II.1.4 参照）。

しかし全く無制限に自由というわけではない。契約当局は公的機関として共同体法の一般的規則および原則を遵守しなければならない。より正確に言えば、EC 条約の 28〜30 条（旧 30〜36 条）および 43〜55 条（旧 52〜66 条）に定めるモノとサービスの自由移動に関する原則が基本である[14]。

これは、公的契約の対象案件が、他の加盟国からの入札者に損害を与えることをもたらすような契約へのアクセスを、国内企業に限定するという狙い、あるいは結果で決められてはならないことを明示する。

---

10 様々な国家行政措置が、その契約当局に「持続可能な建設」に関するガイドラインを発している。

11 例としてエーレスンド橋建設やリスボンのヴァスコダガマ橋が挙げられる。

12 指令 85/337/EEC（OJ L 175, 05. 07.1985, p 40）の対象となり、指令 97/11/EEC（OJ L 073, 14. 03.1997, p 05）で修正されたプロジェクト。

13 契約当局は、選択した解答を決定するか、あるいは環境破壊をさらに引き起こすような生産工程で製造された製品を入札者に提供することになる要件の決定を回避できる可能性を持っている。

契約局は、本選択が他の加盟国からの入札者に不利となり当該契約へのアクセス件を制限するということにならないならば、最も環境に優しいと考える方法で契約の対象案件を決めたり、変数を利用して対象案件について代わりの定義を決めるのは自由である。

ある措置が共同体法規と整合するかどうかの問題は、個別の評価次第である。欧州委員会から欧州議会および理事会に宛てた単一市場と環境に関する通達で公表したように、委員会は条約の 28～30 条の適用に関するハンドブックを作成することになっている。

前述に定める規則は、それが公共調達指令の適用範囲内か否かにかかわりなく、すべての公的契約に適用される[15]。

公的調達指令は、契約の対象案件について最初の選択を行った後、契約当局が意図する使用に合うような方法で対象の特性を規定することを契約当局に義務付けている。このため、同指令は、各契約に関する契約文書に規定すべき技術分野における共通のルールに関する多くの規定を含んでいる。

II. 公共調達指令が対象とする契約

1. 契約の対象案件の技術仕様および環境パフォーマンスに関連した要件を定義する可能性

前置きの言葉として、環境法あるいは他の法規は、共同体法であれ、共同体法と整合する国内法であれ、当然契約当局を拘束するものである。すべて公共調達指令は、契約当局の技術仕様決定方法が「*法的拘束力のある国家技術規則*[16] *と矛盾しない*」という規則を含んでいる。

このことの意味するところは、本法規が共同体法と整合しているという条件のもとに、国内法は、例えば、国内当局が環境に有害と考える特定物質の使用を禁止したり、あるいは環境パフォーマンスの規定された最低レベルを保持する義務を課すことができるということである。契約当局は当然かかる法規を遵守しなければならない。

同指令は、透明性を高めるために、契約当局が各契約に関する一般的ないしは契約上の文書に技術仕様を盛り込むことを義務付けている。かかる規則の目的は、公共市場を開放し、真の競争を生みだし、国のあるいは特定の事業に市場が偏ることを防ぐ（即ち、差別を避ける）ことである。技術仕様には、製品やサービスが意図する用途を満たすことを確保するために契約当局が必要とするすべての特性が含まれている。かかる技術仕様は、契約の対象案件の目的、および相当に重要な詳細を提供するものであり、従って契約の対象案件に結び付いていなければならない。

公共調達指令は、規格およびそれに類似する措置への強制参照情報について明確なヒエラルキーをもった詳細なシステムを含んでいる。即ち、優先的に欧州規格を与えられ、それがない場合には国際的ないしは国内の規格あるいは類似の措置を与えることができる[17]。

同指令は、本義務に加え、特定の型（make）や供給源（source）を持つ製品、あるいは特別生産の製品の言及を禁じている。それは特定の請負業者を有利にしたり不利にしたりするからである。商標、特許、タイプ、あるいは原産地や製造の特定表示は、契約内容がすべての関係者にとってあまり正確ではなく、理解しにくい場合にのみ認められる。同指令がかかる例外を設けている場合の表示は、「*または同等のもの*」という用語を伴っていなければならない。

契約当局は、当該規則から離れ、規格または類似の措置への照会を行わないことができる。これは、明らかに契約が真に革新的な性質のものであり、かかる手段の使用が不適切な場合である。

---

14 COM (1999) 263 final, 08. 06.1999, p. 8 and 9。

15 ただし、公共事業体指令（指令 93/38/EEC）で対象とする契約の主体だが私的機関であるものは除く。

16 当該規則は、それを守ることが、製品を販売したり使用したりするのに法律や規制で強制されている技術仕様である。

17 本通達の付属書を参照のこと。

欧州規格への強制参照情報という義務は、契約当局がかかる標準に整合する製品やサービスしか購入してはいけないことを必ずしも意味している訳ではないことを強調すべきである。この義務は単に、かかる手段をベンチマークとして照合するだけのことで、同等の解決を申し出る可能性は供給者に残されている。

現在のところ、製品とサービスについて環境パフォーマンスにかかわる欧州および国内標準はわずかしか存在していない[18]。このことは、差別をもたらさないという条件で契約当局が、環境パフォーマンス特質が標準化されるまではパフォーマンスの要求レベルを定義できることを意味する。

契約当局は、法規あるいは規格で規定さられているより高レベルの環境保護を要求する特定のポイントに関して自由に定義できる。ただし、要求レベルが契約アクセスを制限したり、入札希望者に不利をもたらすような差別に至ることがあってはならない。

1.1. どのような基本的な材料または原材料（basic or primary materials）を使うべきかを規定する可能性

「技術仕様」の概念は、もしこれが契約当局の意図する使用法に合うような方法でモノやサービスの特徴に寄与するのであれば、使用すべき基本材料あるいは原材料を規定する可能性を含んでいる。かかる規定が共同体法を遵守し、特に非差別的である限り、契約当局は特定の契約に対して使用すべき材料を規定することができる。例えば、これは特定の契約に対して行政ビルの窓枠は木製であること、あるいはリサイクルガラス等リサイクル材の使用という要件を含み得る。

1.2. 特定の生産工程の使用を要求する可能性

公共調達指令における技術仕様の定義は、生産工程についてはっきり言及していない[19]。しかし、ある特定の請負業者に市場を占有させないという条件で[20]、契約当局は、特定の生産工程の使用が製品やサービスのパフォーマンス特性（有形無形の）を指定するのに役立つのならば要求しても良い。生産工程は、すべての要件そして最終製品で目に見えなくても製品の特徴付けに寄与する製品の製造に関連する側面にまで及ぶ。

このことは、例えば有機栽培食品[21]や「グリーン」電気のように、その製品が環境対応型生産工程が使用されているので、その製造および外観の面で同一品とは異なっている（その違いが目に見えるかどうかに関係なく）、ということを意味する。契約当局は特定の生産工程規定に差別がないように充分注意しなければならない[22]。

反対に、企業の経営方針のように、生産そのものに関係ない要件は、技術仕様でないので強制的にはできない[23]。

1.3. エコラベルに言及する可能性

エコラベルは、同じ製品グループ内の類似品より環境に優しいとみなされる製品を認証するものである。

---

18 欧州委員会は環境局面を標準化工程に統合することにおいて欧州標準化機関を支援する。

19 政府調達協定は、技術仕様の定義の中に生産プロセスをはっきりと記載するよう監視しなければならない。

20 例として指令 93/36/EEC の第 8 条(6)を参照のこと。

21 例えば、契約局が有機栽培食品と考えるものの説明のために、農産物の有機生産に関する 6 月 24 日付け理事会規則 No. 2092/91 が規定する技術仕様、その上農産物食品にことができる。OJ L 198、22.07.1991、p. 1~15。

22 契約当局はグリーンな電気は風力エネルギーのみで作られると規定する必要はない。水力エネルギーやソーラー・エネルギーもグリーンな電気を作るのに使える。従って技術規定はグリーンな電気は再生可能なエネルギー源を使って作られるということであるべきである。

23 例えば、事務所におけるリサイクル紙の使用、建設工事構内における具体的な廃棄物処分方法、特定の労働者グループ（異民族、身体障害者、女性）の雇用）などが挙げられる。

このラベルは一定の基準を満たした製品に自主ベースで与えられるものであり、消費者向けに環境に優しい製品に関しての情報提供を目指している。

様々な種類のエコラベルが存在している：欧州エコラベル[24]、国内エコラベルと多国間エコラベルなどである。また私的エコラベルもある[25]。

多くの製品グループにとって、根本的な基準が関連する方法で規定されている[26]。

これらの基準は、製品のライフサイクルに基づいており、製品性能、製品に含まれる材料、生産工程、引取りとリサイクル、取扱説明書、消費者情報など、様々な局面に関連がある。かかる局面が公共調達指令の意味における技術仕様とある。

欧州、多国間ならびに国内エコラベルの決定は関連の措置に規定する手続きに従って行われている[27]。これらの制度は透明性を保証し、すべての生産者／供給者に開かれている。

私的エコラベルは、私的な個人あるいは組織が発行する。私的エコラベルを使用するには、ラベル発行者の承諾が必要である。国内、多国間、あるいは共同体レベルで合意され、調整された共通の特性や共通のシステムは存在しない。私的エコラベルは、欧州および国内エコラベル決定のように、透明性と平等な既得権の保障はしていない。

強制参照情報がない状況[28]、あるいは規格や法規の定めるより高いレベルの環境保護を必要とする場合、契約当局が、エコラベルの基準に沿った環境パフォーマンスに関係する技術仕様を決めることができる。そして当該エコラベルの認定を得ている製品は契約文書の技術規定と整合しているものとみなされる。

契約当局は、証明方法をエコ・ラベル証明書だけに限定しないよう注意しなければならない[29]。契約当局は、試験報告書のような別の証明手段も受入れなければならない。このことは、国のエコラベルや私的エコラベルの場合、仕様および仕様への適合を評価する手段が国内／地方企業に契約をもたらすという結果にならないように、特に関連がある。[指令 93/36/EEC の第 8 条も参照のこと]

1.4. 変数（variant）を使用する可能性

一般的に、環境に対してより害の少ない製品およびサービスは、他の製品やサービスより値段が高くなる。契約当局は、契約の対象案件を決める場合、一方で財政的考慮、他方で購買をグリーン化するという目的間のバランスを保たなければならない。

---

[24] 欧州エコラベル制度は、1992 年 3 月 23 日付けの共同体エコラベル認定制度に関する理事会規則（EEC） 880/92 の中で初めて策定された。OJ L 099、11.04.1992, p. 1-7。本規則は廃止され、2000 年 7 月 17 日付け欧州議会および理事会の改訂共同体エコラベル認定制度に関する規則 1980/2000（OJ L 237、21.09.2000、p. 1）で置き換えられた。http://europa.eu.int/comm/environment/ecolabel/ producers/productgroups.htm のサイトに、欧州エコラベルが存在するか、作成中か、改定中のすべての製品グループのリストを載せている。

[25] 私的エコラベルの重要なグループの一つは、木材を持続可能な森林の製品であるとして認識したラベルである。

[26] そこで例えば、パソコンに対する欧州エコラベルの基準は、パソコンに対する共同体エコラベル認定に対する環境基準を確立した 1999 年 2 月 26 日付けの欧州委員会決定（OJ L 70、17.03.1999、p. 46）に規定している。

[27] 欧州・エコラベル決定は欧州議会および理事会規則（EEC） 1980/2000 で決めた手順に従って行われ、（多国間）国内エコラベルの決定は国内規則で決めた手順に基づいて行われる。欧州エコラベル法の第 10 条では、以下のように述べている：「*エコラベルのついた製品の使用を奨励するために、委員会や他の共同体諸機関は、国家レベルの公共当機関と同様、共同体法規を侵すことなく、製品に対する要件の規定時に事例を示さなければならない。*」

[28] 例えば製品の環境的側面をも対象としている欧州、国際あるいは国内標準のような。―上記パラグラフⅡ. 1.を参照。

[29] エコラベルをつけた製品はある特定の製品市場の限られたところにしか置いていないことが多い：欧州エコラベルをつけた製品は、通常その製品市場の 20%未満しかなく、5%にも満たないという場合もある。

契約当局は、変数の使用[30]によりどの選択肢が双方の要件を最も満たすかを評価することができる。

契約当局は、この可能性を使用する場合、最低要件を定めた契約の対象案件についての標準的定義を最初に決める。この標準的定義に加えて、当局は一つ以上の変数を決めることができる。例えば標準定義の要件ではないより高レベルの環境パフォーマンスやある特定の生産工程使用のような、対象案件の代わりの定義を定めることができる。

2. 候補者の選択

この章では、契約当局がその契約を実施できると考える候補者の選択に関連した公共調達指令の規則を説明している。

公共調達指令に定める規則は 3 つの異なったタイプからなっている。

最初の規則は、候補者の公的契約への参加排除を正当化する根拠に関するものである。例えば、破産、犯罪による有罪判決、重大な職業上の違法行為、社会保障負担または税金の不払いという状況に関係するものである。

第 2 の規則は、候補者の財政および経済状態に関連している。当該規則では環境配慮を検討する可能性はない。

第 3 の規則は候補者の技術力に関わるものである。同規則は、例えば、契約の正確な実施を保証する機器・設備の最低レベルを決めることにより、ある程度まで環境配慮を可能にしている。同指令は、事業者の財政および経済状態、ならびに技術能力の証明に必要な情報が契約対象案件に限定しなければならないと規定している[31]。本規則に盛り込まれる可能性を以下に述べている。

契約事業者は、公共事業セクターにおいて、指令 93/38/EEC が事前に決められていて関係候補者や入札者の自由に使用できる客観的な規則や基準が適用されることだけを求めている限りにおいて、候補者あるいは入札者の能力査定による広い評価限度を適用できる。

2.1. 契約への参加排除の根拠

すべての公共調達指令は、企業が入札手続への参加から排除される根拠を定義している。かかる根拠に、関連するものは以下の通りである：

次のような供給者／請負業者／サービス・プロバイダーはすべて契約参加から排除される：

(c) 職業上の行為に関して既判力のある有罪判決を受けたもの。

(d) 契約当局が正当と認めた手段で証明された重大な職業上の違法行為で有罪となったもの。

法規で環境法規の非遵守を職業上の行為に関して有罪と認めた場合[32]、公共調達指令はこの仕事は罪を

---

[30] すべての公共調達指令は、契約決定の基準が経済的に最も有利な入札の基準である場合、契約局は入札者の提出した変数を考慮に入れ契約事業体が要求する最低仕様を満たすことができる、という可能性を規定している。契約局は、契約文書に、その変数が重視すべき最低仕様およびそれを提示する場合の具体的な要件を述べなければならない。変数が認められない場合は、入札通知にその旨を記載しなければならない。指令 92/50/EEC の 24 条、指令 93/36/EEC の 16 条、指令 93/37/EEC の 19 条、及び指令 93/38/EEC の 34 条（3）。

[31] 例として、指令 93/36/EEC の 23 条（3）を参照のこと。

[32] ある国は、「環境罪」と呼ばれるものを、刑法に入れている。例えば、現在のスペインの刑法（1995 年 11 月 23 日の組織法 No. 10/1995）の第 325 条は以下のように規定している：「環境保護法等の規定に反して、排出、放出、放射、採取または撤収、堆積、騒音、振動、環境中の抽出または預託、土壌、底土、または内陸、海洋または地下水、それに影響する国境地域を含めて、それを惹き起し、その行動が直接間接それを増大させたもの、あるいは自然システムのバランスをこわす水の抽出を行ったものは、6 ヶ月から 4 年の懲役に服し、8 ヶ月から 24 年にわたって罰金を支払い、1 年から 3 年にわたる期間仕事についたり事務所を持ったりすることができない。健康に対するダメージのリスクがあるなら、懲役期間は上記懲役期間の半分より上とする。」

犯したとして、また判決は判例に従っているとして、前述の(c)に示した根拠を基に、候補者を参加から排除することを認めている。

さらに、欧州委員会は、環境に損害を与える刑法上の罪の最低限を定める共同体指令を提案した[33]。

重大な職業上の違法行為の概念は、欧州法規あるいは判例法[34]にそのものとしては定義されていない。従ってこの概念を国内法に定義するのは加盟国に委ねられる。

2.2. 候補者の技術力に関連する要件

公共調達指令は、契約者の技術力の証明を求める方法を定めている。公共調達指令は、契約の性質、量、および目的に従い技術力を証明できる参照事項をもれなくリストアップしている[35]。従って、契約当局が定める候補者の技術力に関する個々の要件は、同指令でリストアップされた参照事項の一つに該当しなければならない。

選択段階の目的は契約当局が考えられる最良の方法で契約を遂行できると考える候補者の特定である。従って、様々な要件が、問題の契約の対象案件あるいは契約実施に直接リンクしていなければならない[36]。

公共調達指令がもれなくリストアップした参照事項の中には、以下のものが特定の場合に環境面に関係している。

- 契約実施のために候補者が入手できるツール、プラント設備、および技術装置の記述。
- 供給者の技術設備、品質およびその調査を確実にする方法、ならびに研究施設の詳細。
- 企業に属しているか否かに関係なく、候補者が契約実施を依頼できる技術者あるいは技術機関で、特に品質管理の責任を担う人たちの一覧表。

2.2.1. 特定の（環境的）経験を必要とする可能性

契約が環境分野での特定のノウハウを必要とするなら、特定の経験は、候補者の適切さを確かめるための技術力および知識の正当な基準であり[37]、従って必要とされるものである（例えば廃棄物処理プラントの建設）。

2.2.2. 環境マネジメント・スキームの運用を供給者に求める可能性

環境マネジメント・スキームは、国際標準（ISO 14001）及び EC 規則（EMAS[38]）によって確立された。

当規則は、EU を通じて調和のとれた方針および原則に基づく自主的環境マネジメント・スキームを確立し、EU と EEA（欧州経済地域）において運営を行う経済活動の全セクターの組織に開かれている。

欧州環境マネジメント・スキームの目標は、組織に著しい環境影響の評価および管理を委ねることにより、活動、製品、サービスの継続的環境パフォーマンスの改善を促進することである。

---

33 欧州委員会の提案に目論まれた、罪の最低限に近いものとして、加盟国はもっと厳しい保護措置としてプラスの罪や制裁を規定することができる。

34 調達と組織犯罪に関するファルコン・スタディーについての最終報告（1998）―第 I 巻：24.05.1999―先進法学研究所―ロンドン大学。

35 ケース 76/81: Transporoute et travaux 対公共事業省。1982 年 2 月 10 日の判決。Jur. 1982; p. 417.

36 サービス指令（92/50/EEC）は、これらの要件は提供されるサービスの性質、数量、目的に従って定義されなければならないとはっきり述べている。

37 Case 31/87: Gebroeders Beentjes bv. / State of Netherlands. 1988 年 9 月 20 日の判決、最終弁論、par. 35; Jur. 1988, p. 4635.

38 環境管理・監査スキーム（ECO Management and Audit Scheme）は、最初に 93 年 6 月 29 日付け理事会規則 EEC1836/93－OJ L. 168 で策定された。そして同規則は、共同体環境管理・監査スキーム（EMAS）における組織による自主的関与を認めた欧州委員会および理事会規則 761/2001 で改定され、置き換えられた。

EMAS の実施には以下のようないくつかのステップを必要とする。環境上の見直しは、最初のステップである。この見直しにより、組織はその環境状況を評価し、その結果はっきりした環境目的を通じてより良い環境パフォーマンスに導く適切なマネジメント・システムを構築することができる。定期的環境監査は、環境マネジメント・システムが機能していることを調べ、より良い環境パフォーマンスに向かっての組織の進捗状況を見守る手段を備えている。

かかるステップの中で、同スキームへの登録には、組織が、特に以下のような鍵となるコミットメントを含む環境政策方針を採択することが必要である：

- すべての関連環境法規の遵守、
- 汚染防止、そして
- 環境パフォーマンスの継続的改善の達成。

EMAS の一環としてすべての参加国は、EMAS との整合性を検証し、そして認定機関が認定する独立した認証機関で有効になる情報によって、検証メカニズムを構築した。この有効性によって、加盟国が指定するコンピーテント・ボディーが認める登録要請が行われることになる。

EU 加盟国と EEA 諸国の登録された組織は定期的に欧州委員会に通知され、完全なリストは欧州委員会サービスにより入手可能である[39]。

環境プログラムおよび環境マネジメント・スキームの内容は、内容が「手づくり」であるため企業毎に、また組織毎に異なるであろう。公共調達指令が網羅する企業あるいは組織の技術力に関連する考えられる参照対象の一つとして、EMAS がそのまま該当するかどうかという質問に一般的には答えられないのは、この理由による。特定の環境管理・監査スキームがかかる参照対象の一つに当てはまるか否かという質問は、その具体的なシステムの内容次第である。

しかしながら、企業や組織が多くの最低基準を達成すること、およびかかるすべてのシステムが高レベルの環境パフォーマンスおよびマネジメントを提示することは、すべての環境管理・監査スキームに共通のことであると強調することが重要である。

技術力の証明手段として適切であるためにシステムは、環境要件のある契約（例えば契約者が建設現場で廃棄物を処理しなければならないという事業契約）を実施する企業の供給品あるいは能力の質（例えば、設備や技術者）にインパクトを与えるものでなければならない。

従って、企業あるいは組織の環境プログラムおよびマネジメント・スキームの要素が、企業の技術力[40]を確立するのに必要な一つまたは二つ以上の参照対象、とみなされるならいつでも EMAS への登録は証明の手段として使える。

この場合、EMAS 規則の第 11 条（2）では以下のように述べている。「*組織の EMAS への参加を奨励するために、欧州委員会および共同体機関ならびに国家レベルの公共企業体は、共同体法規を侵すことなく、調達政策に対する基準の設定時、EMAS に沿った登録を考慮されるかを検討しなければならない*」。契約局は、企業が技術力に関する要件に及ぶ環境管理・監査スキームを持っている場合、同システムが充分な証明手段として受け入れられる、ということをその契約文書あるいは入札通知に明示できる。同時に、証明手段として EMAS 登録だけを受け入れ、他の手段を除外してはいけない。他の認証（例えば ISO 14001）あるいは他の証明手段も受け入れるべきである。

---

[39] 登録された現場のリストはインターネットでも公表される：http://europa.eu.int/comm/environment/emas。2001 年頭には 3000 以上の現場が EU で登録された。

[40] 以前の 2.2 項を参照せよ：(a) 契約の実施のために候補が入手できるツール、プラント、ならびに技術的設備の記述。 (b) 品質とその研究施設を確実にするための供給者の技術施設とその施策の記述。 (c) －会社に所属しているかどうかに関係なく、契約の実施のために候補が依存できる技術者とか技術機関で、特に品質管理に責任のあるもの。

3. 契約の決定

契約当局は、ひとたび候補者が選ばれたら、入札評価の段階に入り、契約の決定という運びとなる。

公共調達指令には契約決定のための 2 つの選択肢がある。即ち、最低価格、あるいは*「最も経済的に利益となる入札」*のどちらかである。この第 2 の選択肢の目的は、契約局が最も金額に見合う価値を得られるようにすることである。

契約当局は、どの入札が最も経済的に利益になると考えるべきかを決めるために、事前にどの基準が決めてとなり適用されるかを示さなければならない。かかる様々な基準は、できれば重要性の高い順で契約通知あるいは契約文書のいずれかに言及すべきである。

3.1. 最も経済的に利益となる入札

公共調達指令は、最も経済的に利益となる入札を定義するのに適用できる基準例を挙げている[41]。勿論他の基準も適用できる。

一般的な規則として、公共調達指令は最も経済的に利益となる入札を判断するために適用される基準に関して 2 つの条件を課している。第 1 に、非差別原則が守らなければならないこと、そして第 2 に、適用する基準が契約当局に経済的な利益をもたらさなければならないことである。欧州裁判所で確認されたように、公共調達指令の目標は、契約局が契約を決定する時に自国内の入札者や申請者を優先する危険を回避すること、そして国、地域、地方当局が出資・管理する機関もしくは公法で決定される機関が、経済的ではない考慮に誘導するような選択をする可能性を回避することである[42]。経済的考慮とは、例えば、製品のエネルギー消費のような環境保護の側面も含まれる。

入札評価に使われるすべての基準が持っている共通のファクターは、特に言及された基準のように、実施する仕事の性質あるいはそのやり方にかかわっていなければならないということである[43]。適用される基準は、契約当局に、様々な入札者を客観的に比較し、指令の中で例として掲載されたような客観的基準に基づいて最も利益のあるものを受け入れる自由裁量を与えるべきである[44]。

この評価の目的は、どの入札が契約当局のニーズを一番に満たすかを規定することである。従って決定基準の機能は、入札者の内在する質を評価することである。これは決定基準が契約の対象案件にリンクしていなければならないことを意味する[45]。

環境配慮は現行の公共調達法規には明示されていない[46]。しかしながら決定基準に関する条項は、環境配慮が具体的な決定基準の定義をもたらすことになるよう解釈されなければならない。製品の「環境上の健全性」は、それ以上の仕様なしにそれだけでは測定できず、契約当局にとって必ずしも経済的利益を持つものではない。しかしながら、契約当局は、モノやサービスの「環境上の健全性」、例えば天然資源の消費を、エネルギー消費率を求めることでこの環境目的を具体的で、製品に関連しかつ経済的に測

---

41 物やサービスの価格、納品日、納期、完成予想期間、ランニングコスト、費用対効果性、品質、審美性、機能特性、そしてアフターサービス、技術援助、収益性、技術的長所。

42 ケース C-380/98： 一方の申し立てによる The Queen and H. M. Treasury：ケンブリッジ大学、2000 年 11 月 3 日の判決、予備ルールへの参照。(Jur. 2001, I-8035) 及びケース C-237/99、欧州委員会／フランス（HLM)、2001 年 2 月 1 日の判決、(未刊行)

43 ケース 31/87： Gebroeders Beentjes – (*infra*) – 欧州司法裁判所法務官の結論。

44 ケース 31/87： Gebroeders Beentjes – (*infra*) – パラグラフ 27。

45 例えば、指令 93/36/EEC「当該契約に従った様々な基準」の 26 条 (1b)を参照のこと。

46 2000 年 5 月 10 日に欧州委員会が採択した公共調達指令の修正案の中には、環境特性が最も経済的に有利な入札を識別する基準にはっきりリストされていることは留意しなければならない。

定可能な基準に「翻訳する」ことによって、考慮に入れることができる[47]。多くの場合、そのような基準は、製品の品質や性能、もしくは作業やサービスの実施（即ち、決定基準で言及する品質および技術的評価）に関係している。したがって、製品やサービスに関連した環境的側面は、製品およびサービスの機能的・審美的特性と同じ立場で、何が経済的に測定可能であるかの評価に関して公共調達指令に明示された基準と考えられる。

環境的要素は、調達の対象である製品やサービスに起因し、購買事業体にとって経済上の利点を伴う場合においては、最も経済的に利益のある入札を識別特定するのに役立つ。

「経済的に最も利益のある入札」の概念が、各個別の決定基準が直接契約当局の利益になる経済的有利さを持たなければならないことを意味するのか、あるいは各々の個別の決定基準が、当該契約における契約当局にとっての経済的有利を直接的にもたらす要件なしに、経済的に測定可能でなければならないことを意味するのかという疑問が生ずる。この疑問は、欧州裁判所のケース C-513/99 で提起された[48]。判決は 2001 年末に出る。

グリーンペーパー[49]においても、公共調達に関する通達[50]においても、欧州委員会は最初の解釈に味方する立場をはっきりとっている。

しかし、欧州委員会は、この関係で契約当局が契約の対象案件を決める可能性を保持し、そして入札手続のこの段階で、彼らの環境上の優先事項を、変数の利用によることも含めて究極的な間接的経済的利点に統合する可能性を保持することを述べている（パラグラフ II.1.4 参照）。

3.2. 製品の全ライフサイクル中に発生したすべてのコストを考慮に入れる可能性

ライフサイクルのコスト計算は、製品やサービスの製造、消費／使用ならびに処分中に発生したすべてのコストを勘定に入れることである（揺り篭から墓場まで）[51]。

製品を購入するために契約当局が支払う価格は、既に完了した局面（通常は設計、材料、生産、時には試験と運送も）で発生したコストを反映し、勘定に入れており、従って、決定プロセスで再度考慮に入れるべきでない[52]。反対に、製品の購入後に発生するかであって、契約当局が負担し、かつ製品の経済的局面に直接影響するすべてのコストは勘定に入れて良い。

製品のライフサイクル中に発生するものであって、契約当局が負担するコストは、最も経済的に有利な入札を査定するのに考慮に入れて良い。

指令には、考えられる決定基準としてランニング・コストと費用対効果とをはっきり述べられている。これらのコストは、直接ランニング・コスト（製品の寿命中に使われるエネルギー、水等の資源）、節約のための費用（例えば、エネルギーと将来のお金を節減するための絶縁物への高レベルの投資）、ならびに製品の保守ないしはリサイクルのコストを含む。入札の評価において、購入機関は廃棄物処理やリサイクルのコストも考慮に入れることができる。

---

47 エコラベルの基準は、最も経済的に利益となる入札を、それがこのセクションに定められた条件を満たしている場合、明らかにするのに使用することができる。

48 ケース C-513/99：Stagecoach Finland Oy Ab, formerly Oy Swebus Finland Ab, of Espoo (予備ルールに対する要求)。欧州共同体官報、C 102 of 8. 4. 2000, p. 10。

49 欧州委員会が 1996 年 11 月 27 日に採択したグリーンペーパー：EU の公共調達：前進の道の開拓、COM (96) 583 final

50 欧州委員会が 1998 年 3 月 11 日に採択した委員会通達「欧州共同体における公共調達」、COM (1998) 143 final.

51 一般的にこれら局面は、必ずしも次のような順序ではないが、製品設計、材料購買、生産、運送、試験、使用、処分、リサイクルである。

52 運送コストや製品のテストのコストは、供給者が負担し、価格に反映されていれば、契約当局が供給者に支払う価格に加えたりして二度も考慮しなくても良い。

3.3. 外部性を勘定に入れる可能性

外部性とは、通常の市場条件の下において汚染者ないしは受益者によって負担されない損害や利益である。それらは次のように定義される：「あるグループの人々の社会的または経済的活動が、他の人々にインパクトを与える、かつ前者のグループがそのインパクトに責任が負えない場合に発生するコストと利益」[53]

外部コストと利益は、営業コストや売上げ収入のような「伝統的」コストと利益の反対である。後者のコストの特徴はそれが市場で決定される価格で支払われるということである。

一般的なルールとして、外部性は製品やサービスの購入者によって負担されず、全体として社会によって負担され、従って、上記に定義された決定基準（3.1 参照）に該当しない。欧州委員会は、この関連で、契約当局が契約の対象案件を定める、ないしは契約の実施に関する条件を課し、入札手続の段階で、外部コストの究極的発生にリンクした環境上の優先権を統合する可能性を保持することを述べている。

特定の場合にのみ、例えば、外部コストが契約の実施に伴って発生し、同時に当該製品やサービスの購入者によって直接負担される場合、これらコストは考慮に入れられる。

このような場合、契約当局は、優先権や偽装された差別に至るようなシステムを導入しないよう、注意を払わなければならない。今までのところ、外部性についての妥当性や経済的評価のための調和のとれたシステムは存在していない。しかしながら、運送の分野における外部コストの経済的評価の方法論について調和を目指す作業が EU で行われている。これは時間がたてばこのアプローチに含まれている差別のリスクを取り去ることができるであろう。

3.4. 追加基準

この概念は、欧州裁判所の判例法によって策定された[54]。

この概念は判例 31/87 に初めて規定され、裁判所は、そのような基準（長期失業者の雇用）は、候補の経済的／財政的適格性ならびに候補者の技術知識と能力のチェックと何ら関係がなく、また指令の 9 条に規定する決定基準とも無関係であるとした。更に裁判所は、その基準が共同体法のすべての関連原則を遵守しているなら、公共調達指令と両立できるとした。

欧州裁判所は、判例 C-225/98 で、条件がすべての共同体法の基本原則に沿っているなら、決定当局が 2 つ以上の経済的に同等の入札を考慮する場合にのみ、その当局は失業対策キャンペーンに関連した条件を適用できるとした[55]。そのような条件は、入札が純粋に経済的観点から比較されたなら、付属の基準として適用できる。失業対策キャンペーンに関する基準については、裁判所は、それは他の共同体加盟国から入札している者に直接／間接のインパクトを与えてはならず、潜在的契約者がそういう条件が存在していることが分るよう契約通知に明瞭に述べなければならないことをはっきりさせた。

これは、環境の保護／性能に関係した条件にも等しく当てはまる。

4. 契約の実施

契約当局は、契約の実施方法に関する（詳細な）契約条文を決めることができる。契約条文は（偽装された）技術仕様、選別基準、あるいは決定基準であってはならない。それらは単に契約そのものの実施

---

53 欧州委員会、環境総局：廃棄物の埋立て処分と焼却からの環境外部性の経済的見積りに関するスタディー。最終主レポート、2000 年 10 月、9 ページ。

54 ケース 31/87：Gebroeders Beentjes – (*infra*) 及びケース C-225/98：欧州共同体委員会対フランス共和国、2000 年 9 月 26 日の判決　Nord-Pas-de-Calais Region と Departement du Nord による学校ビルの建設と保守（*Jur.* 2000, I - 7445.）

55 2000 年における EU の諸活動に関する一般報告、ポイント 1119、407 ページを参照のこと。

に関係しているだけである。ということは、すべての申請者は最終的に契約を決定されたらこれらの条文に従う立場になければならないということである。透明性の問題として、条文はすべての申請者に事前に知らされなければならない。

公共調達指令は、契約の条文はカバーしていない。したがって、契約の条文は一般の条約規則と原則を守らなければならない。特に非差別の原則を守らなければならない。

契約当局は､その目的として環境保護を謳っている契約の条文を定義する広範囲の可能性を持っている。

以下は、契約のパフォーマンスないしは実施に関係しており、究極的に一般的環境目的を満たし、充分に具体的で、共同体法の原則を守り、指令[56]に整合している具体的な追加条件の例である。

- 単一でなく、まとまった量の商品の納品／包装
- 供給者による包装材と使用済み製品の再生ないしは再使用
- 再使用可能な容器での商品の納品
- 供給者による製品の使用または消費の間においてないしはその後に発生した廃棄物の回収、引き取り、リサイクル、または再使用
- 使用場所で濃縮や希釈を行う化学物質（洗浄剤のような）の運送や納品

環境上健全な運送の方法というものが商品の納品に使用されることを求めるべきかどうかという問題に関しては、このような要求は契約のパフォーマンスまたは実施に関係しているという方法であって、かつ共同体法の原則に則っているという方法で定められるべきであると明記しなければならない。従って契約当局は、特定の契約状況下でこの要件が差別にならない限り、製品の納入に伴う運送が一定の型式の運送で行われることを求めることができる。

III. 公共調達指令の対象とならない契約

公共調達指令によってカバーされない契約については、公共調達指令から由来するこれまでの細かいルールは適用されない。

実際、共同体法は、共同体指令で対象としていない公共調達が国の調達ルールに従うべきかどうかについて、加盟国の決定にまかせている。

条約と共同体法で定められた限度内で、加盟国がその国内法を採択することは自由である。従って、公共調達が、公共調達指令の「お金に対する最良の価値」という目的以外の目的を果たすのに使われるかどうか、あるいは使われなければならないかどうかは、国の立法次第である。

このような契約の対象案件を決める場合は、広範囲の要件と条件が課せられる。たとえ、これらの条件や要件が契約の対象案件に直接的にリンクしていなくとも。もちろん、これら要件や条件は条約に基づく条約のルールや原則を守らなければならない。かくして裁判所は、国家標準または特定のオリジンのことを言った条文を入札への参加要請に含むことは、国家標準を適合していると認証された製品と同等の製品を製造している事業者を入札から降ろさせることになると主張した[57]。もしも措置を講じて、ある加盟国の国民にもっと厳しいルールを課したり、もしくは法律に従わせたりあるいはその措置を講じた加盟国の国民に比べて不利な立場に立たせたら、その措置は製品やサービスの自由移動に関する条約

---

[56] OECD 文書 ENV/EPOC/PPC (98) 17 REV 1.

[57] ケース 45/87：欧州委員会／アイルランド（Dundalk）、1988 年 9 月 22 日の判決、*Jur.* 1988; p. 4929 及びケース C-243/89：欧州委員会／デンマーク（Storebaelt にかかる橋）、1993 年 6 月 22 日の判決 ― *Jur.* 1993; p. I/3353.

のルールに違反していることになる。

候補者の資格に関しては、購買当局は、公共調達指令によって可能なものを超えた要件を課し、条件を決める自由がある。その基準は候補者の財政的／経済的状況やその技術的能力に限定される必要はない。もちろん、資格要件は共同体法と共同体法原則と両立していなければならないし、特に非差別や相互承認のようなサービスの自由規定に関する規則と原則が両立しなければならない。

入札の評価に関しては、決定基準は、条約の規則および共同体法が守られている限り、そしてその基準が客観的で、透明で、かつ非差別的である限り、購買当局が自由に決められる。

条約の規則および共同体法の原則が守られているかどうかの問題は、ケースバイケースの査定次第である。

付属書１：技術分野での共通ルール

技術分野での共通ルールは、指令 92/50/EEC の 14 条（サービス）、指令 93/36/EEC の 8 条（サプライ）および指令 93/37/EEC の 10 条（事業）に定められている。これら条項の表現は完全に同じではないが、規則条項の内容は同じである。従って、例として、指令 92/50/EEC の 14 条の本文を以下に再掲する。

指令 92/50/EEC
IV章
技術分野での共通ルール
第 14 条

1. 付属書 II に定める技術仕様は一般文書または各契約に関係する契約文書に述べられるものとする。
2. 法的拘束力のある国の技術規則を侵すことなく、またこれらが共同体法と両立する限りにおいて、そのような技術仕様は、欧州規格を実施する国内規格への参照情報により、また欧州技術アプローチへの参照情報により、あるいは共通技術仕様への参照情報により、契約当局が定めるものとする。
3. 契約当局は、以下のような場合、パラグラフ 2 から逸脱することができる。
    a) 標準、欧州技術アプローチ、あるいは共通技術仕様が、適合性を確立する規定を含まず、あるいは技術的手段が、製品のこれら規格、欧州技術規格、共通技術仕様との適合を満足に確立するべく存在していない場合。
    b) パラグラフ 2 の適用が、遠隔通信端末機器の型式承認を相互承認する初期段階に関する 1986 年 7 月 24 日付けの理事会指令 86/361/EEC の適用を侵す場合。修正指令 91/263/EEC、あるいは情報技術および通信分野における標準化に関する 1986 年 12 月 22 日付けの理事会決議 87/95/EEC、あるいは特定のサービスまたは製品領域におけるその他の共同体手段によるを含む。
    c) これらの規格、欧州技術アプローチ、あるいは共通技術仕様が、既に使用されている機器と互換性のない製品または材料を使用することを契約当局に義務付け、ないしは不均衡なコストや不均衡な技術的困難を引き起こす場合。ただし一定期間での欧州規格、欧州技術アプローチ、共通技術仕様への移行の観点ではっきり決められ記録された戦略の一部としてのみである。

d) 現存の欧州規格、欧州技術アプローチ、あるいは共通技術仕様の使用が不適切であることに対し、純粋に革新的性質をもった関係プロジェクトの場合。

4. パラグラフ 3 を実施する契約当局は、できたら、欧州共同体官報に発表される契約通知の中、あるいは契約文書の中にそうする理由を可能であれば記録しなければならず、およびすべての場合において、その理由を内部文書に記録しなければならず、かつそのような情報を加盟国および欧州委員会の求めに応じて供給するものとする。

5. 欧州規格、欧州技術アプローチ、あるいは共通技術仕様が存在しない場合、技術仕様は：

a) これら指令に定める手続きに従って、特に指令 89/106/EEC に定める手続きに従い、技術的調和に関する共同体指令に掲げる基本的要求事項を遵守しているものと認められる国家技術仕様への参照情報により定められるものとする。

b) 作業の計算および実施ならびに材料の使用についての設計と方法に関係する国家技術仕様への参照情報により定めることができる。

c) 他の文書への参照情報により定めることができる。

この場合、以下の優先権の順序に従って参照を行うのが適切である：

i. 契約当局の国によって受け入れられた国際規格を施行する国家規格、

ii. 他の国家規格と契約当局国の国家技術アプローチ、

iii. その他の規格

6. もしそれが契約対象によって正当化されないなら、加盟国は、特定の製法またはソースないしは特別の工程を記述し、そのために特定のサービス・プロバイダーを利したり除外したりする技術仕様を、当該契約に関する条文に導入することを禁止するものとする。特に、商標、特許、型式、あるいは特定のオリジンまたは生産を記述することは禁止するものとする。しかしながら、もしこのような記述が「または同等の」という言葉を伴っていれば、契約当局がすべての関係者に対して充分に正確で分り易い仕様を用いても契約対象の記述が出来ない場合には、それは認められる。

公共事業セクターに対しては、技術分野の共通規則が本指令の 18 条に定められている。これらのルールは、それがそれほど詳細でなくかつ網羅的でないという点で、指令 92/50/EEC、93/36/EEC、およびに指令 93/37/EEC と異なっている。指令 93/38/EEC の 18 条を以下に再掲する。

指令 93/38/EEC
第III章
技術仕様と標準
第 18 条

1. 契約主体は、各契約に関連する一般文書や契約文書に技術仕様を含めなければならない。

2. 技術仕様は、欧州仕様が存在する場合、それに参照情報することにより定めなければならない。

3. 欧州仕様が存在しない場合、その技術仕様は共同体内で普及している他の規格への参照情報により定めなければならない。

4. 契約主体は、欧州仕様等の規格を完成するのに必要なさらなる要件を定めなければならない。そうすることにおいて、契約主体は、彼らがその仕様が契約目的に対して不適切であると考える客観的理由がない場合には、設計や記述特性でなく、性能要件を記述する仕様を選好しなければならない。

5. 特定の製法またはソースないしは特別の工程を記述し、そのために特定の請負業者を利したり除外したりする効果のある技術仕様は、それが契約の対象に必要不可欠でないなら、使用してはならない。特に、商標、特許、型式、あるいは特定のオリジンや生産を述べることは禁止する。しかしながら、もしこのような記述が「または同等の」という言葉を伴っていれば、契約当局がすべての関係者に対して充分に正確で分り易い仕様を用いても契約対象の記述が出来ない場合には、それは認められる。

6. 契約主体は、以下のような場合、上記パラグラフ 2 から逸脱することができる。

   a) 製品が欧州仕様への適合に満足に達成することが不可能である。

   b) パラグラフ 2 の適用が、遠隔通信端末機器の型式承認を相互承認する初期段階に関する 1986 年 7 月 24 日付けの理事会指令 86/361/EEC の適用を侵す、あるいは、情報技術と遠隔通信の分野における標準化に関する 1986 年 12 月 22 日付けの理事会指令 87/95/EEC の適用を侵す場合。

   c) 欧州仕様を考慮する現行業務を取り入れるという関連で、これら仕様を使えば、契約主体は現在使用中の機器と互換性のないサプライを購入しなければならなくなり、不均衡なコストないしは不均衡な技術的困難を引き起こす場合。この逸脱に頼ろうとする契約主体は、欧州仕様に移行するという観点で、明確に定義され、記録された戦略の一部としてのみそうすることができる。

   d) 関連する欧州仕様が特定の適用に不適切である。または採択以降に起った技術的発展を考慮に入れていない場合。この逸脱に頼ろうとする契約主体は、欧州仕様が不適切だと考える理由を適切な標準化機関か欧州仕様を見直す力のある機関に通知し、その改定を要請するものとする。

   e) プロジェクトが真に革新的な性質のものであって、それに対する欧州仕様の適用は不適切である場合。

7. 21(1)(a)条または 21(2)(a)条にしたがって発表された通知は、パラグラフ 6 に述べられた離脱への依存を述べるものとする。

8. この条項は、強制的な技術規則が共同体法と両立するものである限り、その規則を侵さないものとする。

付属書 2：特定の技術仕様の定義

指令 92/50/EEC（サービス）の付属書 II、指令 93/36/EEC（サプライ）の付属書III、指令 93/37/EEC（事業）の付属書 II、および指令 93/38/EEC（公共事業）の第 1 条、パラグラフ 8－13 の技術仕様の定義内容は、定義の表現は完全には同一でないが、ほぼ同じである。従って、例として、指令 92/50/EEC の付属書 II を以下に再掲する。

付属書 II
特定の技術仕様の定義

この指令においては、以下の言葉は以下のように定義するものとする：

1） 技術仕様：特に入札書類に含まれた技術的規定の全体であって、契約当局が意図した使用を果たすようなやり方で作業、材料、製品またはサプライが記されるように、作業、材料、製品またはサプライに求められる特性を定義したもの。これら技術的記述は、品質保証、用語集、シンボル、テスティングおよびテスト方法、包装、マーキング、ラベリングに関して、材料、製品あるいはサプライに適用される要求事項を含め、品質、性能、安全、または大きさのレベルを含むものとする。これらはまた、契約当局が完成作業またはそれに含まれる材料もしくは部品との関係で、一般的または個別的規則に基づき規定する立場にあるというその他のすべての条件設計および原価計算、試験、検査と受入れ条件に関連した規則も含むものとする。

2） 標準：繰り返しと継続的申請のために公認の標準化機関が承認した技術仕様であって、それの遵守は原則として強制的でない。

3） 欧州標準：欧州標準（EN）または整合文書（HD）として欧州標準化委員会（CEN）または欧州電気標準化委員会（Cenelec）がこれら組織の共通ルールに従って承認した、あるいは欧州通信規格協会（ETSI）が欧州通信規格（ETS）として承認した規格。

4） 欧州技術アプローチ：製品の固有の特性と、申請および使用の定められた条件による建築作業の基本的要求事項の充足に基づき製品の使用に対する適合性の好意的な技術的査定。欧州アプローチは、加盟国がこの目的のために指名した承認機関が発行する。

5） 共通技術仕様：すべての加盟国における一定の申請を確実にするために加盟国が認めた手続に従って定められた技術仕様で、欧州共同体の官報に発表されたもの。

6） 基本的要求事項：一般的な関心事の安全、健康、等の局面に関する要件で、建設業が満たせるもの。

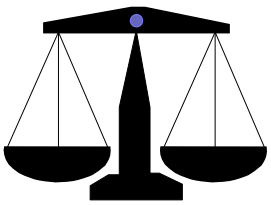

連載

欧州環境規制動向
～ 在ブラッセル弁護士モニタリング情報 ⑰

Ⅰ. EU

1. EU、環境損害に関する指針を強化

2001 年 7 月 30 日、損害を受けた自然資源の回復および汚染された土地ならびに水の修復に対する賠償責任を課すための欧州制度に大きな前進があった。この日、欧州委員会は、今後予定されている重大な環境損害（SED: significant environmental damage）の防止および回復に関する指令案に関して作業ペーパーを発表した[1]。

同ペーパーにしたがって指令案が起草された場合、水もしくは土地を著しく汚染したり生物多様性に損害をもたらす、指定事業に従事する事業者に厳しい賠償責任が課せられる。この「事業者」とは、同事業を管理する個人および同事業に許可が必要な場合には許可申請者を意味する。重大性の境界とは、水資源に関する枠組み指令に基づき、ある水質状態から低い水質状態への悪化、土地についてはヒトの健康への深刻な害、そして良好に保たれている生物多様性保存状態への悪影響である。指定外事業に従事する事業者も、過失により生物多様性に重大な損害を与えた場合には賠償責任を問われる。

指定事業は以下の通りである。
- 統合汚染防止管理指令適用対象事業
- 危険物質の大気、地表水、および地下水への放出
- 廃棄物管理作業
- 遺伝子組替え生物の抑制的使用
- 遺伝子組替え生物の計画的使用

石油による海洋汚染は同制度の適用対象には含まれないが、引き続き国際協定の適用対象となる。

賠償責任は今後にのみ限られる。損害の原因が同制度発効日以前に溯るのではないかという問題が生じた場合には、当該事業者に証明責任が課せられる。

同作業ペーパーは、賠償責任に関して 30 年の期限制限を条件にすると明記しているが、SED に対する事業者の賠償責任の点では本提案が撤回されている。かかる賠償責任には期限制限は一切適用されない。期限制限が適用されるのは、権限のある当局による修復コストの回収である。しかしながら、前述のとおり同制度は遡及的責任を課すものではない。

複数の事業者が不可分の SED を発生させた場合、各事業者は連帯責任を負うことになる。ある事業者が可分の SED を発生させた場合、当事者は個別責任を負うが、連帯責任は負わない。企業を統括する個人または他の法人が SED を発生させた場合、当事者の過失であれば責任を負う。

弁明が認められるのは、武装紛争、不可抗力、適切な安全対策にもかかわらず発生する第三者による意図的行為、そして政府当局の強制命令の遵守による損害に限られる。決定的な弁明と、環境許可遵守とは同一ではない。これは弁明にはならない。

加盟国は潜在的な責任に対する強制保険は義務付けられていないが、強制保険を要求するという選択枝がある。

[1] 重大な環境損害の防止および回復に関する環境総局作業ペーパー（Environment Directorate General Working Paper on Prevention and Restoration of Significant Environmental Damage）。

また、同制度の発効後に発生する SED の回復、および SED 発生の可能性防止を確実なものとすることが求められる。そして、これを確実にする方法の選択肢が与えられる。例えば、事業者に対して、金融的保証を示す証拠の提出、業界の拠出金による基金の設立あるいは汚染用地所有者その他の個人に責任を課すよう要求することができる。

「有資格者（qualified entity）」は、SED を招くような事件について権限のある当局に対して意見を述べ、SED 防止に必要な対策を講じるよう要請できる。当局は、かかる意見または要請に対して 4 ヶ月以内に対処しなければならない。有資格者は、その意見または要請に対する当局の対応を審理する訴訟を起こすことができる。

同指令には、汚染された土地および水の修復ならびに生物多様性の損害回復に対する基準、および修復目的、修復手段の特定法、ならびに望ましい手段の選択について詳述した付属書が 2 つ含まれている。

欧州委員会は、2001 年 12 月に同指令案を採択する見込みである。同案は、作業ペーパーに対する公開意見および 9 月初旬に開催された会議での意見を考慮に入れるため、前述の概略から修正される可能性がある。

2. CSTEE、オランダのフタレート試験法を許可

EU の毒性・生態毒物学・環境科学委員会（CSTEE: Scientific Committee on Toxicology, Eco-toxicology and the Environment）は、（人為的な）唾液中へのフタレート溶出検出方法として特に有望視されていたオランダの「HOH （Head Over Heels）」法を承認した[2]。7 月 20 日に採択した CSTEE 意見書によると、HOH 法の結果には「優れた再現性がある（実験室での変化の範囲内）」ことから、以前のインビボ（生体内）研究の結果と同等であるという。

欧州委員会は、共同研究センター（JRC: Joint Research Center）総局が実証した「HOH」法は、軟質ポリ塩化ビニール（PVC）製玩具およびフタレート含有の育児用品が CSTEE の決めた溶出限度を遵守しているかどうか検証するのに適切な手法であるか、同科学委員会に意見を求めていた。

閣僚理事会作業グループでは、3 歳未満の乳児が口に入れて使用する玩具その他の用品への 6 種類のフタレート類使用を恒久的に禁止する提案をめぐり、膠着状態に陥っているが、実証された EU テスト方法があればこれを打破する鍵となる可能性がある。

玩具業界は、実際は玩具用 PVC の軟化剤としてフタル酸ジイソノニル（DINP）しか使用していないので、試験の重点はその点に置かれたが、同提案は、DINP が禁止され、製造業者が他のフタレート類に切替えるのを防止するため、さらに 5 種類のフタレート類を禁止しようとしている。この 5 種類のフタレート類とは、一般的に医療機器によく使用されているフタル酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHP）、 フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)、 フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジノクチル（DNOP）とフタル酸ブチルベンジル（BBP）である。

同作業グループにおける対立は、現存の国内の禁止措置を EU レベルにまで拡大したいとする加盟国と、有効なテスト方法によって検証した溶出限度に基づく手法を支持する加盟国間との対立である。オーストリア、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、イタリア、およびスウェーデンは全面的禁止を支持し、フィンランド、フランス、アイルランド、オランダ、ポルトガル、スペインおよび英国は溶出限度による手法を支持している。

多少なりとも支持を得ている妥協策の一つとは、3 歳未満の乳児が口に入れて使用する（と表示されている）玩具および育児用品へのフタレート類使用を禁止するものの、それより上の年齢層あるいは口に入れる可能性のある製品については溶出限度を定めるということである。その後の成行きに関わらず、理事会における議論は委員会が有効なテスト方法を承認するまで棚上げ状態にある。

[2] CSTEE、玩具によって刺激された唾液中への DINP 溶出検出方法に関する評価レポート、2001 年 7 月 20 日刊を参照のこと。

3. 欧州議会レポート、化学物質政策の強化を要求

欧州議会環境委員会による法制化の土台となる新EU化学物質規制制度に関するレポートは、2月の欧州委員会案より厳しい取組みを要求し、論争を起こしている[3]。

同レポートは、スウェーデンの緑の党の Inger Schörling によって起草され、8月28日に同環境委員会の会合に提出されたが、年間1,000メトリックトン以上製造される化学物質に同規制案を適用するというものである。この規制案が EU 法になれば、30,000種類もの工業用化学物質が影響を受ける可能性がある。

化学物質は、欧州委員会が提案したいわゆるREACH制度の適用対象となる。すなわち、化学物質の登録、評価、上市承認（**r**egistration, **e**valuation, **a**uthorisation of **ch**emicals）を受けることになる。また、Schörling レポートでは、2020年までに、難分解性、生体内蓄積性、毒性の化学物質も含めすべての有害化学物質を禁止するよう求めている。

欧州委員会が発表した新 EU 化学物質規制策に関する「白書」に対する欧州議会の意見採択への第一歩は、欧州委員会案より厳しい内容であった、6月に採択された理事会による意見採択に沿ったものであった。

欧州化学業界は、理事会が規制の強化を求めたことに不満を訴える一方、Schörling が提出した欧州議会レポートにも全面的攻撃を開始した。欧州化学工業連盟（CEFIC）は、「このレポートで要求する化学物質規制の強化によって、一層コストがかかり、複雑な手続で効果の少ない制度が生み出されるのに疑問の余地はない」という[4]。

Schörling レポートは、欧州委員会の総合的手法を歓迎しながら、同プランを以下に示すとおり強化すべきであると述べている。

- 化学物質の製造業者およびユーザーには、できるだけ早急に危険性の低い代替物質の選択を要求すべきである。
- 今後の化学物質戦略の中で収集した情報は、一般公開すべきである。
- 整合性を取るために、他の分野の関連法規を修正すべきである。
- 委員会案にあるように、製造量1トン未満の化学物質を同制度から除外するのではなく、含めるべきである。
- リスク評価は、独立機関の検証を受けるものとし、化学物質が平均的な体格の成人ではなく子供に与える影響をその基準点にしなければならない。
- 既存のデータ、登録または評価データにより、ある物質が難分解性、生体内蓄積性あるいは毒性を有する「大変憂慮すべき」物質であることが特定された場合、当該物質は直ちに上市承認制度の適用対象にしなければならない。
- 代替テストが利用可能な場合、動物テストの実施を禁止しなければならない。また、さらなる代替テストの開発および実証を促進するためにより多くの資源拡充が必要である。
- 輸入製品を新しい法規の適用対象とする。特に高度に懸念すべき物質の上市承認はやがて制限されることとし、当該物質の使用が社会に必要であり、より安全な代替物質が存在しないことを業界が証明した場合に限り、認めるようにすべきである。
- ライフサイクルの中で最終的に環境に放出される可能性がある有害化学物質は、2020年以降使用できないようにする。

Schörling レポートは、議会の他の加盟国が提出した修正案とともに、10月の環境委員会で採決に付される。環境委員会は、修正案を提起する点で全体的にリードしており、11月の欧州議会本会議で採決される予定であるが、法務委員会および産業委員会も修正案を提出し、審議を経て承認を求める。

---

[3] Shörling レポートの原文は以下のサイトを参照のこと。
http://www.europarl.eu.int/meetdocs/committees/envi/20011015/445065en.pdf

[4] CEFIC による Schörling レポートへの反論は以下のサイトを参照のこと。
http://www.chemicalspolicyreview.org/documents/CEFIC_APPRAISAL.rtf

議会および理事会の結論に基づき、欧州委員会は、2002 年初頭に新化学物質規制法を提案する見込みである。

4. 北欧諸国の環境閣僚、NiCd 電池禁止計画をめぐりヴァレストレムを支持

EU の北欧加盟 3 ヶ国の環境閣僚は、ニッカド（NiCd）電池禁止提案を欧州委員会に認めさせようとするヴァレストレム（M. Wallström）欧州環境委員を支持した。

7 月に同委員は、リーカネン（E. Liikanen）企業担当とラミー（P. Lamy）通商担当委員、そして両氏が率いる総局（DG）からの激しい内部抵抗に直面し、同案の棚上げを余儀なくさせられた。当時、環境 DG とヴァルストレム委員は、禁止措置を完全に議題から外されたわけではなく、年度後半まで延期されただけであると述べていた。

今回、デンマークのスベン・アウケン（Sven Auken）、フィンランドのサツ・ハッシ（Satu Hassi）、スウェーデンのシェル・ラーション（Kjell Larsson）は協力して同環境委員宛てに手紙を送付し（残る 12 ヶ国の環境閣僚および 19 名の同僚欧州委員にもコピーを送付し）、NiCd 電池禁止について一歩も譲らぬよう強く求めた。この 8 月 20 日付書簡は、北欧の 3 加盟国にとって NiCd 禁止措置は緊急かつ必要な措置であり、EU がこれ以上同計画を先延ばしすべきではないことを明確にしている。そして「指令の改訂に NiCd 電池禁止を盛り込むこと、また委員会ができるだけ早急にこれを提出することは何よりも重要である」と記述している。

3 加盟国は、「カドミウムが有毒物質である」こと、したがって 1988 年の理事会決議に基づき、適切な代替物質が存在しない場合には限定すべきであることを強調している。同書簡では、NiCd については代替物質が利用できると主張している。「近年の新しい特許および研究成果をもたらす電池技術の開発スピードは、禁止措置の執行が容易であることを示唆するものである。一部の加盟国の経験から、当面は現在使用されている NiCd 電池の最大 75%まで代替可能である。」

同様に、委員会内外での電池禁止反対勢力が目論む NiCd 電池デポジット・返却制度構想に強く反対している。「環境 DG の試算では、現行の電池指令により NiCd 電池の回収を義務付けているにも拘らず、過去 20 年間に回収された NiCd 電池はわずか 4%である。」閣僚らは、消費者には NiCd とその他の電池の区別が難しいので、「NiCd 電池の場合、デポジット制度による効率的な回収は望めない」としている。

5. 欧州委、電池廃棄物指令施行を怠ったとして、イタリア、ドイツ、英国に対する一段の法的措置を行使

委員会は、電池指令修正の正しい施行を怠ったイタリアに、そして同指令が要求する法の施行の通知を怠ったドイツに対して、「理由を付した意見書（Reasoned Opinions）」（第二警告書）を送付する決定を下した[5]。修正指令は、EU で販売できる電池の水銀含有量削減を要求している。委員会は、同法の施行を通知しなかったとしてイタリアおよび英国を提訴する決定も下した。この決定についてヴァレストレム環境委員は、「水銀含有電池など製品を段階的禁止にすることは、環境中に存在する有害廃棄物を削減する共同体戦略の重要な鍵である。しかしながら、すべての加盟国が同じ日程を守らなければ、私達の取組みは無駄に終わってしまう」と、発言している。

---

[5] EU 条約の法の番人として欧州委員会は、同条約と同条約に基づき採択した法律で定める法的要件が加盟国によって確実に守られるようにしなければならない。今回の手続きは、その義務を尊重しない加盟国を提訴する権限を欧州委員会に与える同条約第 226 条に該当するものである。
欧州委員会は、違反手続きの開始を正当化する共同体法違反の可能性があると判断した場合、同条約第 226 条に基づき関係加盟国に「正式通知書（Letter of Formal Notice）」を送付し、今回の事例のように、指定された期日までに（通常 2 ヶ月）、意見を提出するよう要請する。
関係加盟国が回答した場合、あるいは回答しなかった場合、欧州委員会は「理由を付した意見書（Reasoned Opinion）」（すなわち書面による二度目の警告書）を加盟国に送付し、共同体法違反があったとする根拠を明確かつ正確に記述し、加盟国に指定された期日までに（通常 2 ヶ月）遵守するよう求める決定を下せる。
加盟国がこの「理由を付した意見書」を遵守しなかった場合、欧州委員会は欧州司法裁判所に提訴することができる。
同条約第 228 条は、欧州司法裁判所の予備判断を遵守しない加盟国を提訴する権限を欧州委員会に与えている。
同条約第 228 条はまた、欧州委員会が、同裁判所に対して関係加盟国に資金的制裁を課すよう求めることを認めている。

電池指令の目的は、危険物質を含有する使用済み電池・蓄電池の回収および管理された処分を推進することにより、電池廃棄物が環境に及ぼす影響を削減することである。同指令は、委員会指令98/101/EC によって修正されている。これにより、加盟国は、遅くとも 2000 年 1 月 1 日までに、重量比で 0.0005%を超える水銀含有電池・蓄電池を禁止しなければならない。ボタン電池だけは 2%まで水銀を含有できる。

イタリアでは、現行関連法が前述の電池指令と矛盾する。0.0005%を超える水銀含有電池の中に、今でも販売が認められているものがある。さらに、水銀含有量が 0.0005%未満の電池および蓄電池は、重金属含有製品とはっきりと表示されている場合に限り販売できる。ごく微量の水銀含有製品は指令対象外なので、イタリアに課せられているこの義務は、量的規制と同じものとして見なければならない。この貿易障壁は、環境を理由に正当化できない上、自由貿易に対する障壁を禁止するEC 第 28 条に反する。そこで委員会は、「正式通知書簡（Letter of Formal Notice）」をイタリアに送付したが回答がないので、「理由を付した意見書」を送付する決定を下した。また、イタリアが指令に整合する新法を委員会に通知なかったことを根拠に、別途開始した手続きも継続することが決定された。先の警告書に対する当局からの回答がなかったため、委員会はイタリアを提訴する決定を下した。

ドイツは「正式通知書」（書面による第一警告書）に回答し、委員会に法の施行は策定中であると知らせてきた。法案がいまだ採択されず、ドイツ当局が定めた日程も尊重されていないため、委員会は「理由を付した意見書」を送付する決定を下した。

英国は「理由を付した意見書」に回答し、グレートブリテン島に限定された実施法を提出してきた。残る北アイルランドについてはいまだ法律が定められていないと考え、委員会は英国を提訴する決定を下した。

6. 欧州議会、3 種類の難燃剤禁止措置を承認

欧州議会は、2001 年 9 月 6 日、EU の危険化学物質に関する評価手続きが長引いていることを批判するとともに、家具や電子機器に難燃剤として使用されている 3 種類の化学物質の禁止を決議した。

議会は、欧州で特に、家具および室内装飾品用の自由な形にできる発砲ポリウレタン生産に使用されている臭素系難燃剤ペンタブロモジフェニルエーテル（penta-BDE）を全面的に禁止する法案を承認した（特定危険物質および調剤［ペンタブロモジフェニールエーテル］の販売と使用を制限する理事会指令 76/769/EEC の第 24 回修正指令案）[6]。

また議会は、同禁止措置を拡大してオクタブロモジフェニルエーテル（octa-BDE）およびデカブロモジフェニルエーテル（deca-BDE）を含めることにした。これらの物質は、主にテレビ、コンピュータ、その他の電子機器用プラスチックに使用されている。octa-BDE と deca-BDE の禁止措置は、EU リスク評価の結果次第とする。

octa-BDE と deca-BDE の危険性については、CSTEE が再調査である。CSTEE は、octa-BDE および deca-BDE のリスク評価を 2001 年末までに完了する見込みであり、かかる難燃剤には健康リスクあるいは環境リスクはないと結論を下せば、これら 2 種類の化学物質に対する禁止措置は発効されない。

理事会が議会の要求する修正を支持すれば、問題なく法案が成立するが、両機関に意見の相違があれば、妥協文言をめぐり「調停」交渉が開始する。

7. 欧州議会、京都合意の実施に向けた対応を強く要求

2001 年 9 月 6 日、欧州議会は、398 票対 9 票で、EU 温暖化ガス（GHG）排出削減公約の履行に必要な法案の策定を急ぐよう、委員会に要求することを決議した。また、超党派の決議で、欧州排出権制度に関する「具体的」提案の起草を委員会に求

[6] 欧州委員会文書 COM[2001]12、OJ C 154、p.112、2001 年 5 月 29 日。

めた。

ヴァレストレム委員は、以前は年末までに EU の京都議定書批准に関して公表する予定であったが、現在は、EU 域内排出権取引制度に関する提案および排出削減に関する提言と合わせて、「近い将来、確実に、年末よりもかなり早い段階で」提示する意向を明らかにした。

議会は、決議の中で同委員に対して、10 月下旬にモロッコのマラケシュで開催される国連気候変動枠組み条約第 7 回締約国会議（COP7）へ出発する前に、同提案を公表するよう強く求めた。会議の目的は、ボン合意の内容を法的拘束力のある文言にすることである。

同委員の提案は、まず欧州委員会の他の委員に支持されなければならない。特にこの案件に関しては、京都合意が他の EU 政策、特に交通およびエネルギーに影響を及ぼすからである。

また批准に関しては理事会決定を提案すると発言している。EU 各国政府は、原則的に京都議定書を以前から支持しているので、合意は早急に成立する可能性が高い。欧州議会は、理事会決定に基づき協議しなければならない。第一段階手続として、議会は拘束力のない公式「意見（opinion）」を提出する。

さらに同決定の中で、国家排出削減目標の正式承認を要求すると述べている。この手続は、「全体で 8%という排出削減目標に基づく加盟国間の共同負担」であるという。

議会は、EU が持続可能な開発に関する 2002 年の国連地球サミット「リオ+10」までに京都議定書の発効を目指すべきであるという同委員の見解を支持している。同委員によると、現在この目標は、その他「多数」の議定書調印国に支持（share）されているという。

そして、法制化に先立つ政策文書を発表し、「コスト効果の高い GHG 排出削減に向けての実施戦略」の選択肢を提示したいとしている。同文書は、委員会の「欧州気候変動プログラム（ECCP: European Climate Change Program）」という各国政府、NGO および業界との 2 年間におよぶ協議の結果を踏まえたものになるという[7]。

ECCP は、排出削減選択の可能性およびコストに関するレポートの中で、EU が「CO_2 換算で 1 メトリックトン当たり 20 ユーロ未満という低コスト」の対策により 8%排出削減目標を達成できると報告している。同委員は、準備の進んでいる、あるいはすでに具体化の段階にある対策を実施するだけでも、EU は公約を達成できるとする ECCP の結論をすでに歓迎している。

ストラスブールで、EU 域内排出権取引制度に関する枠組み指令案も提出することを確約し、同制度を「コスト効果の高い京都議定書実施戦略の重要要素」と見ている。

「枠組み」措置となる同委員の提案は、排出権取引制度の原則と主要目標を確立するとともに、「姉妹」指令あるいは委員会への権限委譲のいずれかの方法による具体的な対策の採択手続も規定する。

同委員は、7 月の ECCP に対して、「当初は、CO_2 排出に重点を置き、著しく排出に関与する経済セクターおよび排出源を比較的少数だけ参加させるシステムが望ましい。統合的汚染防止管理［に関する EU 法］の適用対象である大規模工業用ボイラーおよび中規模から大規模の工業用地を主要な対象候補とする」と伝えている。

さらに、EU の既存財源から、京都合意で予見された「共同実施」および「クリーン開発メカニズム」という仕組みへの拠出がすでに可能であると述べている。

同委員の評価によると、欧州域内排出権取引制度は、「京都目標達成コストを抑制するとともに、2008 年に国際取引制度が立上がる前の早期の段階で EU に排出権取引制度を経験させるという 2 つの利点がある」という。

---

[7] 欧州気候変動プログラムに関する情報は以下のサイトを参照のこと。
http://europa.eu.int/comm/environment/climat/eccp.htm

議会の決議は、排出削減のためのエネルギー税および優遇措置という問題については言及しなかった。同委員は、京都プロセスに関する EU 協議の発端となった政策文書の一つ（EU 域内における温暖化ガス排出権取引制度に関する欧州委員会グリーンペーパー、委員会文書 COM（2000）87）[8]の中で、その可能性に触れていた。

8. 欧州議会、大気汚染パッケージを正式採択

2001 年 9 月 20 日、欧州議会は、大規模燃焼プラント（LCP: large combustion plants）に関する指令と、4 種類の大気汚染物質の二酸化イオウ（SO_2）、酸化窒素（NO_X）、揮発性有機化合物（VOC）およびアンモニア（NH_3）の国家排出量上限（NEC: national emission ceilings）に関する指令という、2 つの大気汚染指令に関する調停合意を圧倒的多数で採決した。

議会は理事会に反対し、6 月の最後の調停委員会でようやく合意に達した。欧州議会委員（MEP）は、9 月の総会で、この調停案を受入れるか、拒絶するしかなかったであろう。

議会は、「この主要な新法は…酸性雨およびスモッグを削減するものであり、欧州の大気を浄化することで、EU が京都議定書に定める公約を実施するのに役立つものである」としている。LCP に関する調停案の行詰っている点は、議会が古く汚いプラントも指令の適用対象に含めようとしたことである。理事会は、石炭火力プラントの除外を求めていた。議会はピーク時のプラントは除外するものの、2016 年以降、新旧両プラントの NO_X に拘束力を持った上限を設けるよう主張していた。

NEC に関しては、議会が目標とする 2020 年を、「危険度の限界（critical limit）範囲内に維持し、大気汚染に起因する健康リスクから人々を守るという長期的目標達成の基準日とすること」で合意が得られた。しかし、拘束力を有する各加盟国の限度については 2020 年が中間目標としての適用となる。また、議会の代表議員は、同指令に見直し条項を盛り込むことにも成功し、委員会に対して 2004 年と 2008 年に進捗レポートを提出するよう求めている。飛行機および船舶による汚染も適用対象に含まれる。

9. 理事会、再生可能なエネルギー目標達成期限を 2010 年に設定

EU 閣僚理事会は、2001 年 9 月 7 日、域内電力市場における再生エネルギー源利用電力の推進（Promotion of Electricity from Renewable Energy Sources in the Internal Electricity Market）という名称の指令[COM（2000）884]を承認した。同指令では、15 加盟国における域内エネルギー総消費量の 12%を再生エネルギー源で生産する目標期限として 2010 年を定めている。同指令では、また、2010 年までに EU 電力消費量の 22.1%を再生可能エネルギー源で生産するよう求めている。

7 月に議会と妥協案をさぐった後、理事会での成立に至った。元々、議会は、各加盟国が再生エネルギー利用に対する強制的目標を公約するよう求めていた。妥協案では示唆的目標は求めているが、加盟国に十分な進展が見られない場合、2005 年に委員会が強制的目標を提案することになる。

同指令に盛り込まれたその他の措置を以下に示す。

- グリーン電力証認制度の導入
- 競争ルールを尊重しつつ、再生可能エネルギー資源の導入に適した条件を整備するための付随的措置の策定
- グリーン電力生産センター設立に適用する認可手続の加速化
- 新規生産者に対して差別的な接続コスト計算をしないという保証

EU で再生可能と見なすエネルギー源は、水力・ソーラー・風力発電、バイオマス、ならびに廃棄物処理およびゴミ埋立て地から発生するバイオガスである。

[8] EU 域内温暖化ガス排出権取引制度に関する欧州委員会グリーンペーパーは以下のサイトを参照のこと。
http://www.europa.eu.int/comm/environment/docum/0087_en.htm

加盟各国の目標は以下の通りである。

・ベルギー： 6%
比較として、1997 年における実際の再生可能源利用エネルギー生産量は 1.1%。
・デンマーク： 29% （1997 年：8.8%）
・ギリシャ： 20.1% （1997 年：8.6%）
・スペイン： 21% （1997 年：19.9%）
・フランス： 21% （1997 年：15%）
・アイルランド： 13.2% （1997 年：3.6%）
・イタリア： 25% （1997 年：16%）
・ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ： 9% （1997 年：2.1%）
・オランダ： 5.7% （1997 年：3.5%）
・ポルトガル： 39% （1997 年：38.5%）
・フィンランド： 31.5% （1997 年：24.7%）
・スウェーデン： 60% （1997 年：24.7%）
・英国： 10% （1997 年：1.7%）
・オーストリア： 78.1% （1997 年：70%）
・ドイツ： 4.5% （1997 年：12.5%）

10. EU 環境税の利用拡大傾向を示す調査結果

委員会からの最新調査によると、環境政策の重要な手段として EU では、環境税および課徴金が「ますます受入れつつある」との結果が出ている[9]。同調査では、環境税は「汚染者負担」原則を実施するのに費用対効果の高い手段であると説明している。

同調査は、EU および EU 加盟候補国（CEECs）におけるグリーン課税の分析的大要で、1997 年環境税通達の追跡調査である。

分析から、エネルギー税および車両税についてはすでに調査が実施されているので除外されている。その代わり、NO_x、水抽出（使用水費）、排水、殺虫剤、肥料、ゴミ埋立て地、骨材（原材料）、パッケージ、および電池など、9 種類の小規模課税に重点をおいている。

今後具体的な提案が提示されるというものではないが、将来的なグリーン課税および共同体の課税方針の議論に役立つツールとなりうる。共同体の課税決定は、理事会の全員一致を必要とする。

環境税（税その他の費用）の適用は、EU 全域、特に北部の加盟国で幅広く実施されている。「EU および加盟国における環境税が経済的および環境上の密接な関係に関する調査」によると、国際的に合意されている税が存在しないので、すべての税は国内での適用である。

例えば汚染税の増税および雇用税の減額など、社会的費用から環境税への幅の広い移行を指摘している。しかしながら税は個別的根拠により実施され、環境税改革（ETR: environmental tax reform）戦略の一環として実施されているわけではないという。但し、英国は「緩やかな ETR 戦略を実施し、オランダおよびドイツも同プロセスを開始しようとしている」という。

一部の税は、その設計により効果が上がったようである。単独で実施するより規制と組み合わせた方が、税の効果はより高いと結果付けている。

一般的に、税が控えめに設計されているため、環境への影響は明白であっても限られてしまう場合がほとんである。時間の経過とともに課税を強化している場合には、環境への効果も増大している。

EU および一部の CEEC では、農業汚染物質、骨材への課税、「少し意外であるが」NO_x 課税より、水および廃棄物への課税の方が一般的である。

税の設計における主要な関心事は、分野別競争力への影響である。また、これが保守的な税設計が生まれる一因となっている。しかし、環境税による競争力への効果は、業界が繰り返し「税によるマイナス影響が業界に及ぶ」と主張しているのに反して、ごく小さいものである。調査の執筆者によると、例外措置が「あまりにも当たり前のように認められている」という事実が一因であるという。

競争力の問題は、「課税に…汎欧州的見地に立つこと議論すること」、「幅広い戦略の策定を奨励し、その枠組みの一部として税を位置付けること」を求めている。

[9] 同調査については、以下のサイトを参照のこと。
http://www.europa.eu.int/comm/environment/enveco/taxation/xsum_table_of_content.pdf

また、最も成功している税制度は、税収を同税の環境目標支援に充当している場合であるという。また、「国庫は、かかる税収の利用に対してより現実的な姿勢を取るべきである」と主張している。

11. 欧州委、DSD リサイクル契約の条件を定義

委員会は、Duales System Deutschland 社（DSD）のパッケージ廃棄物の回収および再生に関する選択的契約制度について、委員会が採択した競争に配慮した「決定」に関連して、「義務を伴う積極的決定」として知られる一連の条件を可決した。委員会が 9 月 17 日に採択した「決定」は、同セクターにおける独占的長期役務供与契約（service agreement）の定義に関する原則が定めれている。また、DSD の競合他社に対して自由な市場アクセスを認める原則も確立したという[10]。

欧州委員会の「決定」によると、DSD と回収業者との間で締結される役務供与契約に独占条項を含めることが認められるのは、経済およびビジネス上の裏付けに基づく正当性がある場合に限るとしている。委員会は次に、DSD の競合他社に対して、回収インフラへの自由で妨害のないアクセスを認めることの重要性を強く主張している。

現在 DSD は、ドイツで全国規模の販売パッケージの回収およびリサイクル制度を運営する唯一の企業である。同社がパッケージを回収するのではなく、地元の企業を利用して回収させている。委員会は、これらの企業を利用した運営形態は、他の企業の市場参入を妨げるとしている。また、DSD との役務供与契約が最大 15 年間にわたっていたという事実に意義を唱え、これらの契約の満了日を 2001 年 12 月 31 日と定めた。その後の新契約は、入札が行われなければならない。委員会は、予見しうる将来において市場に競争力が生れなければ、EU および国レベルで、新たに調査を開始すると警告している。

12. 欧州委、自らに EMAS 適用を決定

規則 761/2001 に基づき、民間企業と同様に公共機関にも EU 環境管理・監査スキーム（EMAS）を拡大適用することになってから半年が経過したところで、委員会は自らにも同制度を適用しようとしている[11]。

9 月 11 日の声明文で、ヴァレストレム委員は、「委員会が率先して例を示す。EMAS 導入により私達は、他の公共機関および経済経営体の手本となるような例を示したい」と述べている。

同委員によると、委員会が EMAS を最初に適用するのは 3 部門だけであるが、最終的目標は正式な EMAS 登録の取得であるという。委員会は、2 年間の試験的試みとして、事務 DG、ならびに環境 DG および管理 DG で EMAS 適用をスタートさせた後、全部門に拡大し、のちに正式登録を目指す。EMAS は、問題分野に焦点を絞った適切な対処をすることで、組織の環境パフォーマンスを向上させるために設計された欧州の制度である。つまり、EMAS 適用によって、委員会は、ビルおよび職員の交通手段など、環境に著しい影響を与える問題への取組み方を評価し、適切な政策を構築することになる。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

II. ドイツ

1. 自動車メーカー、ドイツの使用済み自動車に関する施策に反対

8 月 10 日に環境省が公表した「古い自動車に関する法律（Altautogesetz）」の草案によると、使用済み自動車に関する EU 指令を実施するにあたり、ドイツは、消費者がリサイクル目的のために無料で古い自動車を返却できるようにする計画をたてている。「返却およびリサイクルに伴うコストはすべて自動車製造業者および輸入業者が負担する」と、同省はプレスリリースの中で述べている。

[10] 欧州委員会の定義。DSD の事例における、欧州競争法に準拠するパッケージ廃棄物処分制度の条件。IP/01/1279。

[11] 欧州委員会のグリーン化：欧州委員会環境管理・監査スキーム（EMAS）実施に関する決定、IP/01/1258。

自動車製造業者協会（Verband der Automobilindustrie）は、この費用負担方法に即座に抗議し、リサイクル費用に「所有者負担」を盛込むよう同案を修正すべきであるとプレスリリースの中で主張している。

使用済み自動車に関するEU指令2000/53/ECでは、製造業者が耐用年数を終えた自動車に対する責任を負うよう求めている。新車購入者には、自動車を当該車種の製造業者または輸入業者に返却する権利があるという。また、すでに販売済の自動車所有者には2007年以降に同様の権利が認められる。製造業者は、自社の自動車を回収するために広域リサイクル拠点ネットワークを構築しなければならない。2006年までに製造業者は、重量比で自動車の少なくとも85%をリサイクルし、素材の80%を再利用することになるという。また、2015年までにこれらの割合は、それぞれ95%および85%に引き上げられる。さらに、2003年7月1日以降はカドミウム、水銀および鉛などの重金属は、自動車生産に使用されなくなるという。

同案によると、1台当たり約350ドイツマルク（160ドル）、1年当たりたり約8億ドイツマルク（約3億6,600万ドル）と推定されるリサイクル・コストの財源として、自動車製造業者は、2002年以降、新車に追加料金を上乗せし、非課税で基金の引当金を積み立てることが認められる。この優遇税制措置により、自動車メーカーは毎年平均5億ドイツマルク（約2億2,800万ドル）節約できるという。

製造業者が新車に上乗せするリサイクル費用の額については、市場動向に委ねるべきものとして、同案では明記していない。これまでの業界および環境庁との交渉の中で、自動車メーカーは、2002年以降1台当たり一律100ユーロ（約89ドル）上乗せすることを提案している。

自動車製造業者協会は、EU指令自体にはリサイクル費用の財源として追加費用あるいは「所有者負担」を課す選択肢が残されていることを指摘している。しかし、同業種団体によると、ドイツ環境省の法案には、自動車メーカーおよび独政府との事前協議で話合われた「所有者負担」に言及している部分が一切ないという。

同協会は、引立金の構築には最大限の柔軟性を与えたいとしている。さらに、声明の中で、2002年ではなく2000年以降、かかる引立金に対する税制上の優遇措置を認めるよう強く要求している。しかし、今年初めドイツ財務省は、優遇税制措置の遡及的適用が承認される可能性はないと述べている。

ドイツ自動車製造業者の中には、販売済み自動車のリサイクル費用に充当するため、1999年および2000年にすでに引当金を計上し始めたところが数社ある。昨年12月、フォルクスワーゲン(VW)社の経営協議会が公表したデータによると、現在欧州において3,260万台のVW車が出回っているため、同社だけで最高60億ドイツマルク（約27億5,000万ドル）のコストを予想しているという。

同協会によると、現在欧州における自動車の約半数がドイツ車であり、ドイツ市場だけで全EU市場の約4分の1を占めていることから、EU廃車指令がドイツ自動車業界に与える負担は特に大きいという。

2. 環境庁、環境および健康に有害な難燃剤の使用削減と置換を主張

2001年8月24日にドイツ連邦環境庁が発表したプレスリリースによると、繊維およびプラスチックに環境および健康に有害な難燃剤を使用する必要性はないという。防火装置の構造を変更することにより化学的に作られた難燃剤の使用を控えるなど、代替策が存在する。同庁は、製造業者はこのことを認識しているが、例外もあると主張している。連邦環境庁の委託を受けて、Öko-Recheche GmbH（フランクフルト／マイン）がキール大学毒物研究所（The Institute of Toxicology of the University of Kiel）、フランクフルト／マインの社会生態学研究所（ISOE: the Institute for Socioecological Research GmbH）と共同実施した研究プロジェクトによると、今でも極めて危険性の高い難燃剤が大量に使用されているという。

特に驚くべき事例は、略称DBDPE、デカブロモディフェニルエーテル（decabromodiphenyl ether）

の場合である。環境庁によると、火事の場合この臭素系難燃剤が、健康および環境に極めて有害なダイオキシンを発生させてしまうという。DBDPEは難分解性物質であるため、環境中の分解速度が極めて遅い。水中の堆積層に高濃度に存在していることが数箇所で計測されている。また、室内の大気中にも存在が確認されることがある。ドイツでは、代替物質があるにもかかわらず、包装用プラスチック、その他に電気電子装置に使用される工業用プラスチック、そしてテキスタイルコーティングなどの製品に現在でも約 1,000 トンのDBDPE が使用されている。1986 年にポリ臭素化ジフェニルエーテルの使用を自粛するため化学品の処理をしようとしたドイツのプラスチック工業協会と繊維製造業協会が締結した自主協定は遵守されなかった。その原因として、この難燃剤を含有する製品が輸入されたために同自主協定が意味をなさなくなったという事実がある。専門家の試算によると、欧州では年間約 30,000 トンの臭素系難燃剤が使用されており、そのうちの 8,000 トンがポリ臭素化ジフェニルエーテルであるという。

同研究プロジェクトの過程において、13 種類の難燃剤（相乗作用のある三酸化アンチモンを含む）について、その環境的関連のある特性（特に、ヒト・環境に対する毒性および閉ループ物質管理に関する適性）が検査された。さらに、当該難燃剤について、現在の使用場所・方法・条件が調べられた。

どのような対策が可能であるかを明らかにすることを目的とするこの特定用途重視の分析が、環境に有害な難燃剤を影響の少ないものへ置換えるのに利用できる。選択された製品は、耐火要件の異なる様々な分野で使用されている。その分野とは次の通りである。

- 硬質ポリウレタンフォーム製の絶縁材および単成分フォーム（建設分野）
- 不飽和ファイバーグラス強化ポリエステルレジン製の構造要素およびクラッド要素（鉄道車両分野）
- 印刷基板（主として、エポキシ樹脂製）。
- 電気・電子分野におけるコンピュータ、プリンター、同様の IT コンポーネント、ならびに TV 製品用の包装
- マットレスおよび布張り家具用の繊維

同研究で定義した毒性・生態毒性をもつ物質特性に基づき、同プロジェクトで検査した 13 種類の難燃剤に関する評価結果概要は以下の通りである。

難燃剤に関する評価概要	
I 段階的禁止を勧告する。	・デカブロモジフェニルエーテル ・テトラブロモビスフェニール A、添加剤
II 削減が得策。代替が望ましい。	・テトラブロモビスフェノール A、反応性 ・トリス（クロルプロピル）フォスフェート
III 問題特性あり。削減が得策。	・ヘキサブロモシクロドデカン ・ホウ酸ナトリウムヒドレート（ボラックス） ・三酸化アンチモン
IV 情報不足のため勧告が不可能。	・ビス（ペンタブロモフェニール）エタン ・レソルシノールビスジフェニールフォスフェート ・新ピロバテックス CP ・メラミンシアヌレート
V 使用に問題なし。	・赤リン ・アンモニウムポリフォスフェート ・アルミニウムトリヒドロキサイド

3. ドイツ、VOC 指令実施令を成立

ドイツは、2001 年 8 月 15 日、VOC および溶剤に関する 1999 年 EU 指令を実施するための － 同指令を上回る場合もある － 新揮発性有機化合物（VOC）法令（Loesemittelverordnung）を成立させた。新法は 8 月 25 日に発効する。トリッティン（J. Trittin）環境相によると、文言に関してドイツ各州と一月に及ぶ論争の末、政府は同措置を正式に採択したが、これは今後 6 年間で、VOC の排出を約 20%ほど削減するものである。

省発表のプレスリリースによると同法は、特定の活動および施設における有機溶剤使用による揮発性有機化合物の排出制限に関する指令 1999/13 を実施するための法令であり、年間一定量以上の VOC を使用する全企業に対して排出基準の遵守を義務付けている。但し、同基準は事業のタイプによって大きく影響を受ける場合があるという。

省のスポークスマンによると、各業界ごとに異なる排出敷居値を超過しないよう要求されるのには

二つの理由があるという。第一に、生産過程において VOC を置き換える方が容易な業界もあり、代替は同法令の究極の目標であること。第二に、他の VOC に比較して環境への悪影響が大きい VOC もあり、一部の企業に対して低い数値基準を設定するのは正当な理由になるという。

例えば同排出基準は、VOC 使用量が年間 15 トンを超える印刷工場に適用されるが、靴工場および家具塗装工場に適用される最大量は 5 トンである。また、ドライクリーニング工場は、VOC 使用量に関係なく適用対象になると、同省は述べている。

そして、より多くの小規模工場を適用対象とするため、EU 指令が定める制限値より低い制限値を設定している場合もあるという。同法令の適用対象企業については、同法令に基づき、排出システムの他に、窓、ドアあるいは空調システムなどの経路から排出されるすべての VOC が制限される。企業は、空気ろ過システムを使用して排出基準を達成するか、もしくは VOC を害の少ない代替物質に置き換えるかを選択できるという。

4. ドイツ、原子力発電所閉鎖の実施に関する改正法を採択

内閣は、2001 年 9 月 5 日、改正原子力エネルギー法（Atomgesetz）を正式に採択した。これは、今後 20 年間で国内 19 ヶ所の原子力発電所を閉鎖するという、政府と主要電力会社との合意を法的に実施するものである。

同法案は、今秋、実質的な修正なしで国会を通過し、2002 年までに発効する見込みである。「商業的エネルギー生産のための原子力利用を秩序正しく終了することに関する法（Act on the Orderly Ending of the Use of Nuclear Power for Commercial Energy Production）」という名称をもつ同法は、元々2000 年 6 月の閉鎖交渉最終ラウンドにおける合意内容を厳守するものである。

また、原子炉の新設許可証は発行できないが、2000 年 1 月以降 19 基の既存原子炉で、合計 262 兆 3 千億キロワット時（テラワット時）の電力生産を認めるという。発電能力および年間発電量を考慮すると、原子力発電設備一基当たりの「通常の寿命」は約 32 年である。

一番新しい原子炉 Neckarwestheim II は、1989 年に発電を開始したので、最後の原子炉として 2021 年までに閉鎖されるはずである。しかし、発電所の所有者は、古い原子炉から新しく収益性の高い原子炉へ発電量を移すことができる。つまり、古い原子炉の閉炉は早まるはずである。したがって、閉炉完了時期は明確に定まっていない。

同法案によると、原子力発電所は、閉炉まで 10 年毎に広範囲にわたる安全点検を受けなければならない。また所有者は、事故に備えて保険料を現在の 5 億ドイツマルク（2 億 2,700 万ドル）から 25 億ユーロ（22 億 2,000 万ドル）に引き上げなければならないという。しかしながら政府は、最大級の被害をもたらす複数の同時事故が保証されるのであれば、電力会社による互助保険を認めるという。

そして 2005 年 7 月 1 日以降、使用済み燃料の再処理施設への輸送は違法行為となる。再処理は廃止され、直接的な最終保管という手段に変更されることになる。最終保管用地の指定および準備が整うまで、所有者は原子炉の隣接地に中期的保管設備を建設しなければならない。

環境省によると、核輸送を最小限にするのが狙いであるという。一時はドイツの独占保管用地として考えられていたオルフス（Arhaus）およびゴールベン（Gorleben）にある既存の中期的保管用地では、元々認可を受けている核廃棄物量のうち、それぞれ 20%と 34%しか受入れられなくなる。

5. 環境相、12 月までに京都議定書の批准に向けた取組み開始を示唆

トリッティン環境相（J. Trittin）は、2001 年 8 月 22 日、早くも 12 月頃に、京都議定書の批准に向けたプロセスを開始できるかもしれないと述べた。同相によると、環境省が起草した批准法案は、秋には政府が採択し、12 月に下院（Bundestag）で審議する予定であるという。

1997 年京都議定書については、その実施に関する多くの技術的問題を引続き解決しなければならな

い。同議定書は、先進国に対して、2012 年までに GHG 排出量を 1990 年水準より 5.2%削減するよう求めている。

1992 年国連気候変動枠組み条約の修正として、同議定書を発効させるには、先進国世界の GHG 排出量の 55%も排出している 55 カ国の批准が必要である。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

III.英国

1. 英国、温室効果ガス排出権取引制度を開始

英国は、2001 年 8 月 14 日、企業の温室効果ガス（GHG）排出削減を奨励するために法人税優遇措置というインセンティブを産業界に提供する温室効果ガス排出権取引計画を開始した[12]。

「英国排出権取引制度」に関する最終的な枠組み文書（同プログラムへの参加資格および入札方法の詳細を含む）を公表するにあたり、ミーチャー（M. Meacher）環境相は、同プログラムにより、英国は京都議定書の中で義務付けられた GHG 削減量の 10%を達成できると述べた[13]。

同プログラムは任意であるが、政府は、年間最大 2 億 1,500 万ポンド（3 億 700 万ドル）の予算を計上する。同プログラムの参加者は、削減目標を達成するために社内的削減あるいは市場での「割当てられた排出枠（allowances）」の売買により、排出量を削減することに同意することになる。企業は、安価に排出量を削減し、目標を達成できる場合、余剰許容量を売却あるいは将来の使用に備えて預けることができる。

但し、同計画は、規則に違反した企業に対して制裁措置が課している。制度に参加しながら、排出削減目標を達成できなかった企業は、市場金利を付け奨励金を返却しなければならない。さらにその後、不足分を補うためより厳しい目標を設定されることになる。

同相によると、参加企業を募るために、2003／2004 会計年度から 5 年間にわたり、毎年インセンティブ資金として最大 2 億 1,500 万ポンドを提供するという。環境・食糧・農村地域省（DEFRA: Department of the Environment, Food and Rural Affairs）は、2002 年初頭に同プログラムへの参加を呼びかけ、奨励金が 2003 会計年度予算の一部として計上される。

企業は達成可能と思える削減量を基に入札する。政府は、参加企業が 1998～2000 年の基準に備えて削減量を必ず達成しなければならないと強調している。これは、京都議定書に定める GHG 削減量の算出に適用された 1990 年基準に比べ緩やかである。

同プログラムは、環境保全を維持しつつ、同制度の魅力を最大限に高めるため、5 月に公表された計画案を一部修正している。例えば、絶対目標を保持している企業は、自社の取組みにより過剰達成した削減量を京都議定書に定める 2008～2012 年の期間分とし貯金できる。但しその後については、かかる貯金が制約される場合がある。政府は、オークションへの最大限の参加を促すために排出料削減の最低基準を設けないことにしている。

同相は、同取引計画により、京都議定書に定める英国の GHG 削減量の 10%が達成できるという。また同制度は、その 2003 年の計画開始日から条約に定める公約の第一期が終了する 2012 年までの 9 年間にわたり、合計 23%もの排出削減に貢献するという。

同制度は、経済全体で取組む世界初の GHG 排出権取引制度になるという。また、同制度により英国企業は他国に先駆けることになり、産業に新規雇用および投資機会が創出されるという。

---

[12] 環境・食糧・農村地域省、「2 億 1,500 万ポンドの計画は、英国企業に世界のリーダーになる機会を提供する」、2001 年 8 月 14 日。

[13] 枠組み文書の原文は以下のサイトで入手可能。
http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/trading/index.htm

2. 政府、新エネルギー効率改善コミットメントを発表

2001 年 8 月 17 日に公表された「新エネルギー効率改善コミットメント 2002 年－2005 年」案によると、電気・ガス供給者は、やりがいのある新しい省エネ目標を達成し、国内エネルギー効率を改善しなければならない[14]。

「エネルギー効率改善コミットメント（EEC: Energy Efficiency Commitment）」）は、国内需要家によるエネルギー効率改善を促進する義務をエネルギー供給者に課すものであり、「エネルギー効率推進基準（EESoP: Energy Efficiency Standards of Performance）」に置き換わるものである。EEC は、英国気候変動プログラムの一環として、国内部門における炭素削減に大いに貢献するものである。

EEC はまた、供給者に対して省エネ分の少なくとも 50%については低所得消費者層に重点的に取組むことを求めるなど、弱者世帯の燃料貧困を緩和するという政府公約の達成にも寄与するものである。消費者がこの省エネ支援策を利用した場合、ガス・電気料金が平均で年間 10 ポンド節減できる。低所得層の消費者にとってこの節約は、エネルギー料金の引下げあるいは安心感の向上という点で重要になっている。

エネルギー効率促進におけるエネルギー効率化義務の目的は以下の通りである。

- 2008 年～2012 年までに 1990 年水準より 12.5%の GHG 排出を削減するという京都議定書に定める法的拘束力を有する英国の削減目標と、2010 年までに 1990 年水準より 20%二酸化炭素の排出量を削減するという国内目標に著しい貢献をすること。エネルギー効率対策は、政府の「英国気候変動プログラム」の重要な要素の一つである。
- 電力・ガス消費者のエネルギー使用抑止、燃料コストの削減、あるいは安心感向上を支援すること。
- 所得に占めるエネルギーコストの割合が高い低所得消費者に特に支援を差し伸べ、燃料貧困緩和を支援すること。

EEC に基づき電力・ガス供給者は、国内消費者の省エネによるエネルギー効率改善を促進するための目標達成を求められる。消費者は、例えば、断熱対策またはエネルギー効率の高いボイラー、電化製品、あるいは電球など、省エネ対策の採用を奨励されることになる。

政府が提案している約 64 テラワット時の燃料加重エネルギー節約という全体義務が、供給者に対して定めるのは初めてのことである。これは、1994 年以来英国電力・ガス規制当局 Ofgem が運用してきた EESoP の活動を著しく or かなり拡大するものである。炭素換算で年間約 40 万トンの GHG 排出削減が見込まれている。

3. 政府、新たに厳しい大気汚染削減目標を発表

ミーチャー環境相は、2001 年 11 月 17 日、大気汚染の一層の削減を目指し、新たに厳しい目標を発表した[15]。大気質に関する戦略を更新 or 新しいものにするための協議文書を公表した同相は、2010 年までに粒子状物質汚染の長期的水準を、少なくとも 50%削減することを提案している。その内容を以下に示す。

国全体で、粒子状物質の一日平均濃度が 1m^3 当たり 50μg を超過する日が年間 7 日を超えないこと。年間の平均水準が 1 立法メートル当たり 20μg を超えないこと。

開発、産業活動および交通水準が著しく異なるロンドンおよびスコットランドについては、特定の目標を定める。

- ロンドンの 2010 年末の目標は、一日平均水準が 1 立方メートルあたり 50 マイクログラムを超える日が年間 10～14 日を超えてはならない。

[14] 環境・食糧・農村地域省、エネルギー効率改善コミットメント 2002 年～2005 年、協議提案、2001 年 8 月。

[15] 環境・食糧・農村地域省、「大気の質に関する戦略－粒子状物質、ベンゼン、一酸化炭素および多環式芳香族炭化水素を対象とする大気の質目標案に関する協議文書」、2001 年 9 月。

また、年間平均水準は、1 立法メートルあたり 23～25 マイクログラムを超えてはならない。

・ スコットランドの 2010 年末の目標は、一日平均水準が 1 立法メートルあたり 50 マイクログラムを超える日が年間 7 日を超えてはならない。また、年間平均水準は、1 立法メートルあたり 18 マイクログラムを超えてはならない。

政府はまた､市長およびロンドン自治体に対して、2015 年までに年間目標 1 立法メートル当たり 20 マイクログラム達成に向けて取組むとともに、その進展を可能にするためのコスト効果の高い均衡の取れた独自の取組みを決定するよう提案している。

保健の専門家は、交通および産業からの排出に起因する粒子状物質への長期間にわたる曝露は、特に心臓疾患による早死の原因になると助言している。そして、粒子状物質による大気汚染が長期的に健康に及ぼす影響は、現在の政策の根拠となっている短期的影響より少なくとも 10 倍大きいと見ている。

影響を受けている人の正確な数は把握できていないが、100 万人が影響を受けると仮定して、微粒子の量を 5%削減した場合、平均寿命が 3 ヶ月から 6 ヶ月半伸びる、と専門家は示唆している。政府は、「大気汚染物質の医学的影響に関する委員会（COMEAP: Committee on Medical Effects of Air Pollutant」が発表した専門家による最新の証言によると、大気中の粒子状物質の水準 or 濃度を確実に減少させるための対策がさらに必要であることは明らかであるとしている。COMEAP の所見を受けて現在の新目標により、粒子状物質による大気汚染の一層の削減が著しく推進される。

4. 政府、使用済み自動車指令の実施について協議

政府は、EU 使用済み自動車（ELV）指令を実施するための国内法の整備期限より 9 ヶ月も早く、三つの異なる提案への意見を求める文書を発表した[16]。一つは、各製造業者にトン数で示すリサイクル目標を課すとともに、リサイクル責任の達成方法については、単独回収あるいは集団回収の別を製造業者に選択させる制度を組み合わせ、権利取引制度の採用の可能性もあるという提案である。実質的な新法制定の必要性を最小限に抑えるため、厳しい（財政上の）罰則を伴う自主的枠組みのもとで同指令の遵守を確実にするためには、3 つの提案いずれも業界との交渉に多少の困難が予想される内容である。当指令は、自動車メーカーが 2006 年までに中古車の少なくとも 85%（重量比）をリサイクルし、2015 年からはその割合を 95%に引上げること、また、メーカーor 製造業者が 2007 年までそのコストの大半を確実に負担するよう規定している。

5. 英国産業による環境投資拡大との報告結果

DEFRA が 7 月 31 日に発表した独立機関の委託調査によると、英国産業界は、生産工程における汚染削減に役立つ技術設計への投資を拡大しているという[17]。

報告書によると、以前は仕方なく事後に汚染除去コストを支出していた企業が、このような「末端処理（end-of-life)」工程から、クリーン（＝原料から製造まで含めて､極力工程内で排出を抑える）生産化を意識した処理を支持する投資に移行しているとして、このような投資支出は、企業一般の意識変化を示すものであるという。

DEFRA（旧環境・運輸・地域省）は、同調査の結果が政府の環境規制プロセスの変化を反映しているという｡即ち､排出規制および廃棄物管理から、環境に優しい保護措置を生産ラインに直接統合する方向へ重点が移行しているのである。

オランダに拠点を置く URS Dames & Moore, Inc. が実施した「産業界の環境保護支出に関する調査（ Environmental Protection Expending by Industry Survey)」では、7,000 社以上の英国企業を対象に質問を行ったところ､1999 年の環境支出は全国的に 50%増加しているとの結果が得られ

[16]使用済み自動車に関する指令 2000/53/EC、英国政府協議文書、2001 年 8 月。

た。ちなみに、環境保護支出に関する同様の調査を実施した最後の年である 1997 年は 30%の増加であった。

環境支出とは、大気中あるいは水中への放出を削減もしくは防止すること、土壌および地下水を保護するために廃棄
物質を処分すること、騒音および振動を防止すること、または通常の操業において自然環境を保護することを主たる目的とした場合に生じる支出と定義される。

同調査によると、英国企業は税引前利益のほぼ 0.75%すなわち 41 億ポンド（57 億 4,000 万ドル）をいわゆる環境資本支出に投資していることが明かになった。これは、大気および水の保護ならびに高額な処分費用を必要とする有害廃棄物および副産物の削減を目的とする統合技術への投資である。

同調査結果は、生産に関わる産業（採掘産業、製造業およびエネルギー供給産業）による支出を対象とし、廃棄物処理および下水処理などの環境産業への支払いも含んでいる。

同報告書によると、食品製造、飲料水、タバコ、化学薬品および金属産業による支出が最も多いという。

さらにまた、国内における環境保護関連の総支出と純支出の見積りが支出別に、業界および企業規模別の内訳も示している。

6. 政府、環境技術推進を目指し資本控除を強化

政府は、2001 年 7 月 25 日環境保護への貢献を目的とし、初年度 100%資本控除という条件を掲げた「グリーンテクノロジー」を提案するよう業界に呼びかけた[18]。

Paul Boateng 財務相は、気候変動課税と並んで公約したパッケージ案の一環である資本控除の強化は、環境技術投資への障害を緩和する意図があるという。

同相は、9 月 28 日までに、資本控除を条件として、具体的な環境目標の他に、かかる目標の達成に寄与する技術も合わせて示すよう業界に呼びかけた。

そしてこの控除により、企業は課税利益から資本支出を控除することが認められ、有望な環境技術への投資から相当のキャッシュフローの増加が得られるという。

この新措置は、国内のグリーン・テクノロジー推進を指揮しようとするブレア（T. Blair）首相の決意を反映するものである。「グリーン」テクノロジー企業を代表し、1995 年からかかる優遇措置の導入を働きかけてきた環境産業委員会（the Environmental Industries Commission）は、この発表を歓迎した。資本控除によって、世界の競合他社と「同じ土俵」に立ち、世界の環境テクノロジーおよびサービス市場での優位を争う競争に臨みやすくなるとしている。経済協力開発機構（OECD）の予測では、同市場は、2010 年までに年間 6,400 億ドル規模の市場に成長するという。

現在、同国の世界市場に占める割合は約 4.4%であり、世界市場を支配するドイツ、日本、米国には大きく溝を開けられている。

7. 新改正英国会社法にグリーン会計要件なし

社会環境的・倫理的パフォーマンスを追跡する新 FTSE4Good［FTSE 社の提供する株価インデックス名］指標導入後 1 ヶ月足らずで、新改正英国会社法は、環境社会倫理パフォーマンスの開示の義務化に失敗。

[17] 同調査については、下記サイトを参照のこと。
http://www.defra.gov.uk/environment/statistics/envsurvey/index.htm

[18] 英国財務省、グリーン・テクノロジー・チャレンジ：2001 年 7 月発表の協議文書。以下のサイトで入手可能。
http://www.hm-treasury.gov.uk/consultation/full_index.html

「英国企業法レビュー（the UK Company Law Review）」（CLR）の最終報告書では、役員の責任拡大および民間企業に対してさらなる企業情報の開示義務を公約している[19]。しかしながら、役員に対して、環境・地域への影響、コーポレート・ガバナンス（企業統治）、リスク管理への取組み、またはかかる分野におけるパフォーマンスの開示を強制する法的義務を課す提案はしていない。

環境団体「Friends of the Earth（地球の友）」は、「昨年末、ブレア首相が、2001 年末までに一般上場企業上位 350 社はすべて環境パフォーマンスを報告すべきであると断言したにもかかわらず、CLR は収益性以外、企業の法的責任を問うことは一切していない。これは、国民の希望や期待に反するものである」と、失望の意を表明した。

英国企業法レビュー委員会（The UK Company Law Reviewer）は、1998 年、当時の貿易産業担当相、現在のベケット（Margaret Beckett）環境相により英国企業法の近代的枠組みを整備する目的で設置された。同委員会が掲げる 3 つの明確な目標の 1 つは（競争力の強化、そして分かりやすく、コスト効果が高く、公正な規制と並んで）、「企業行動の高水準の支持」であった。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

IV. フランス

1. 首相、選挙前の新税導入を否定

ジョスパン（L. Jospin）仏首相は 2001 年 8 月 28 日、、2002 年半ばに予定されている国会議員選挙および大統領選挙運動期間中の新税導入の可能性を否定し、事実上、気候変動対策への国家的取組みの一環としてエネルギー消費に課税するエコ税実施に向けた取組みを取り下げた。

同首相が「新税導入否定」という一般的意向を示したのは「執務への復帰」というテレビ番組でのインタビューの中であった。これは、フランスの伝統的な 8 月の夏季休暇の終わりと、気候変動をめぐる環境団体および企業利益との対立の秋の幕開け双方を意味した。

緑の党の指導者は、特に首相の税導入モラトリアム（一時停止）発言にショックを受けた。これにより、エコ税導入がなくなっただけでなく、ディーゼル燃料税を無鉛レギュラーガソリン税と同じ水準にまで引き上げようと進められてきた取組みも停止させられてしまったからである。

1997 年の国会議員選挙中緑の党は、万が一に左派連合が政権を取れば環境税が優先課題となることが明らかな状況下で、首相の社会党と左系連立政権を組んだ。緑の党は長年、同国の気候変動行動計画には「炭素税」が欠かせないとの立場を取り、1998 年以来企業のエネルギー消費量への課税を求めて積極的に活動を展開してきた。

これに対して、企業の指導者達は、民間セクターが経済の減速および懸案の欧州単一通貨への移行に大きな打撃を受けているため、年間最高 30 億仏フラン（4 億 1,500 万ドル）と推定されるエコ税負担は支持できないと、対抗姿勢を示している。

この秋の 2002 年度予算に関する国会審議で、エコ税を強く推進する予定であったコッシェ（Cochet）環境相は、首相の決定に「失望」したと述べた。しかし、同相は、政府がまだ明らかにしていない「ポジティブ・インセンティブ」制度の整備計画は、企業に拘束力を有する GHG 排出削減コミットメントを促すことにより、フランスは国際的気候変動に関する合意に定める同国の義務を履行できるとの楽観的見通しを示した。

基本的に政府は、優遇税制措置およびクリーン化技術、工業プロセス、ならびに燃料を採用する企業向けの助成措置を組み合わせる計画を検討している。

2. 仏企業経済団体、気候変動対策として課税措置より自主協定を支持

2001 年 7 月 19 日、フランスを代表する企業の経済団体は、自主協定および排出権取引を組み合わ

[19] CLR の原文は以下のサイトで入手可能。
http://www.dti.gov.uk/cld/review.htm

せた多面的計画の方が、社会党主導政府の指導者が支持するエネルギー税案より、GHG 排出削減対策として好ましいと主張した（但し、セクション 1 以下を参照すること）。

フランス企業運動（MEDEF: The French Entrepreneurs' Movement）は、ジョスパン首相に、企業のリーダーと長期的 GHG 排出削減目標について交渉するよう求めた。MEDEF が提案する交渉には、自主協定を締結する全企業が参加できる排出権取引制度の構築も含まれる。

MEDEF によると、セクター個別自主協定および排出権取引制度は 2003 年までに導入することが可能であり、またこれによりフランスは、2008～2012 年の期間に 1990 年水準まで GHG 排出を削減するという目標に向かってのプロセスが加速化されるとのいう。

MEDEF は、1999 年にヴォワネ（D. Voynet）前環境相が初めて提案した民間企業のエネルギー消費量に課税するエネルギー税にこれまで反対してきた。当初 2001 年 1 月 1 日の発効が予定されながら、2000 年 12 月に仏最高行政裁判所に却下されたという異論の多いエネルギー税を廃案にするよう政府に提案している。

そしてその代案として、セクター別に自主的排出削減協定を交渉する制度を提案している。

また、7 月 19 日に発表したポジションペーパーの中で、自主的協定の場合、企業は新技術採用など内部的対策あるいは他企業からの排出権購入など外部的対策を取るなど、排出削減目標の達成方法を選択できると説明している。同担当者は、同加盟企業が実際にどの程度の排出量削減が可能かを示す試算の開示を拒絶した。

仏化学工業界代表は、同セクターでは 2010 年までに、1990 年水準から 30%の GHG 排出を削減できると提案しているが、化学会社は、政府が負担の大きいエネルギー税を導入すると、このような削減は不可能であるとしている。

同様に、建設セクターの代表は、エネルギー効率化対策により、既存ビルの暖房、冷房、照明による GHG 排出量を 2010 年までに 20%削減できると示唆しながらも、新築ビルの排出水準は 1990 年代に建設されたビルよりすでに 15～25%少ないとしている。

MEDEF は、個別あるいはセクター別の排出削減協定には排出権取引制度を組み合わせなければならないという。同担当者は、京都議定書に示された市場メカニズムは「欧州あるいは地球レベルで最善の方法である」と認めながらも、「米国の参加・不参加にかかわらず」京都議定書を批准および実施をしたいとする欧州政府の意向を容認したという。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

V. デンマーク

1. LCA：デンマークに情報センター設立

デンマーク環境省のプレスリリースによると、クリーナープロダクト評議会（the Council for Cleaner Products）は、利用者が基本的環境活動にライフサイクル・アセスメント（LCA）を採用できるよう、支援ツールの開発および管理を行うライフサイクル・アセスメント情報センター設立を決定したという。同センターは、2001 年秋に EU による正式提案を求め、2001 年初頭の開設を見込んでいる。

1996 年に工業製品の環境開発（EDIP: Environmental Development of Industrial Products）手法が開始されて以来、デンマーク環境保護庁（EPA）は、利用者が環境活動にライフサイクル概念を統合できるよう支援するためのガイドラインおよびツールを数多く開発してきた。しかし、利用者が活動への取組み方について助言や指針を得ることができ、また、新しい知識が利用できるようになればそれに合わせてツールを改善できるような場所が必要である。

同センターは、EDIP 手法に基づいて運用する一連の PC ベースのツールを構築、管理することになる。このような一連のツールには、アドバイザーなどが各自の目的に応じてさらに展開できる基本的モジュールと、特殊分野のユーザー定義ツールが含まれることになる。また、ユーザー向けに公開 LCA ネットワークを構築し、ガイドライン、視聴者参加サービス、インターネット・ホームページ、各種コースの開催などを通じて、LCA 利用に関する情報を普及していく。

さらにこの新センターは、一つには EDIP 手法が特に確立している同分野の国際的発展に影響を及ぼすという意図から、また一つにはデンマークの国際的経験を高めるという意図から、国際的に通用するものとなる。

2. 調査結果により TBT 含有 PVC 製品の存在が確認

環境省によると、デンマーク EPA の調査により、ビニール製フローリング、ビニール製壁紙、ならびにポリ塩化ビニール（PVC）製手袋に大量のトリブチル（TBT）が確認され、TBT による総環境負荷がプラスチック 1 kg当たり 0.5～47 mg TBT に増加するという新たな原因となっている[20]。

かかる製品の使用がすぐに健康に影響するというものではないが、スズ化合物は PVC などから水中に排出される可能性があるので、水中の TBT 量が総環境負荷の増加につながる。検出された他のスズ化合物については徹底的に調査されたわけではないが、環境中に蓄積する可能性がある。一部のビニール製品の他に、シャワーカーテンおよびプラスチック製の袋からカドミウムも検出された。カドミウムの使用は禁止されており、化学物質検査局（the Chemical Inspection Service）は企業に対し、直ちにすべての販売の中止およびすべての在庫の廃棄を命じるとともに、即時に対策を講じるよう強く求めた。

欧州委員会は、関連リスクと規制の必要について評価中であり、デンマーク EPA は、同委員会にこの新たな結果を送付することになる。

3. デンマークのエコラベル表示制度推進キャンペーンに成果

環境省によると、出足は鈍かったものの、EU エコラベル、いわゆる「フラワー」に対する意識がここにきて高まりを見せているという。今年の春 EPA は、2 種類のエコラベル、フラワーとノルディック・スワンに対する意識高揚キャンペーンを展開した。独立機関による同キャンペーンの評価結果によると、フラワーに対する意識は 4 倍も高まっている。以前は、フラワーがエコラベルであると認識している消費者は 4%でしかなかった。キャンペーン後にはこの割合が 16%に高まり、「ノルディックスワン」エコラベルの認知度は 26%から 41%まで上がった。

同キャンペーンが第一の対象グループとする 25 歳から 55 歳の母親のうち、今やフラワーの認知度が 26%、スワンの認知度が 46%である。キャンペーン以降、この結果が示すように、女性はエコラベルに対する最も高い認知度をもつ集団になっている。

キャンペーンの結果、現在では、エコラベル表示製品を購入する人が増加している。対面調査した消費者の 38%は、過去 6 ヶ月間にエコラベル表示製品を購入している。キャンペーン前の数字は 32%であった。またしてもトップは女性である。主要対象グループの 57%が同時期にエコラベル表示製品を購入していた。

同キャンペーンは、エコラベル表示商品の供給量増加にも寄与している。過去 18 ヶ月間で、フラワーエコラベル表示製品の製造企業数が 0 社から 17 社に増加しており、その結果、デンマークはフラワーのライセンスに関して欧州一になっている。

EPA のキャンペーンが概ね成功したのは、特に多くの企業および NGO によるかなりの支援に依るものである。

---

[20] PVC 製品に含まれるフタレート類および有機スズ化合物に関する報告書は、下記デンマーク EPA のサイトを参照のこと。
http://www.mst.dk/chemi/01080100.htm

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

VI. スウェーデン

1. 政府、持続可能な開発に関する法の実施に向け省庁間パネルを設立

あるスウェーデン環境庁職員によると、新設される省庁間グループは、2001 年末までに承認される可能性の高い、本格的なスウェーデン環境法案の実施を支援する組織であるという。

同職員は、法案の内容は、環境上の持続可能な開発原則に基づき、同国の環境分野ならびに財務および農業などの分野にも影響を与えるものであるため、政府は「持続可能な開発のための関係閣僚委員会？（the Ministerial Group for Sustainable Development）」を設置したという。

このグループの目的は、「スウェーデン環境目標」として知られる同法の円滑で効率的な実施を確実なものとすることである[21]。同法案は、4 月 26 日に政府により承認され、5 月 4 日に議会に提出された。議会は、11 月までに同法案の審議を始める見込みである。現政府を構成する 3 党が同法の作成に関わっているため、同法案の承認は事実上確定している。

ラーション（K. Larsson）環境相が同グループの指揮をとる。その他、農業省、文化省、財務省、交通省、エネルギー省が同グループに参加します。同相によると、同グループの仕事は、同法案の長期的目標達成に向けた政府の行動を導き、実施に伴う短期的政治的混乱を解決することであるという。

この 5 省の代表ならびに首相府から構成される企画グループは、省庁グループの提言を執行し、実施に関する問題の解決を支援する。環境省内の主任政治顧問 Göran Enander 氏がこの企画グループの指揮をとる。

また、同グループの初会合が 10 月に開かれる見込みであり、議題にはおそらく気候変動、農業改革、ならびに生物多様性に関する問題が取り上げられるという。この会合で取り上げられる可能性のある他のセクター間問題には、課税や罰則など、同法案の持続可能な開発目標を達成するための財政的手法の利用がある。

同法案目標は、政府が特定した各環境問題分野における否定的トレンドを一世代のうち、すなわち 2025 年までに逆転させることである。その 15 の政策目標には、気候変動に与える人為的影響の削減、大気汚染の削減、環境中に発見される有害物質の大幅削減、オゾン層保護の強化、地下水質の改善、および海洋環境の改善などが含まれている。

◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆◇◆

VII. オランダ

（2001 年 8 月～9 月の間、関連する環境政策の進展が見られなかった。）

＜本弁護士情報は、競輪の補助金を受けて実施したものです＞

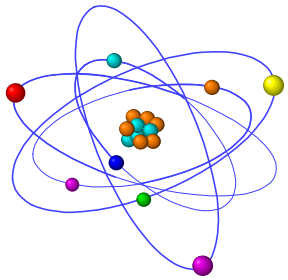

[21] スウェーデン環境目標－中間目標と行動戦略（2001/01:130）の概要は、以下のサイトを参照のこと。
http://www.miljo.regeringen.se/english/public.htm

連載　米国における環境関連動向

～在ワシントン／コンサルタントによるモニタリング情報 ⑫

● はじめに

本報告は製品の貿易と環境問題のミクロ情報に焦点を当て、製品に対する有害化学物質規制のほか、製品の貿易と環境規制動向、回収、リサイクル、環境に関する国際標準化、米国における環境ビジネス動向、環境問題に関する米国のキーパーソンなど、米国企業の企業経営と環境をめぐる数々の問題を包括的に分析する。

特に、今回の報告では、ブラウン管リサイクルについての各州の規制動向のほか、産業界に台頭する「産業生態系（Industrial Ecosystem）」「ライフサイクル評価」の概念、環境重視をうたったメーカー「グリーン製造業（green manufacturing）」の定着、などをまとめている。また、環境問題に関する米国のキーパーソンについては、環境保護局（EPA）のクリスティーン・ホイットマン（Christine Whitman）長官を取り上げる。

今号のポイント

- 現在、米国の電気製品のリサイクルについての規制は、州単位で非常に厳しい規制が生まれつつあり、今後の動向が注目されている。特に、注目されているのが、ブラウン管（cathode-ray tubes = CRTs）に対して、厳格な規制を適用しているマサチューセッツ州の動向であり、規制からさらに一歩進んだ法制化が進められている。
- 現在、米国では産業を生態系に見立て、酸素、炭素、水素などが過不足なく循環している自然界と同じように、産業全体で各種物質が効果的に循環するよう工夫する「産業生態系」「ライフサイクル評価」の概念が台頭している。
- 産業界にとって環境対策はますます重要になりつつある中、「グリーン製造業」という概念も完全に定着し、ゼネラルダイナミクス、シェブロン、ゼネラル・エレクトロニック、ゼロックスなどの米国を代表する企業が実践している。また、環境保護を目指した業界団体を結成する動きも米国の各企業で目立っている。
- 連邦政府と民間企業が協力した環境保護政策として、現在、注目を集めているのが、未来の産業戦略（Industries of the Future Strategy）であり、公害物質の流出度が高い産業セクターや、エネルギー消費量が高い産業セクターの体質を改善する活動を実施している。
- 環境保護局（EPA）のクリスティーン・ホイットマン長官は、今年はじめの長官就任以来、ブッシュ政権の環境政策のスポークスパーソンとして、精力的に活動している。

1. マサチューセッツ州、全米初の個人対象のブラウン管投棄規制

日本の家電リサイクル法や欧州の WEEE（廃電気電子機器）指令などに比べると、米国の電気製品のリサイクルについての規制は、非常に遅れているといわれているものの、州単位では非常に厳し

い規制が生まれつつあり、今後の動向が注目されている。

マサチューセッツ州の動向

特に、注目されているのが、パソコンのスクリーンやテレビ受信機などのブラウン管（cathode-ray tubes = CRTs）に対して、厳格な規制を適用しているマサチューセッツ州の動向である。マサチューセッツ州環境保護局は 2000 年 4 月から全米で初めて、個人を対象にしたパソコンのスクリーンやテレビ受信機などのブラウン管を投棄することを禁じた規制を続けている。

この規制は 2000 年 4 月から適用されており、これまでも事業者のブラウン管投棄はほぼ全米的に禁じられているが、個人を対象にしたブラウン管投棄規制は全米初であり、注目された。これまでゴミとして投棄されていたブラウン管を利用した機器（パソコンのスクリーン、テレビ受信機、テレビゲーム機など）は全て州内 6 カ所にあるリサイクルセンターに持ち込むことが義務付けられている。

現在、同州がゴミとして処理するブラウン管は年間、7 万 5,000 トンに及び、パソコンをはじめ、DVD などの機器が急速に普及しつつあるため、2005 年には 30 万トンになると推定されており、一般的なパソコンのスクリーンには 5～8 ポンドの鉛が含まれており、ブラウン管の中の鉛部分が埋立てや焼却処分の際に漏洩することを防ぐことを狙っている。

マサチューセッツ州では規制から更に一歩進め、企業による強制回収を狙った「CRT リサイクル義務法」の法制化が進められている。この法案は、現行の規制を更に強化するもので、下院の法案番号 H3154 で、ブラウン管を含む家電機器の生産者は、回収プログラムを共同または単独で構築し、2 年ごとに報告することが義務付けられており、非常に厳格なものである。

同法は現在下院で審議されており、マサチューセッツ州の州議会のウエブサイトによれば、11 月 5 日に H3154 を若干修正した H4716 が提出され、11 月 8 日現在、州議会財務委員会で法案が検討されている。今後の採決の見込みや、詳しい費用負担などは、今のところ不明である。

他州の動き

パソコンの普及率が年々高くなる中、カリフォルニア州も今年 4 月、マサチューセッツ州と同様のブラウン管のリサイクルに関する規制を導入した。規制の内容はマサチューセッツ州とほぼ同じで、個人を対象にしたブラウン管投棄規制となっている。マサチューセッツ州とカリフォルニア州に続き、コロラド、コネチカット、フロリダ、ミネソタ、ニュージャージー、オレゴン、サウスカロライナ、テキサスなどの各州が、同様の規制の策定を急いでいるほか、フロリダなどでは規制ではなく、州法として立法化する案も州議会で何度も論じられている。

調査会社 IDC の予測では、米国では今年、1,100 万台のパソコンが捨てられるとみられており、深刻な土壌・河川汚染の原因になる可能性があるため、今後全米各州で個人を対象にした、ブラウン管のリサイクルが義務付けられていくとみられており、ハイテク機器のリサイクルをめぐる各種規制はさらに厳格になるとみられている。また、ハイテク機器が含有する水銀についての規制も全米的に厳しくなる傾向にあり、既にバーモントのほか、ミネソタ、メインなどの各州では抜本的な規制が導入されている。FDA（食品医薬品局）は海水に含まれる水銀の全米的なモニターを検討しているほか、2000 年夏にはサンフランシスコ市当局が水銀温度計の利用や市内への持ち込みを禁止している。

図表 1： パソコン（本体、モニター、キーボード）の原料

鉛 6.3%
プラスチックス 23%
アルミニウム 14%
シリカ 25%
亜鉛 2.2%
銅 7%
鉄 20.5%
その他 2%

出典：ヒューストン・クロニクル紙

一方で、ブラウン管やサーキットボードなどのパソコン部品のリサイクルなどは、非常に手間も費用も必要であり、リサイクル事業者もあまり積極的でないという現状もあり、リサイクルを進めるためのシステム作りが急務になっている。

業界単位のリサイクル推進

また、前号でふれたように、既に家電業界などが中心となって、積極的なリサイクルを行う計画などが次々に発表されている。

電子産業連合（Electronic Industries Alliance）が 1）市などの行政機関によるリサイクルモデル、2）小売店によるリサイクルモデル、3）消費者が小売店に持ちこむモデル――の 3 モデルを使ったリサイクル試行をこの秋から開始しているなど、産業界からもリサイクルを積極的に行う動きもある。リサイクル試行は来年秋まで、全米の数州で行われ、最も効率の良いリサイクルの方法などが検討される。

このように、各州のリサイクル強化の動きの中、最も効率の良い家電製品のリサイクルをめぐって、企業も模索しつつあり、今後の動向が注目されている。

一方、家電業界では、ブラウン管を利用したディスプレーから、薄型ディスプレーへの転換が進んでおり、各州での規制強化が、薄型ディスプレーへの移行をさらに促進するとみられている。

2. 産業界に台頭する「産業生態系（Industrial Ecosystem）」「ライフサイクル評価」の概念

現在、米国では産業を生態系に見立て、酸素、炭素、水素などが過不足なく循環している自然界と同じように、産業全体で各種物質が効果的に循環するよう工夫する「産業生態系（Industrial Ecosystem）」「ライフサイクル・アセスメント：LCA）」の概念が台頭している。

産業生態系の概念のポイントは、ある事業者から出た廃棄物や副生産物を他企業の原料として再使用しやすいように様々な工夫をし、産業全体で各種廃棄物を減らす点である。産業生態系では、資源が有効に循環されているのか、この過程をあたかも生態系システムのような相互連携のもとでの代謝的・包括的なシステムと分析する視点が重要視されており、産業システムの連関の中でリサイクルを重視し、循環型経済社会を実現するのが最終的な目標である。

LCA は家電製品や自動車などの製品が作られてから廃棄されるまで、環境にどれだけ影響するかという商品の一生（ライフサイクル）を通じて、環境に与える影響を分析・評価する方法であり、同じ機能を持つ製品を比較したり、改良の前後で比較して環境負荷を評価するケースが一般的である。環境負荷を減らすためには何を改善すべきかの指針を与えてくれるだけでなく、製品の全生涯にわたって、どの部分で最も大きなエネルギーが消費されているかが定量的に分かるため、LCA は製品設計の変更プロセスの改善によるコスト削減の手段としても有用である。産業や国家を超えて共通した LCA を行うために、現在、国際標準化機構（ISO）が国際標準作りを進めている。

また、LCA の概念を、企業が環境対策に投じた費用とその効果を金額などで公表する情報開示方式である環境会計（environmental audit あるいは environmental accounting）に取入れ、総合的な分析を進めているケースも増えている。これは、LCA による物量情報と環境会計をリンクさせることで、両者を統合して環境マネジメントに役立てることが可能になるという視点に基づいている。環境会計は米国ではかなり定着しつつあり、企業の環境問題への関心度を測る目安となっている。また、LCA の先端例から、規範となるべき事例を学ぶ「ベンチマーキング（benchmarking）」も増えつつある。

LCA は「環境保護のためのデザイン」と密接に関連している。というのは、「環境保護のためのデザイン」は、通常、LCA と、「ライフサイクル便益（Life cycle benefit）」「ライフサイクル・コスト（Life cycle cost）の 3 者を「ライフサイクル・デザイン（cycle cost design）と呼んでおり、「環境保護のためのデザイン」と同義であるためである。

「産業生態系」や「LC 分析」の概念が注目される中、環境対策が新しい企業関係を作り出し、新しい集積（クラスタリング： clustering）現象を生み出しているケースもある。これは、例えば、ある工場から出された産業廃棄物を処理し、リサイクルする事業者が工場の周辺に立地し、リサイクル製品を購入する事業者も隣接するなど、リサイクルを介し事業者が集積するケースであり、事業者の間で産業生態系が構築されている。リサイクルを核とした集積は、シリコンバレーのハイテク関連事業者の集積に比べると、あくまでも小規模であるものの、デトロイトやボルチモアなどの工業都市ではリサイクルを核とした集積がみられつつある。

一方、ゴミの減量化やリサイクル促進を目指す循環型産業社会への移行を急ぐ上で、「産業生態系」や「ライフサイクル分析」の概念にますます注目が集まっている。

3. 「グリーン製造業（green manufacturing）」米国における環境ビジネス動向

現在、米国の産業界にとって環境対策はますます重要になりつつある。「グリーン製造業（green manufacturing）」という言葉も完全に定着し、ゼネラルダイナミクス、シェブロン、ゼネラル・エレクトロニック、ゼロックスなどの米国を代表する企業は1990年から1995年の間に有害廃棄物を50%削減している。また、製紙業者の多くは森林を伐採後、再び植林しており、“環境に優しい企業”を訴えている。

ランド研究所の研究員であるスーザン・レスター女史の著書「Technology Forces at Work」によると、米国を代表する大企業4社（デュポン、インテル、モンサント、ゼロックス）の環境に対する取り組みが紹介されている。ポイントを要約すると次のようになる。

・デュポンは、澱粉からポリエステルを生産する技術を開発など、環境に優しい製品を生産するための革新技術に対する投資を増やしている。

・インテルは、廃棄物の削減、資源の節約などによって公害防止への投資を行っている。特に、インテルの工場の中には、水資源が乏しいところに位置しているケースもあり、水の利用を抑える技術開発に取り組んでいる。

・モンサントは、生物工学の分野における専門性を活かし、持続可能性を練ったり、事業企画一般に対する環境問題への取組みを行っている。

・ゼロックスは、廃棄物の削減とともに、コスト削減をも目的に、資産リサイクル管理に投資を行っている。

・また、メーカーの下請業者、メーカー、配給業者、顧客などの間における環境対策の協力体制は、現在ますます盛んに構築されつつある。例えば、インテルとデュポンは、インテルがフッ素メタン廃棄物を収集し、それをデュポンが再利用するという廃棄物処理過程を共同で開発した。

また、全米研究協議会（National Research Council）なども「グリーン製造業」に関する各種研究をまとめている。全米研究協議会の代表的な報告書が1997年にまとめられた「Fostering Industry-Initiated Environ-mental Protection Efforts（産業界の主導による環境保護努力の育成）」である。この報告書には、産業界主導のプロジェクトがまとめられてる。代表的なものが、3Mの「Pollution Prevention Pays」、ダウケミカルの「Waste Reduction Always Pays」、フォードの「Manufacturing Environmental Leadership Program」などで、いずれも生産過程における廃棄物の削減やリサイクルの徹底、ライフサイクル分析の導入などが紹介されている。

一方、各企業は環境保護を目指した業界団体を作り、環境対策を急いでいる。環境保護を目指した業界団体の代表的なものは次のとおりである。

図表2：保護を目指した業界団体

団体	開始	代表的な参加企業
New Coalition for Environmentally Responsible Companies（「環境に責任を持つ企業新同盟」）	1990年代はじめ	General Motors Sun Microsystems Coca-Cola Polaroid Bethlehem Steel The Body Shop Bank of America
Responsible Care Program（「環境保護責任プログラム」）	1988年	Members of the Chemical Manufacturers Association
Strategies for Today's Environmental Partnership（「今日の環境パートナーシップ戦略」）	1990年	Members of the America Petroleum Institute

団体	開始	代表的な参加企業
Global Environmental Management Initiative （国際環境管理イニシアチブ）	1990 年	Anheuser-Bush BristolMyers Squibb Browning-Ferris Coca-Cola Colgate-Palmolive Coors Dow Chemicals DuPont Eastman Kodak Georgia Pacific Goodyear Johnson & Johnson Lockheed Martin Merck Motorola Occidental Petroleum Olin Procter & Gamble Southern Company & Waste Management

ANDERSON, Dan. "Expanding environmental risk management ". Risk Management 46（7）: 21-28. による。

4. 未来の産業戦略（Industries of the Future Strategy）

連邦政府と民間企業が協力した環境保護政策として、現在注目を集めているのが、未来の産業戦略（Industries of the Future Strategy）である。未来の産業戦略は、公害物質の流出度が高い産業セクターや、エネルギー消費量が高い産業セクターの体質を改善し、企業と共同でエネルギー消費量と公害物質の流出を抑えるための活動を実施するプログラムである。産業界の将来に対するビジョンを書式化し、目標に向けた技術ロードマップ（technology roadmap）を作成し、開発した技術を応用することを狙っている。エネルギー省の産業技術局（OIT = Office of Industrial Technologies）が運営を担当している。また、環境保全だけではなく生産性の改善など、米国産業界の未来を切り開くために、あくまでも「成長の中での環境維持（Sustainable Development）」を狙いとしているのが最大の特徴である。

未来の産業戦略では、あくまでも産業界の自主性を重視し、産業界がリード役になり、エネルギー省や各大学研究機関も参加する形態をとっている。具体的には、各産業の主要業界団体ごとに環境対策およびエネルギー保全のための技術について、1）2020 年を目標にした「ビジョン」の作成、2）技術ロードマップ（technology roadmap）の作成、3）さらに詳しい分析を踏まえた関連報告書の作成、4）研究調整評議会による技術分析、5）プロジェクトの実行――の 5 段階を通じ、効果的な環境対策やエネルギー保全技術を作成する。重要なのは、「ビジョンの作成」、「技術ロードマップ」、「プロジェクトの実行」であり、いずれも産業界が担当している。それを「研究調整評議会による技術分析」の段階などで、エネルギー省が支援する形になっている。

未来の産業戦略の具体的な流れ

1）「ビジョン」の作成

各産業の業界団体は 2020 年を目標に、産業ごとに環境とどのような関係を築くことを目標としているのかを盛り込んだ「ビジョン」をまとめる。「ビジョン」は広範囲における産業界の未来を予想し、環境との共生を促進するだけでなく、生産性の改善や、競争力促進に向けた課題も分析し盛り込む。「ビジョン」はエネルギー省が見直し後、署名する。

2）技術ロードマップ作成

次に、各産業の業界団体は、技術ロードマップ（technology roadmap）を作成し、産業界の未来におけるビジョンを実現するために必要な技術的方針を明らかにする。通常、1 つの産業に 1 つのロードマップが存在するが、産業によっ

ては、目的ごとに細かなロードマップを作成するケースもある。ロードマップは、一般的に「産業界の現状」「産業界のビジョンを実現する上で直面する問題点」「調査項目の選定」「革新的な技術開発にかかる期間」などを明らかにする。

3）さらに詳しい分析を踏まえた関連報告書の作成

ロードマップに加え、産業界は関連報告書を作成し、技術的問題点の各点についてより詳しい分析を行う。この段階では、学際的な視点からの分析が含まれているケースも少なくなく、幅広い総合的な分析を目指している。

4）研究調整評議会による技術分析

エネルギー省は、産業界による未来のビジョン実現のために、エネルギー省のリソースをより有効活用させるための方法を、研究調整評議会（LCC: Laboratory Coordinating Council）を通して分析する。

5）プロジェクトの実行

技術ロードマップに盛り込まれた環境技術・エネルギー保全技術の開発と応用を急ぐ。

このように、産業界主導で将来に向けての技術計画を作成し、それをエネルギー省が支援する形をとっており、産業界との協調政策の上に成り立っている。米国では、環境関連立法は執行の可能性や執行方法の細部に関してまで、EPAとの十分な調整なしに成立するケースも多く、企業にとっては規制準拠が難しかったが、エネルギーの消費と公害物質の流出を抑えるための研究開発を、政府と協力しながら民間企業が率先して行うため、産業界にとってみれば、実行可能な目標が設定されることになる。産業界主導であるという点は米国の環境政策の中でも画期的なものであり、特筆できる。

また、「ビジョン」作成する段階などで、単に環境保護・エネルギー保全だけではなく、国際競争力を生み出すような新技術開発なども盛り込むのが一般的であり、企業にとって環境保護以上のメリットを生み出す可能性もある。例えば、アルミニウム業界が環境に配慮した新技術開発を行う段階で、エネルギー消費を抑えることにより、業界における競争力の向上につながることが明らかになり、また、生態系の中で循環できなかった物質を還元する新技術も開発されつつある。

5. クリスティーン・ホイットマン（Christine Whitman）環境保護局長官

環境保護局（EPA）のクリスティーン・ホイットマン（Christine Whitman）長官は、今年はじめの長官就任以来、ブッシュ政権の環境政策の要として精力的に活動している。EPA 長官は閣僚ポストではないものの、クリントン政権時のキャロル・ブラウナー長官の場合と同様、閣僚に極めて近い「閣僚レベル（閣僚級）ポスト」として位置付けられている。

ホイットマン長官は、前ニュージャージー州知事であり、同時期にテキサス州知事だったブッシュ大統領の親友として知られている。ブッシュ政権では、環境政策のスポークスパーソンを兼ねており、例えば、地球温暖化対策などでは、温暖化防止条約京都議定書に盛り込まれた温暖化ガスの排出削減目標が「非現実的」として、米国の同議定書脱退を宣言した。

ホイットマン女史は共和党の中でも穏健派として知られており、就任の記者会見では、「自然保護派とされたセオドア・ルーズベルト元大統領と同じように、開発と環境保全のバランスをとることが必要」と力説し、過度ともいえる環境保護に対する姿勢が産業界から批判されたクリントン政権時のブラウナー長官とは一線を画している。ニュージャージー州知事時代、広大な農地を開発禁止地域として保全する政策を行った一方で、州の大気汚染や水質汚濁対策費を削減したことも、開発と環境保全のバランスをとる政策の一つであったとみられている。

ホイットマン女史が一躍有名になったのは、1990 年の上院選に出馬し、今回の大統領選でもゴア氏と民主党候補指名を狙った大物上院議員だったビル・ブラドレー（Bill Bradley）氏に予想以上に肉薄したためである。'93 年にニュージャージー州初の女性知事に就任、'97 年に再選された。女性団体による世論調査では常に、「将来の女性大統領候補」の一人として、名前が挙がっている。（54 歳、ホィートンカレッジ卒）。

＜本弁護士情報は、競輪の補助金を受けて実施したものです＞

環境・安全グループ担当委員会の活動状況

1．貿易関連環境問題対策委員会

＜平成 13 年度　通算第 66 回委員会（10/30；組合会議室）＞

・「産業界における LCA とその活用について」

―― P・E アジア株式会社 代表取締役副社長 羽鳥 之彬氏より LCA の概要、環境戦略としての重要性、活用手段、欧州自動車業界での活用事例、ソフトウエアの紹介等について講話を伺った後、意見交換ならびに質疑応答を実施した。

・「中国の海外電池業界における動向とその対応」

―― 電池工業会 国際担当部長 藤本 謹也氏より中国の電池産業の実態について講話を伺った。

・環境報告書について

―― 各社が最近発表した環境報告書（ブラザー工業、キヤノン、カシオ計算機、ダイキン、三菱電機、オリンパス光学、シャープ、ヤマハ）についてポイントの紹介があった。

2．貿易と環境専門委員会

＜平成 13 年度　第 6 回委員会（10/30；組合会議室）＞

・IPP フォローアップについて

―― IPP 専門ワークショップにおける課題、疑問点などについて意見交換した。

・貿易と環境に関する海外動向について

―― WEEE & RoHS、他、貿易取引に関連する環境問題について情報交換を行った。

・環境格付けついて

―― 検討内容について意見交換した。

3．環境法規専門委員会

＜平成 13 年度　第 5 回委員会（10/12；組合会議室）＞

・欧州環境規制に関する定期レポートの内容分析

―― 各委員が担当地域ごとに企業活動への影響、解釈上のコメント等について報告、その後、質疑応答および意見交換を実施した。

・環境法規に関する情報交換

―― WEEE & RoHS/EEE、EU 化学規制の見直しなどにつき情報交換した。

・活動報告書作成について

―― 作成の方針を確認した。

＜平成 13 年度　第 6 回委員会（11/8；組合会議室）＞

・欧州モニタリング定期レポートの内容分析

―― 各委員が企業活動への影響、解釈上のコメント等について報告、その後、質疑応答および意見交換を実施

・環境法規に関する情報交換

―― 米国マサチューセッツ州のＣＲＴリサイクル規制、EU 化学規制の見直しなどにつき情報交換した。

・海外の主要化学物質の規制概要報告書作成について

―― 具体的な実施方法を検討した。

４．環境問題関西委員会

＜平成 13 年度第 5 回委員会（9/27：大阪支部会議室）＞

・新委員の紹介について

―― 事務局より、新たに牧浦義則氏（京セラミタ ㈱ 事業企画部 環境安全推進課 責任者）が委員会に参加していただくこととなった旨報告した。

・「化学品法規とミノルタでの対応」について

―― ミノルタ ㈱ 品質環境部 品質 2 課 課長 坂本光俊氏より化学安全概要、化学物質管理とリスクアセスメント、欧米の化学品規制法の取りまとめ、社内体制等自社の化学品への取組みについて講話を伺うとともに、委員より各社の化学品の取組みの状況について説明があり、意見交換した。

・欧米の動向について

―― 欧州委員会での WEEE & RoHS 両指令案に関する information meeting の概要、EIA の「Environment Quarterly（Summer 2001）」の主な掲載内容、米国水銀規制の動向等についての報告、情報交換した。

＜平成 13 年度第 6 回委員会（10/26：大阪支部会議室）＞

・「産業界における LCA とその活用」について

―― P・E アジア ㈱ 代表取締役副社長 羽鳥之彬氏より、LCA の概要、環境戦略としての重要性、活用手段、欧州自動車業界での活用事例、ソフトウエアの紹介等について講話を伺い、質疑応答を行った。

・欧米の動向について

―― 米国バーモント州の鉛、水銀規制の対応等について情報交換した。

５．基準・認証問題専門委員会

＜第 4 回 WG（10/5）；組合会議室）＞

・MRA ワーキンググループ

―― 「日欧相互承認ガイドブック」を作成するため、提出された・担当原稿について意見交換を行うと共に、相互承認協定及び国内法についてスタディーを実施

・R & TTE ワーキンググループ

＜第 3 回 WG（10/5；組合会議室）＞

―― 「CE マーキングガイドブック – R & TTE 指令編 –」を作成するため、提出された・担当原稿について意見交換を実施

６．海外製造物責任（PL）問題対策委員会

＜平成 13 年度第 2 回委員会（10/10；大阪支部会議室）＞

・米国主要州の PL 制度実態調査 ― カリフォルニア、ニューヨーク、テキサス ― の調査結果（中間報告）について

―― 13 年度事業の一環として実施している標記調査の中間報告について委託先より報告があり、内容の検討をした。

・海外における PL 関連の動きについて

―― 中国での PL 訴訟の動向を中心に情報交換した。

事務局便り

◇ EU の環境適合設計を目的とする EEE 指令案は最近論議が止まったようだ。ブリュッセル短信の杉山さんの記事を読むと、EEE 指令案のみならず WEEE & RoHS 指令案を巡る在欧産業界の動きがよく分かる。杉山さん曰く、「御用団体化した ORGALIME は EEE でも腰が引けたそうな」とか、「欧州純血主義はグローバル化が最も進んだ ICT 産業界では相容れない」などのご指摘に思わずうなずく。

◇ 多くの米系 ICT メーカーの場合、これまで在欧子会社がニューアプローチによる EEE 法制化に賛成（正確には在欧の標準担当者が賛成）を示していたが、その後米国本社が事の重大さに気がつき、欧州子会社との会合をもって両者のコミュニケーションの改善があ図ったと伝えられる。このことが本誌掲載のポジションペーパーにいたったと推察されるが、ポジションペーパー作成後、彼らは USTR や欧州委員会企業総局幹部にも働きかけを行っているとも聞いている。

◇ 使用済み電気電子機器の回収・リサイクル規制といえば、何年も前にドイツでの議論に端を発し、その後 EU 加盟国、EU、そして日本と法制化の動きが続いたが、その時に、米国については埋め立て処分場に逼迫感がないということもあって当分規制という動きはないもの、あっても企業の自主的な取組みと思い込んでいた。今回の米国モニタリング情報でも取り上げているが、マサチューセッツ州における CRT に関するリサイクル法制化の動きはニュースだった。今後の審議の行方が注目される。成立にはいたらないとの見方もあるようだが、バーモント州の水銀規制同様、他の州に影響を与えるものと考えられる。

◇ ところで、この秋の紅葉はいかがでしたか。私の秋山は、10 月 13 日の信州・黒姫山が感動でした。ブナ、楓、ミズナラなどの広葉樹林を遠くから見た順光の裾模様も、山頂に向かう登山道から見上げる逆光の黄葉、紅葉も青空を背景に実に見事でした。また、11 月 4 日は浅間山に初冠雪がありました。車坂峠（高峯高原）から地蔵峠（湯の丸高原）への林道も雪景色で写真撮影に興じながら車で移動しました。しかし、途中地蔵峠寄りに日蔭となった急坂の下り右へアピンカーブがあって 20m 位 U 字型に雪が残っています。内側は既にツルツルで人が立ってもスーッと下る状態で、2 輪駆動車ではあがることも降りることもできない状況でした。我がチームは、うち 1 台は 4 輪駆動で難なく下れましたが、もう 1 台は 2 輪駆動で雪坂を前に立ち往生。進退極まったが結局 GO!。踏み跡のない左外側の新雪個所にできるだけ車を寄せて、下から男 4 人が車の外側横を懸命に抑えて加速を殺しつつ、可能な限り超スローで動かしてやっとの思いで脱出しました。ハンドルを握っていて車の前方下部の様子がよく見えないベンツのオーナーは仲間の OK という呼びかけに半信半疑でアクセルを踏んでいたという大変な冷や汗ものだったようです。以上今シーズン初の雪道体験でした。本格的な積雪が待ち遠しいです。

帰路、まだ新しい小諸高原美術館に寄りました。上信越道に隣接する小高い丘の上にある城跡公園の中心にあって、眺めはバツグンです。雪をかぶった浅間から左に黒斑山、籠の登山、そして先程肝を冷やした湯の丸にかけての稜線は大パノラマで、「千曲川」とあわせて「スケッチ」にピッタリ？。美術館巡りとあわせて是非お勧めのスポットです。もっとも我ら野暮な輩の集団のため館内美術鑑賞はお預けでした。（TI）